第２次
都城市
地域福祉活動計画

社会福祉法人都城市社会福祉協議会
都城市地域福祉活動計画策定委員会

は じ め に

平成１５年５月「都城市地域福祉計画」が策定されたことを機に、本市における地域福祉は新たな段階に移ったといえます。特に、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社協にとっては、その真価が問われる段階に入ったといっても過言ではありません。

さて、行政と社協による公私協働の計画が策定されたばかりの今年、社協は『第２次都城市地域福祉活動計画』を策定いたしました。なぜ第２次計画を作ったのでしょうか。どのような意義が今回の計画にあるのでしょうか。

それは、この計画は民間計画であるということです。行政とのパートナーシップを深めつつも民間の独自性を意識したことです。発展過程にある地域福祉という分野において、未開拓の実践分野や今後の実践課題を模索している、創造的な計画であるということです。また、社協が置かれている社会環境、社協が抱えている課題、求められる役割、地域福祉システム、住民参画、行政との協働、行政からの自立、社協経営等の厳しい課題も真摯に受け止め、脱皮改善を図りたいとする計画でもあります。そしてこれらは、市民や関係機関・団体、行政等の後押しを受けながら、地域福祉の中核組織を目指したいとする決意表明でもあります。

時は地域福祉計画の実施元年、平成１６年度は市制施行８０周年、ウエルネス都市宣言１５周年、市総合社会福祉センター開所２０周年、市町村合併前夜とさまざまな節目にあたります。この大きな局面で、大波に呑まれない長期指針としてこの計画を策定したつもりです。どうぞ市民のみなさま、関係団体各位、大いに社協を叱咤激励していただき、よりよい福祉のまちづくりに向かうようご指導ください。そして、積極的なご提言をお願いいたします。

末筆ながら、この計画策定にご尽力賜りました策定委員のみなさま、ご多忙の中にもご助言賜りました桃山学院大学の上野谷加代子教授に心より感謝申しあげます。

平成１６年３月

第２次都城市地域福祉活動計画策定委員会委員長
社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長
佐々木　文　雄

「第２次都城市地域福祉活動計画」策定によせて

都城市は、平成元年、都市目標像を「ウエルネス都城」と定め、現在、人が元気都市、まちが元気都市、自然が元気都市の「新元気都市創造プラン」の実現を目指したまちづくりを積極的に展開しており、本年は市制施行８０周年、ウエルネス都市宣言１５周年の節目の年を迎えることとなりました。

こうした中、平成８年に「都城市地域福祉構想」、同１４年に「都城市福祉のまちづくり条例」を制定し、また、同１５年には市民参画のもと「都城市地域福祉計画」及び１１地区ごとの「地域福祉活動計画」を策定し、市民一人ひとりが手を携えて、住み慣れた地域の中で、助け合い、支え合いながら誰もが健康で安らぎのある地域社会を築くため地域福祉の推進に努めております。

まさに地域を拠点とした市民及び事業者、行政が協働して保健・医療・福祉・教育等の連携による地域福祉を推進していくための総合的な施策の展開であります。

このようなとき、都城市社会福祉協議会において、市民の地域福祉活動を支援すべく「第２次都城市地域福祉活動計画」が策定されますことは誠に意義深く、市民が身近な地域で福祉活動を実践していくための具体的な指標になるものと考えます。今後は、都城市地域福祉計画と第２次都城市地域福祉活動計画を基に行政と社会福祉協議会がさらなる連携を図りながら市民が主役の地域福祉活動の展開が図れるものと大きな期待をいたしております。

おわりに、この計画策定にあたり、ご協力いただきました第２次都城市地域福祉活動計画策定委員会委員のみなさまに心から敬意を表しますとともに多くの市民のみなさまがこの計画実現に向けて積極的に参画し、協働していくことを切に望みます。

平成１６年３月

都城市長　　岩　橋　辰　也

計画策定･計画実施を応援します

「都城市地域福祉計画」（平成１５年５月）が、全国の先陣を切って都城市社会福祉協議会と都城市行政としてのパートナーシップのもと、多くの市民参加・参画により策定されたことは記憶に新しいと思います。その策定プロセスは、これまでの自治公民館活動や１１地区の地域福祉活動の実績を整理しながら住民自身が主人公の「地域福祉でまちづくり」を確認し、さらに子どもたちへのプレゼントとして「だれもが安心、住み良い、元気なまち、ひと」を創ろう、残そうという決意表明でもありました。このような住民の願いに呼応し、専門職はもちろん、市行政においても今まで以上に積極的に市民サービスを開始しています。

私たちは、この決意表明としての地域福祉計画を民間の立場で実施していかねばなりません。計画の実施には、モノ、カネ、ヒト、方法が必要です。財源や専門的人材は簡単に備わるとは思いませんが、幸い都城には市民による参画と民間と民間、民間と行政が協働していく力が備わっています。社会福祉協議会は民意を束ね、専門職や事業所の力を引き出し活用し、行政へ民意を伝え、提言・提案していく使命があります。そして、協働して実践していくことに本来的な意義があります。

この第２次計画は、行政とのパートナーシップをさらに深め、これからの社協の進むべき方向性を示すとともに、具体的な活動を提案したものです。とりわけ本計画が社協理事の方々によって策定されたことは、新・地域福祉時代の社協経営の観点からも高く評価されるでしょう。その心意気に敬服します。

これからが本番です。都城市社会福祉協議会活動が市民とともにあり、かつ全国の地域福祉実践のお手本になりますよう心から祈念します。

平成１６年３月

第２次都城市地域福祉活動計画策定委員会
助言者（アドバイザー）　上野谷　加代子
（ウエルネス都城特派大使）
（桃山学院大学社会学部教授）

第２次都城市地域福祉活動計画

＊　目　次　＊

≪頁≫

１　第２次計画の基本方向

第１　策定の前提・背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
第２　これまでの取り組み、ふくしみらい２１都城の評価・・・・・・・・・・　7
第３　第２次計画の考え方・特徴、体系、策定経過・・・・・・・・・・・・・　11
第４　第２次計画の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

２　第２次計画の内容

第１　「地区計画」支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（１）　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（２）　各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
・これからの地区社協体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
（３）　実施計画（平成１６年度～２０年度）　・・・・・・・・・・・・・・　25

第２　「市地域福祉計画」の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
（１）　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
（２）　各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
・「市計画」に基づく地域福祉の取り組みについて(総括表)・・　31
（３）　実施計画（平成１６年度～２０年度）　・・・・・・・・・・・・・・　56

第３　「社協事務事業」改善計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
（１）　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60
（２）　各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61
（３）　実施計画（平成１６年度～２０年度）　・・・・・・・・・・・・・・　62

第４　「合併後」の社協基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
（１）　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
・法人合併に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

第５　社協基盤強化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75
（１）　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75
（２）　各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
・基盤強化計画の具体的な取り組み事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　79

３　資料編

第１　都城市のたすけあいの歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
第２　都城市の福祉基礎データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
第３　策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　97

注記！

本計画書においてそれぞれ種類の違う計画が出てきますが、以下のように略記しています。

「都城市地域福祉計画」
（平成１５年５月　都城市策定）
⇒　『市計画（しけいかく）』

「地区地域福祉活動計画」
（平成１５年５月　１１地区により策定）
⇒　『地区計画（ちくけいかく）』

「都城市地域福祉活動計画（第１次版）」
（平成８年３月　都城市社会福祉協議会策定）
⇒　『ふくしみらい２１都城（みやこのじょう）』

1　第2次計画の基本方向

第1　策定の前提･背景･趣旨

１．計画の前提・背景

都城市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）はこれまで、地域福祉を総合的･計画的に取り組むための行動計画として「都城市地域福祉活動計画（第１次版）」（以下「ふくしみらい２１都城」という。）を策定し、平成７年度から１２年度までの期間、目標を持って各種事業に取り組んできました。これは、市社協としての初めての中長期計画でした。

この計画的な取り組みを経験し、目標を持って事業を推進する中長期的視点、到達する目標を見失わない一貫性、目標を達成できたかどうかの評価･振り返りなど、大切なことを学びました。社会環境の流れの早く厳しい昨今だからこそ、しっかりとした目標を持ち事業推進にあたることが重要であることを痛感しています。

ふくしみらい２１都城が終了している段階で、新たな目標づくりが必要でしたが、平成１２年度から始めた「都城市地域福祉計画」（以下「市計画」という。）づくりに、しっかりとした計画を作るために行政との協働作業に集中しました。この**「第２次都城市地域福祉活動計画」（以下「第２次計画」という。）**は、これらの経験を踏まえて策定したものです。

２．趣旨（策定の意義）

市計画は行政と社協と地域住民の共同計画として、行政が策定したものです。

計画が実行されるには、行政は実施計画と予算措置を、社協は地域福祉推進の喚起を、地域住民は活動への参加をと、次なる課題が出てきています。

その課題に対応するには、それぞれに果たさなければならない役割がありますが、とりわけ社協においては、地域住民がこぞって地域福祉に参加できる支援や、社協本丸が目指していく新しい目標づくりが迫っています。

今回、社協が民間地域福祉団体の中核として第２次計画を策定することには、次のような意義があると考えています。

○　ふくしみらい２１都城が終了し２年が経過、**次の計画が必要**であるということ
○　社協の計画は、**民間の計画**であるということ
○　市の計画を実現するための、**実施計画**であるということ
○　社協の計画は、**目標づくりの計画**であるということ
○　民間の立場で、**行政に提言する内容の計画**であるということ

このようなことから、行政の計画づくりに続いて社協の独自性を確認する意味からも第２次計画策定にのぞみました。

第2 これまでの取り組み、ふくしみらい21都城の評価

１．ふくしみらい２１都城の効果

初めて中長期指針を持つことによって、市社協は地域福祉の取り組みを総合的・計画的に考えるようになりました。また、各種事業もそれなりに強化発展させることができました。

これらは、本市への影響のみならず、県内や全国各地へも少なからず波及し、平成１２年度『地域福祉計画に関する調査研究事業（全国社会福祉協議会）』（以下「全社協モデル事業」という。）に指定されるきっかけともなりました。

２．ふくしみらい２１都城が残した課題

しかし、ふくしみらい２１都城によってすべてが達成できた訳ではありません。むしろ、時代環境の変化に計画内容が遅れてしまったり、法律が改正されたりという根本が変わることがありました。

また、計画体系に添って事業が実施できなかった、進行管理（手法を含む）ができなかった、予算措置が伴わないなどの反省点も多く知ることができました。

（以下、個別の結果は総括のとおり。）

「ふくしみらい２１都城」（都城市地域福祉活動計画）の総括

１．策定時期：平成８年３月

２．計画期間：平成７～１２年度

３．計画の体系

ふくしみらい21都城

1. 地区住民の自治・自主的福祉活動の援助に努めます
2. 在宅福祉サービスを豊かに創出するための各事業を進めます
3. ボランティア活動をさらに豊かに支援します
4. 福祉教育の推進に取り組みます
5. 福祉を求めるニーズを把握し、即応性を強めます
6. 社会福祉施設･機関･団体との連携や、社会福祉関連分野の連絡調整と組織化を推進します
7. 社会福祉協議会基盤の強化・発展をはかります
8. 行政諸計画との協働と地域福祉の推進

４．体系ごとの結果

（１）「地区住民の自治・自主的福祉活動の援助に努めます」

結果

○自治公民館単位での福祉座談会の実施
○福祉協力員　８７名配置
○高齢者ふれあいいきいきサロン「いたっみろかい」の開発
○「地区社協モデル事業」４地区で実施
○地区社協事務局開設（週１回）

（２）「在宅福祉サービスを豊かに創出するための各事業を進めます」

結果

○相談事業の充実
○ホームヘルプサービスの充実
○ホームヘルパー管理体制の強化
○点字図書館の専門職化
○移送ボランティアの会員配置

（３）「ボランティア活動をさらに豊かに支援します」

結果

○「都城ボランティア協会」の設立
○専任職員の配置（ボランティアコーディネーター）
○ボランティア室の整備
○入門講座（ボランティアスクール）の開催
○リーダー養成講座の開催

（４）「福祉教育の推進に取り組みます」

結果

○教師のためのボランティアセミナーの開催
○福祉教育担当者研修会の開催
○小・中・高等学校のボランティア体験事業
○市役所新任職員、各企業の福祉体験の研修支援
○地区や施設との小地域での合同会議の開催

（５）「福祉を求めるニーズを把握し、即応性を強めます」

結果

○移送が必要な対象者の実態把握
○地域福祉センターの先進都市調査（北九州市）

（６）「社会福祉施設･機関･団体との連携や、社会福祉関連分野の連絡調整と組織化を推進します」

結果

○地域事業への専門職派遣の定着
○難病患者の支援グループ組織化の援助
○地域事業への参画（薬剤師会）
○職員の地区担当制
○社会福祉施設等合同会議の開催（協働事業の展開）

（７）「社会福祉協議会基盤の強化・発展をはかります」

結果

○定款、諸規程の整備
○複式簿記への移行、新会計基準への移行
○組織の改変（課制への改変）
○各種事業の受託、新規事業の実施
９年度：「社会福祉普及推進校連絡会」設立
１０年度：「地区社協」構想とモデル地区実施
１０年度：障害者生活支援センター
１１年度：地域福祉権利擁護事業
１２年度：「介護保険３事業」開始
１２年度：基幹型在宅介護支援センター
○共同募金配分委員会の設置

（８）「行政諸計画との協働と地域福祉の推進」

結果

○第三次総合計画の実施（「地域福祉推進モデル事業」）
○全社協モデル事業の協働実施

５．計画策定後の評価（総括）

（１）評価

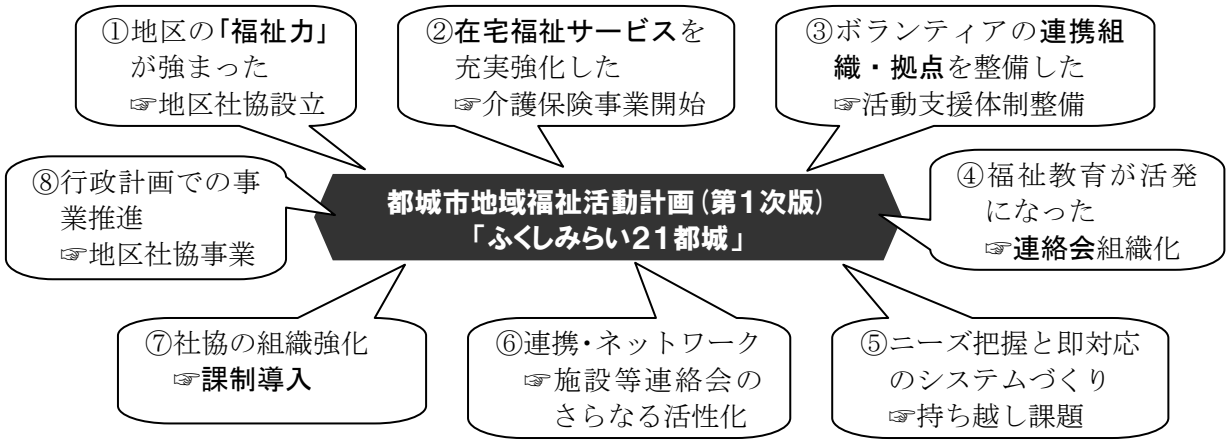

（２）今後の課題（持ち越した課題）

○地区社協のモデル実施と全地区への展開

○介護保険事業の経営

○ボランティアセンターの機能強化

・推進者（アドバイザー、コーディネーター）の養成

・活動プログラムの開発

・プラットフォーム構想

・ＮＰＯとの連携、支援

○福祉ニーズの多様化への対応

・総合相談の専門分化への対応

・総合在宅介護支援センターの機能強化

・福祉サービスの利用支援体制の強化（地域福祉権利擁護事業など）

○福祉専門機関、専門職団体等とのさらなる連携

○社協の経営基盤の強化

○行政との連携

第3　第2次計画の考え方･特徴、体系、策定経過

１．考え方・特徴

市計画は、平成１５年度から向こう１０年間を見通した、今後の地域福祉の指針を示したものです。いいかえれば、１０年後の“都城市の地域福祉”の設計図です。

また、地区地域福祉活動計画（以下「地区計画」という。）は市計画を実行するための計画です。１０年後の“都城市の地域福祉”に必要な材料や道具や人手がそろった状態といえるでしょう。

そこで、社協の第２次計画は、できた設計図とそろった材料を手に、いよいよ建設にとりかかる、という計画にしました。ただし、社会や経済環境の動きが早いため、今後５年間を見通した計画としています。

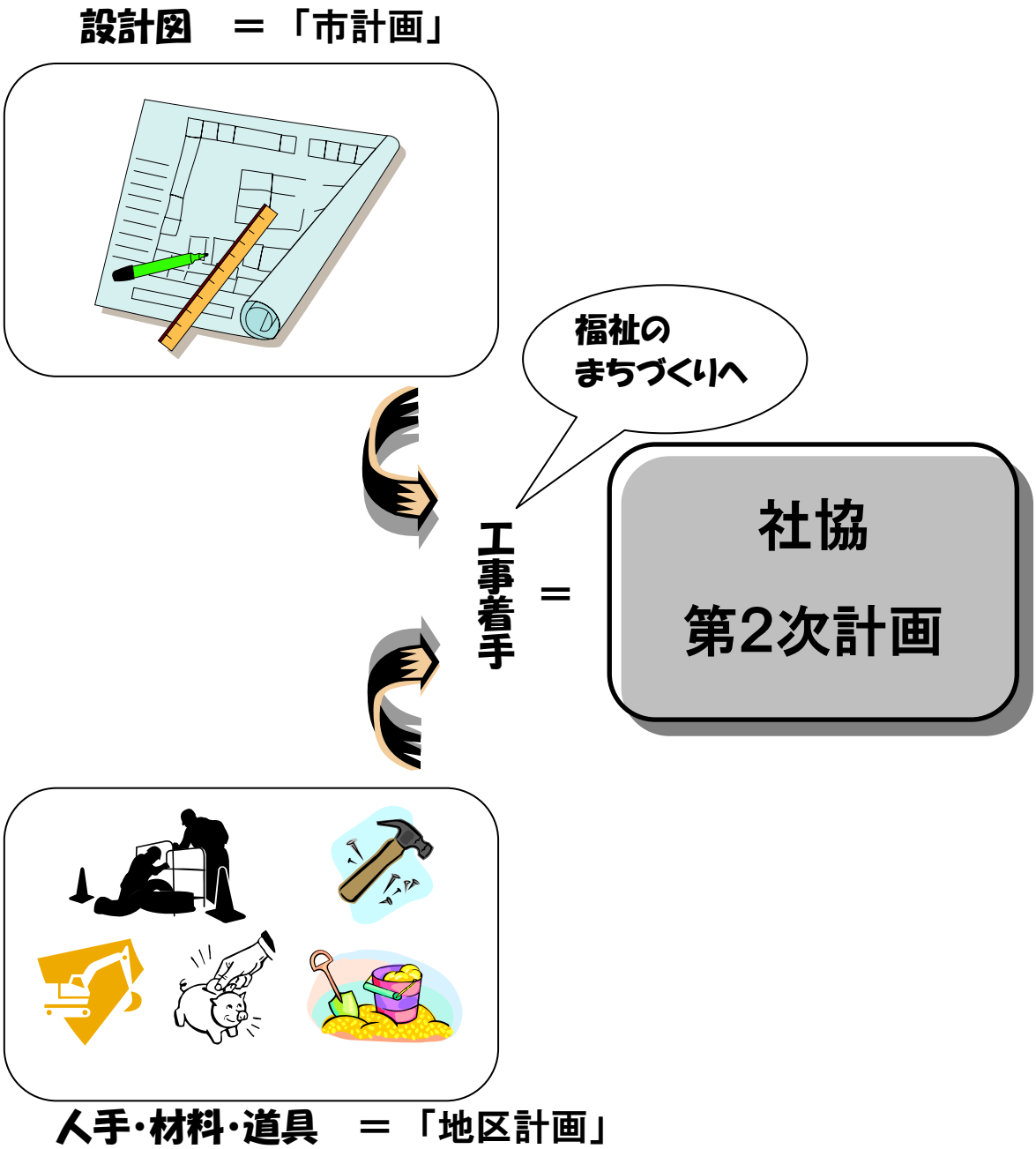

２．体系

「都城市地域福祉計画」体系図

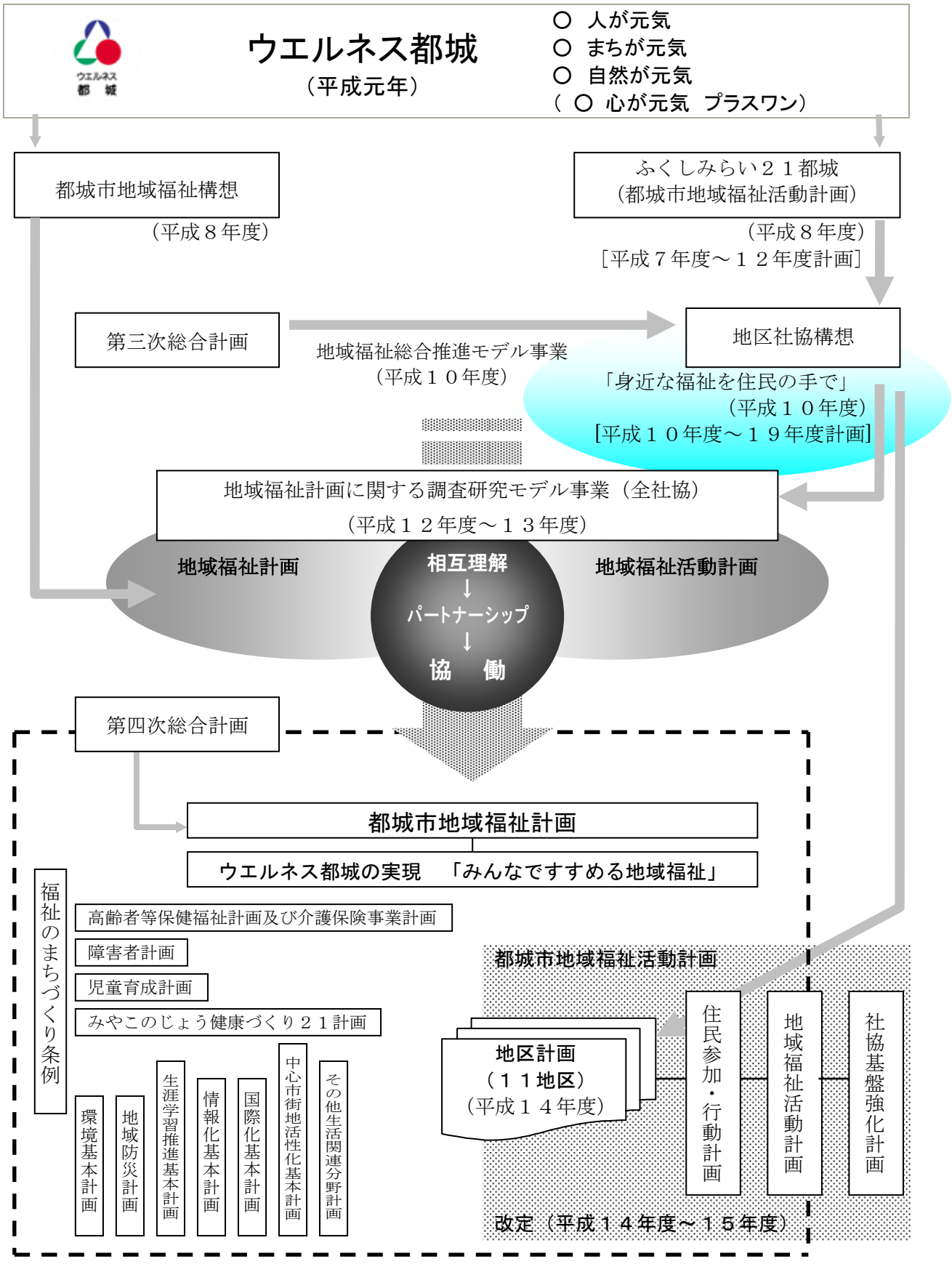

「第2次都城市地域福祉活動計画」体系図

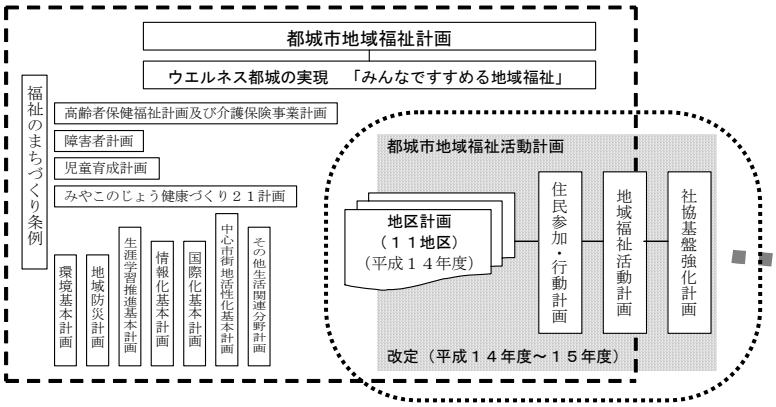

都城市地域福祉計画　　期間：平成１５年度～２４年度

１１地区「地区計画」・・・計画の名称（タイトル）

ふれあいよかとこ姫城地区　つまがおか福祉計画　小松原「夢」計画
あやめ福祉計画（祝吉）　愛タウン五十市　さくらランドよこいち
みんなですすめるしあわせプラン沖水　ふれあい志和池の福祉
ほのぼの庄愛会　元気いっぱいほんわか西だけ　いきいき中郷福祉プラン

第2次都城市地域福祉活動計画

《計画名》	《柱》	《実施計画》
第2次都城市地域福祉活動計画	第１　「地区計画」支援計画	地区計画を実施するための「地区社協」の充実強化 1.拠点の確保　2.機能強化　3.組織強化 4.地区事務局体制強化　5.事務局開設　6.財政基盤強化 7.支援体制の整備　8.活動強化　9.推進計画
	第２　「市地域福祉計画」の実施計画	市計画を実施するための諸施策 1.地区社協（事業面）　2.「ボランティア情報センター」構想 3.福祉教育の推進　4.総合相談体制の確立 5.都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化　6.専門職の養成 7.情報化の推進
	第３　「社協事務事業」改善計画	「事務事業アセスメント」によって、①事業の課題を明確にし、②課題解決の方法を検討、③取り組み目標を決め、④計画化し、⑤実行する一連の見直し作業を既存事業ごとに行ったもの 51 の既存事業の改善計画
	第４　「合併後」の社協基本計画	市町村合併に伴って生ずる「社協法人合併」に対して、法人合併に関する基本的な考え方をまとめたもの －福祉区と地域福祉圏域の考え方について－
	第５　社協経営基盤強化計画	社協基盤強化の取り組み 1.組織「社会福祉法人としての役割認識」 2.財政「健全財政と効率化」 3.事業「“必要”と“求め”に応じた欠かせない事業の展開」

期間：平成１６年度～２０年度

第4　第2次計画の優先順位

１．考え方

この第２次計画をすすめる上で、緊急に取り組むべき課題を**「緊急計画」**、重点的に取り組むべき課題**「重点計画」**とし、計画期間中の優先順位と重点度を整理しました。

緊急計画 → 活動展開のための「基盤整備」

◎　市内全域への地区社協の整備

重点計画 → 基盤整備に伴う「事業展開」

①　地区計画の実施

②　地域福祉専門職の配置
（コミュニティソーシャルワーカー）

③　市計画の実践

４つの目玉

①　地域福祉型サービスのプログラム化

②　ボランティア情報センター構想（仮称）

③　総合相談体制の確立
（相談機関プラットフォーム構想）

④　福祉後見サポートセンター構想

〔策定経過〕

市計画の策定作業は、平成１２年度から平成１４年度まで足掛け３年を要しました。
そこで、平成１６年度に市計画を受けて活動を支援していくために、社会福祉協議会の計画としてまとめました。その経過は以下のとおりです。

◇「都城市地域福祉計画」が策定されるまでの経過◇

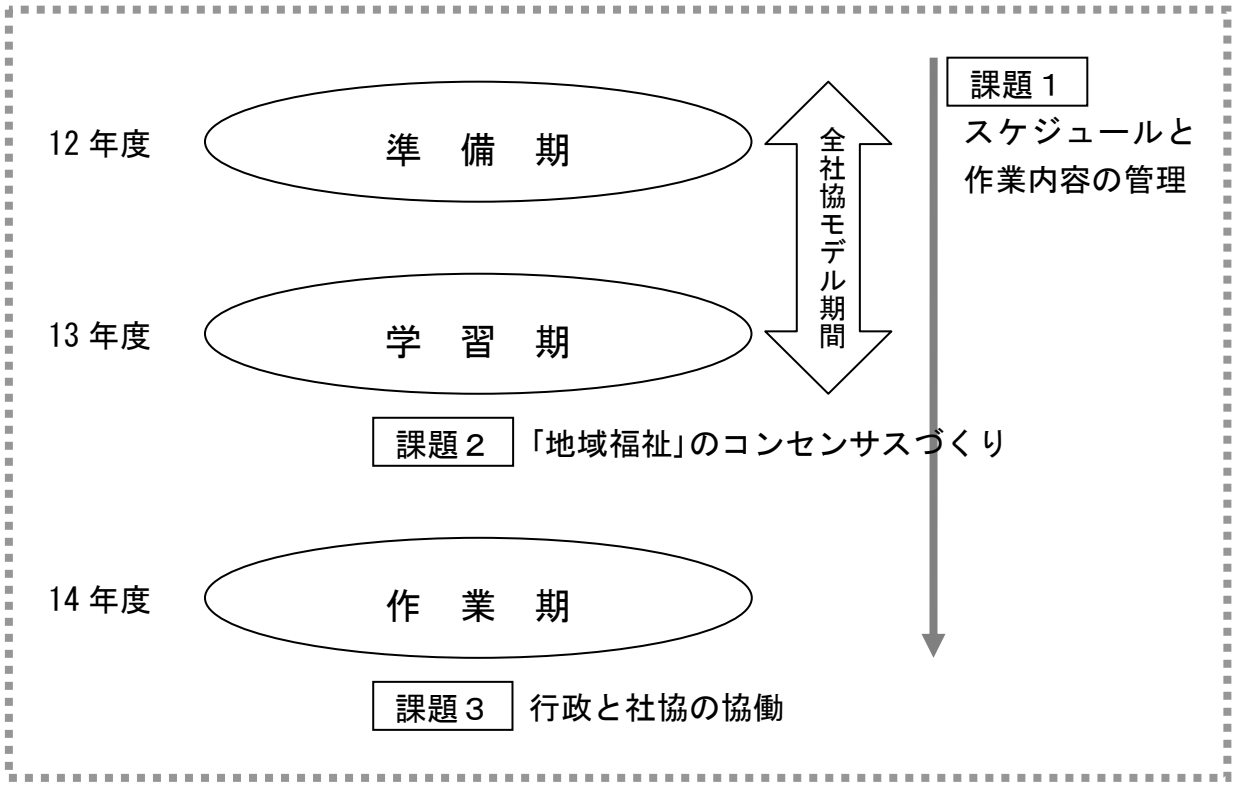

◇「第2次計画」の策定委員会の経過◇

平成１５年　９月　９日　「第２回社協理事会」
議案　第２次都城市地域福祉活動計画策定要綱の制定について議決

平成１５年　９月　９日　第１回策定委員会
○委嘱状交付、正副委員長選出
○経過説明
○計画の骨子（案）について協議

平成１５年１０月２２日　第２回策定委員会
○「地区計画」支援計画の協議
○「社協事務事業」改善計画の協議

平成１５年１１月２７日　第３回策定委員会
○「市地域福祉計画」の実施計画の協議
○社協基盤強化計画の協議

平成１６年　１月２６日　第４回策定委員会
○『第２次計画』原案の協議

平成１６年　３月２６日　「第５回社協理事会」
議案　第２次都城市地域福祉活動計画策定について議決

2 第2次計画の内容

第1 「地区計画」支援計画

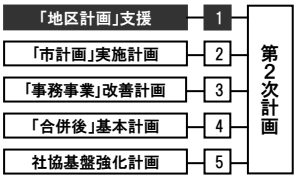

（1） 総論

平成１５年度、市では１１中学校区毎に、地域福祉に対する意識や福祉活動等への取り組みや地域の特性、地域資源に配慮し、地域住民の身近な生活課題を踏まえた地区計画を策定しました。

地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにあり、地域住民の主体的参加による計画の「策定」「実行」「評価」の過程こそが地域福祉の実践そのものであるとされています。いみじくも、社会福祉法による「地域福祉を推進する主体」には地域住民が含まれています。

これを踏まえ、日常的な生活圏域を単位とし、主役である地域住民が参画し、地域内で活用できる資源の確認や実現可能な計画を策定できたことに大きな意義がありました。

このことが、住民の地域福祉への関心を高め、さまざまな気づきから生まれる自発的な参加による活動が展開されようとしています。

これら、地域住民自らが参画し、策定した計画を実践するには、地域の生活課題に対し、相談から解決までの機能を備えた組織が必要です。それは、１１地区毎の拠点や財源の確保をはじめ、地域ニーズに応じたサービスの開発や即応性・柔軟性を生かした活動が展開できるよう、各地区の組織や機能の強化に取り組みます。

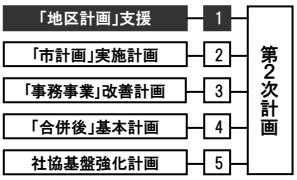

（2）各論

１．財源確保、拠点の位置づけ

市の策定した地区計画を実践していく上では、財源的な裏付けも必要です。地域の実情に応じた形で自主財源の確保の手法を開発しながら、あわせて共同募金配分金・市社協会員会費の還元方法も見直し有効活用していきます。

現在、地区公民館を拠点として地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の事務局を開設し、相談から活動までの需給調整を行っています。

今後は、住民の生活動線や生活様式にあわせた活動の場として、適切かつ迅速に対応するために、情報提供や総合的なサービス提供のできる体制づくりを整えるため、地区社協の財源確保、事務局の拠点の整備に取り組みます。

２．地区社協化構想（第２版）

平成１０年度に策定された「地区社協構想」に基づいて、これまで第１期･第２期の地区社協モデル事業（４地区）に取り組んできました。

今後は、現在の地区社協のさらなる機能強化を図りつつ、全１１地区における地区社協体制の確立を図ります。

（地区社協モデル事業については、「これからの地区社協体制について」で総括。）

３．「福祉区」と「地域福祉圏域」の考え方について

地域福祉の理念を展開する場として区域が必要です。日常的な生活圏域を単位にし、公民館活動や住民参加の取り組みを進める上で基礎となる社会資源がある圏域を「福祉区」、一定の公的資源が整備され地域福祉の推進体制が整っている圏域を「地域福祉圏域」と捉えます。

これからは、「計画をする地区社協」のエリアを地域福祉圏域として、「活動する地区社協（＝約１７０自治公民館）」のエリアを福祉区として位置づけ、地域の社会資源を開拓しながら小地域福祉活動を推進していきます。また、地区社協の計画機能を強化していくために、２３小学校区も地区社協の支部的エリアとして考えていきます。

４．コミュニティソーシャルワーク注のあり方について

人が生活していく上で生じる困難は多様であり複雑なものです。「生活」という視点から総合的に支援していくことが必要です。地域の中で、縦割りの制度に人を合わせるのではなく、その人の援助の必要性を出発点として、必要な資源を結びつけたり、あるいは新たに開発したりする総合的かつ継続的な援助が必要です。

このような、個人の個別課題を地域で解決していく取り組みが「コミュニティソーシャルワーク」といわれていますが、地区社協を総合的に支援していくことは、このコミュニティソーシャルワークの実践に他なりません。

「安心して暮らせるまち」を実現するために「みんなで考え、みんなで解決できるような仕組みづくり」を目的に策定された地区計画を実践していく上で、コミュニティソーシャルワークの実践は必要不可欠です。今後は、コミュニティソーシャ

ルワークを実践する地域の人材育成も含めて、コミュニティソーシャルワークの機能を持った１１地区における地区社協体制の確立を目指します。

注　**「コミュニティソーシャルワーク」とは**

コミュニティソーシャルワークには、フェイス・トゥ・フェイスに基づき、個々人の悩みや苦しみに関しての相談（カウンセリング）や個々人が自立生活上必要なサービスは何かを評価（アセスメント）し、必要なサービスを提供する個別援助の部分とそれらの個別援助を可能ならしめる環境醸成やソーシャルサポートネットワークづくりとの部分があり、コミュニティソーシャルワークはそれらを統合的に展開する活動である。

（解説：日本地域福祉研究所）

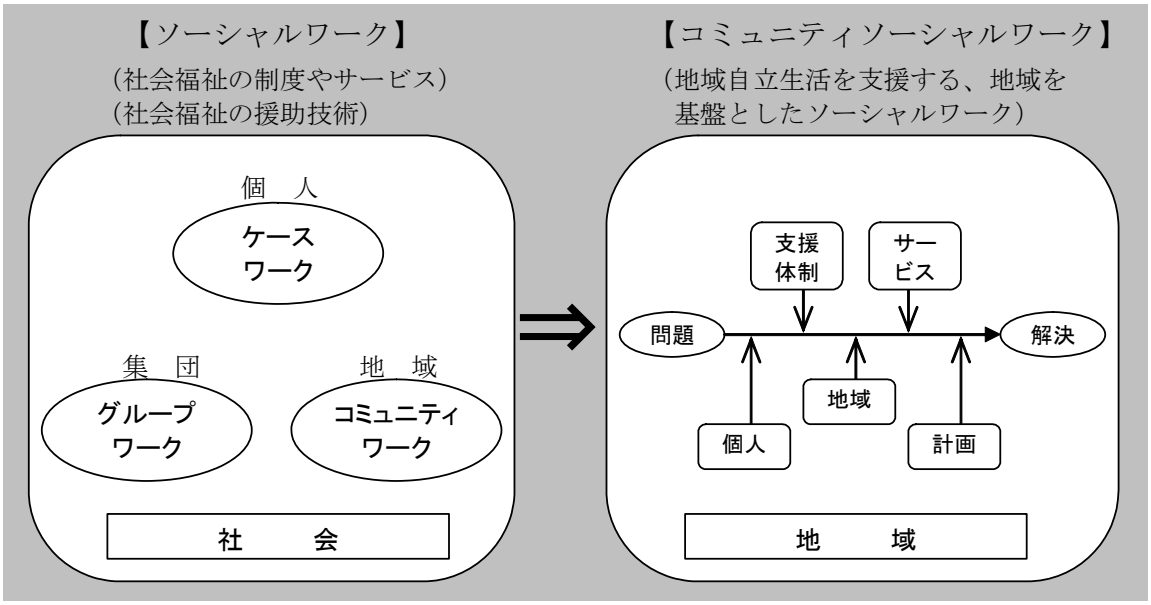

これからの地区社協体制について　～現状の検証と今後のあり方～

拠点

現状
　地区公民館内の一室を借用

検証
- 情報の発信、受信の場になった
- 関係団体との連携を図る場になった
- 関係者の溜まり場になった
- 利便性が良い

- 部屋を間借りしている事務局では、地区公民館関係者に気を使う
- 地域住民にはまだまだ周知されていない
- 電話、事務机、パソコンは必要

今後
① 地区公民館内に事務室の確保
② 現在の地区公民館内事務室の中に地区社協事務局を設置
③ 学校の余裕教室に設置
④ 施設等の交流スペースに設置（児童センターなど）
⑤ 商店街の空き店舗

機能

現状
① 支援・調整の機能
② 計画をする機能

検証
- 福祉が身近になってきた
- 地域の身近な相談窓口として認知されてきた
- 相談件数が年々増加している
- 紙おむつ支給（月平均 15.3 件）

- 要になる人が不足している
- 調整機能だけに終わっている
- 地区社協事務と他の事務との整理がされていない

今後
① 組織を集約する機能
② 問題発見の機能
③ 連携の機能
④ 広報・啓発の機能
⑤ 財源確保の機能
⑥ 人材育成の機能
⑦ サービス提供の機能
⑧ ボランティアセンター的機能
⑨ 支援･調整する機能
⑩ 計画をする機能

組織

現状
地区内の民主団体で構成

検証
- 自治公民館を中心とした活動が推進できるようになった
- 構成団体間での連携はとれるようになった
- 役職を兼務しているために、責任の所在がわからない
- 権限が弱い→認知度が低い

今後
① 地区内の民主団体
② 壮年会、子ども育成会、婦人会などの団体（社教連構成団体）注
③ 専門機関（社会福祉施設等）職員
④ 学校関係職員
⑤ 企業・商工会関係
⑥ 活動組織である自治公民館に福祉部の設置

注 **「社教連」**
「社会教育団体等連絡協議会」の略称。教育関係の諸団体が連携をとるための組織。

地区事務局体制

現状
事務局長１名体制

検証
- 相談者が話しやすい
- 関係者が頼りにしている
- 対応しきれていない
- 後継者が育たない
- 広がりがない
- 負担になってきている

今後
① 専任制
あるいは
② 事務局増員制（２～３名体制）

事務局開設

現状
週１回５時間開設

検証
- 開設日をあてに来訪されるようになった
- 事務局が明確になってきた

- 時間外で対応している
- 業務が増加してきた

今後
週５日　２５時間開設

財政基盤

現状
① 市補助金
② 共同募金配分金
③ 社協会員会費還元金

検証
- 知恵と工夫で活動するようになった
- 自主財源を確保しなければという気運は高まりつつある

- 自主性、自立性が弱い→補助金に頼りすぎる
- 使途が不明確
- 調達力がない

今後
① 住民会費（地区社協会費）
② 共同募金配分金（地区社協による配分金要望申請）
③ 市社協会員会費還元金（民児協取扱分全額配分）
④ 忌明け寄付・善意寄付
⑤ イベント・バザー等の益金
⑥ 市補助金
⑦ 財団・民間等の助成制度の活用

活動

現状
① いきいきサロン活動
② 介護者のつどい
③ 世代間交流事業
④ 福祉学習会
⑤ 軽度生活援助事業
⑥ その他

検証
・ １つの事業から、新たな活動の展開が見られるようになった（介護者のつどい→家族会の立ち上げ、いきいきサロン→見守り活動、軽度生活援助事業→ケース検討会）
・ 活動を通して情報の発信、受信ができた
・ 意識が変わってきた

・ マンネリ化してきている
・ 新たな人材の参加がない
・ 単発で終わりがち
・ 広がりがない

今後
① 地域福祉計画の進行管理
② 地域ふれあいケア会議
③ 専門相談の開設
④ 出前相談の開設
⑤ 福祉マップの作成
⑥ 福祉便利帳の作成・活用
⑦ あいさつ推進員の設置・活動推進
⑧ 福祉人材バンクの設置・活用
⑨ 地区版福祉まつりの開催→地区版福祉表彰
⑩ 地区版「福祉の日」の設定・啓発
⑪ ボランティア支援活動
⑫ 福祉図書館の設置
⑬ 地区版福祉ミニコミ紙の作成
⑭ 子育てサロン活動
⑮ 福祉機器・紙おむつ等の貸与
⑯ いきいきサロン活動
⑰ 介護者の集い
⑱ 世代間交流活動
⑲ 軽度生活援助事業
⑳ 福祉学習会（**交通安全教室等もあわせて**）

支援体制

現状
市社協地域福祉係２名

検証
・ 業務を役割分担できるようになった
・ 少しずつ自立できるようになった

・ 定期的な関わりが必要
・ 地区への負担が大きくなった

今後
①市社協職員による地区担当制
（※２地区を１名が担当）

地区社協推進計画と今後の計画について

修正前（平成 10 年度）

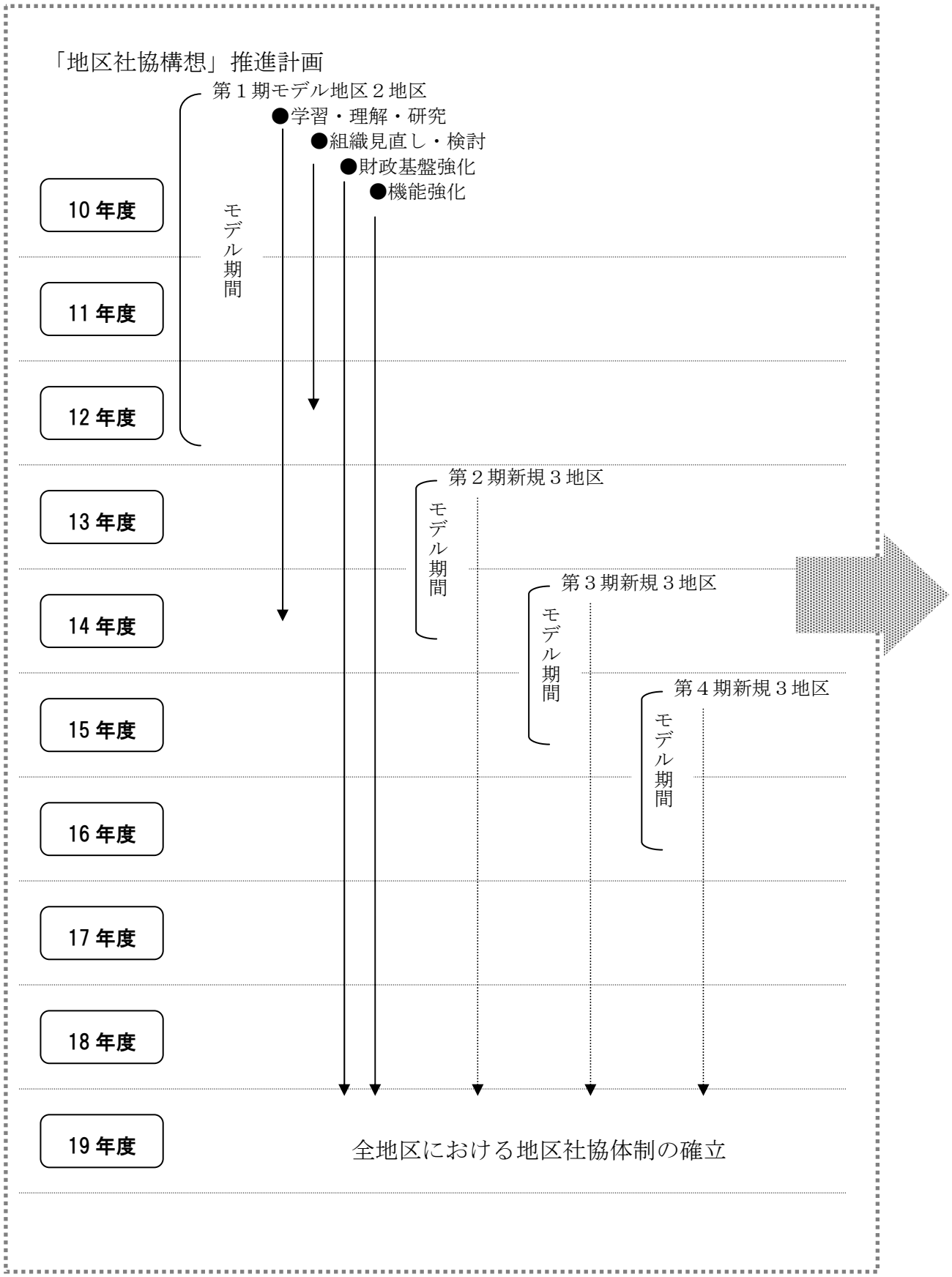

修正後（平成 15 年度）

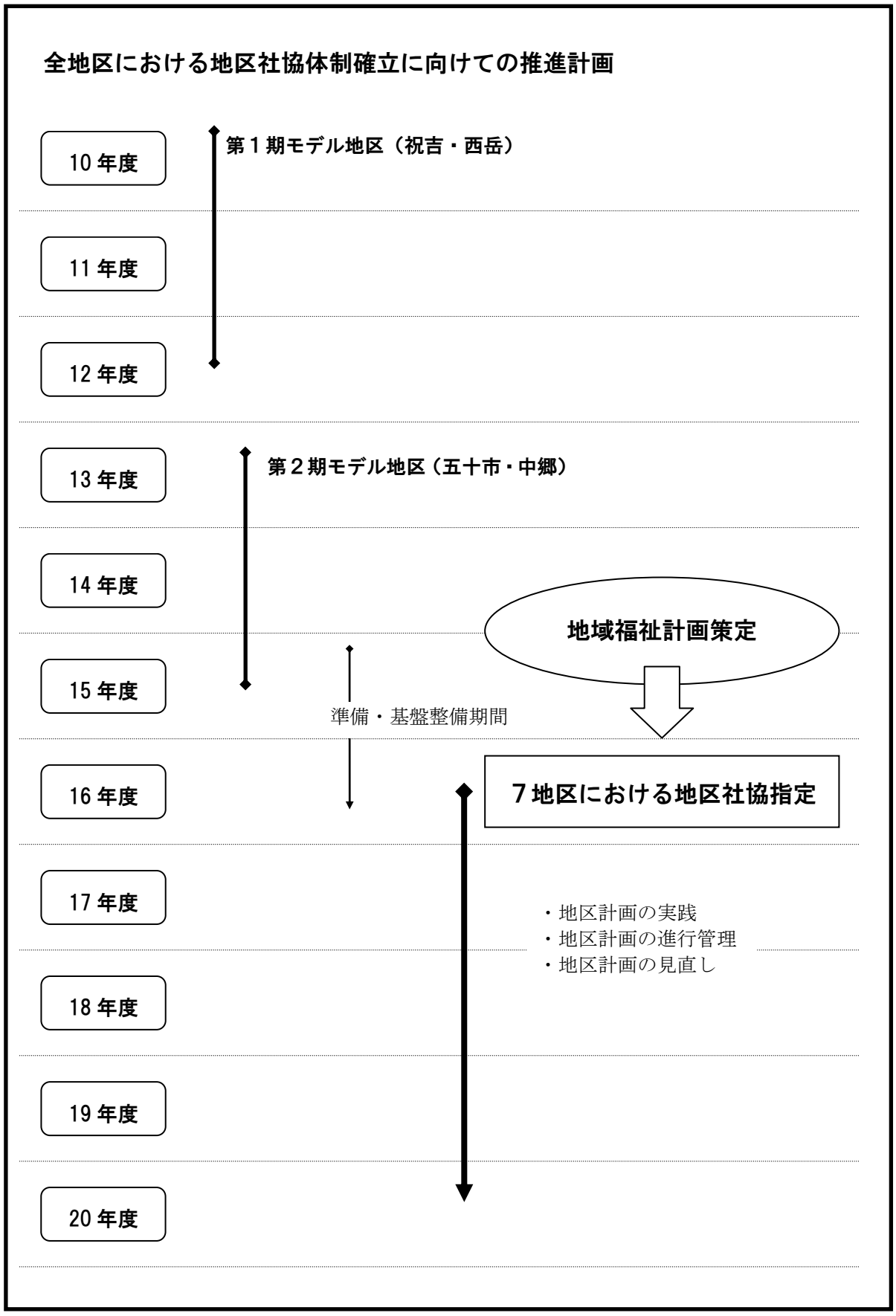
全地区における地区社協体制確立に向けての推進計画
10 年度
11 年度
12 年度
13 年度
14 年度
15 年度
16 年度
17 年度
18 年度
19 年度
20 年度
第１期モデル地区（祝吉・西岳）
第２期モデル地区（五十市・中郷）
地域福祉計画策定
準備・基盤整備期間
７地区における地区社協指定
・地区計画の実践
・地区計画の進行管理
・地区計画の見直し

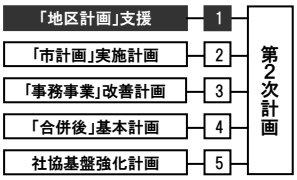

（3） 実施計画（平成16年度～20年度）

【「地区計画」を支援する計画】

No.	中項目	小項目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	地区福祉推進委員会の拠点の整備	地区福祉推進委員会の拠点の確保に努める	・活用可能な施設・学校・地域交流スペースの把握 ・拠点（事務局開設）準備	・事務局開設	・事務局体制の整備	**・小学校区の事務局支部開設**の検討 ・社会資源の把握	・小学校区の事務局支部開設の準備
2	地区福祉推進委員会・地区社協の機能強化	中学校レベルでの「計画する」機能強化を図る	・事務局担当者研修会① **・活動マニュアルの作成**	・事務局担当者研修会②	・事務局担当者研修会③	・機能強化活動の推進	・機能強化活動の推進
		自治公民館レベルでの「活動する」機能強化を図る	・自治公民館ごとの福祉学習会の実施 ・実態調査	・自治公民館ごとの福祉学習会の実施	・自治公民館における福祉部設置の検討	**・福祉部設置**に向けての準備と設置	・福祉部の充足
3	地区福祉推進委員会・地区社協の組織強化	各地区の特性を活かした機構や事業企画の推進を図る	・関係者（壮年・子ども会・婦人会等）との懇談会 ・学校、施設等との懇談会	・役員会、理事会の構成委員の検討 ・地区社教連との協議	・専門部会の検討	**・専門部会の設置**	・専門部会ごとの研修会の開催
		地区の事務局体制強化を図る	・役員会、理事会での検討 ・事務局マニュアルの作成	・地区ごとの**事務局体制検討委員会を設置**（事務局専任制・増員を検討）		・事務局体制の見直し	

No.	中項目	小項目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4	地区福祉推進委員会・地区社協の財政基盤強化	共同募金・市社協会員会費など可能な財源調達の推進を図る	・市地区福祉連協・市社協で方向性を検討	・市地区福祉連協で**財政検討委員会を設置**	・各種配分金の見直し		
		各地区に地域福祉の推進に必要な自主財源確保を図る	・執行状況把握	・各地区財政検討委員会の設置	・自主財源確保の検討と取り組み	**・自主財源確保活動の推進**	・自主財源確保活動の推進
5	地区福祉推進委員会・地区社協の活動強化	各地区の活動計画に基づいた事業の企画推進を図る	・活動プログラムの作成	・地域福祉計画の進行管理 ・地域ふれあいケア会議 ・専門相談の開設 ・出前相談の開設 ・福祉マップの作成 ・福祉便利帳の作成・活用 ・あいさつ推進員の設置・活動推進 ・福祉人材バンクの設置・活用 ・地区版福祉まつりの開催→地区版福祉表彰 ・地区版「福祉の日」の設定・啓発 ・ボランティア支援活動 ・福祉図書館の設置 ・地区版福祉ミニコミ紙の作成 ・子育てサロン活動 ・福祉機器・紙おむつ等の貸与 ・いきいきサロン活動 ・介護者の集い ・世代間交流活動 ・軽度生活援助事業 ・福祉学習会（交通安全教室等もあわせて）			
6	各地区の支援体制の整備	市社協の支援体制の強化を図る	・社協内で検討（地区担当制）	・試行的取り組み	・試行的取り組み	**・地区担当制の導入**	・地区担当制の推進
7	11 地区における地区社協体制に向けての推進計画	11 地区で総合的なサービス提供ができる地区の組織体制づくりを図る	・７地区福祉推進委員会の地区社協体制確立に向けての調査並びに準備	**・11 地区における地区社協体制のスタート**	・機能強化	・機能強化 ・評価と見直し	・機能強化

第2 「市地域福祉計画」の実施計画

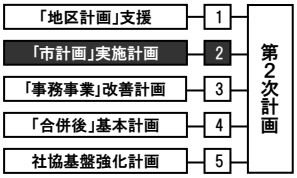

（1） 総論

平成１５年５月に策定された市計画は、これまでの計画とは違うきわめて稀な計画です。

都城市では初めての「地域福祉」に関する計画であること、それを住民との徹底した共同作業で策定したこと、全国的にも策定時期を先取りしたこと、行政と社協の協働など、その経験と実践を踏んだ関係者の計画に対する思い入れはひとしおでしょう。

しかし、そんなすばらしい計画も、実行されなければただの紙切れです。全国的にも懸念されている“絵に描いた餅”に終わらせないためには、計画に実効性を持たせなければなりません。

市計画には地区計画ができており、行政が指針を示し、地区が行動する計画となっています。

この地区の連絡調整にあたるのが市社協であり、地域福祉を推進する中核団体であることも、策定作業を通して確認したところです。

そこで市社協としては、行政の指針を受け、具体的に踏み込んだ実践に今後、取り組まなければならないと考えました。民間の立場で新たな地域福祉を試み、実践を通して得た課題をまた行政に提言します。それらが次期の地域福祉計画に反映されるよう、行政計画と社協計画が相呼応して地域福祉をすすめていきたいと考えました。

なかでも、地域福祉をひとつのシステムとしてとらえ、福祉課題をいちはやく把握するための**総合相談体制の充実強化**から、課題解決に必要な資源を調達・動員するための**地区社協、福祉教育、施設等連絡会による福祉専門職の活動、ボランティアセンターの充実強化、福祉サービス利用促進のための情報化**などを主な柱として取り組みます。

［行政計画と社協計画の相互関係］

14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市計画策定			見直し ローリング			ローリング	
	第 2 次計画（社協）	**提言**			見直し ローリング	**提言**	**第 3 次計画（社協）**

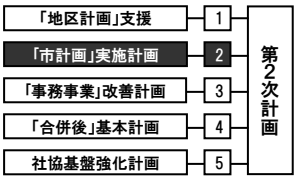

（2）各論

１．地区社協（事業面）

市計画では、地域福祉の理念を展開する場として中学校区を区域としています。市社協は、中学校区単位に地区社協を設置（予定を含む）し、身近な福祉を住民の手ですすめています。

今後は、この地区社協において各種事業を推進し、市民生活の支援を目指します。事業を推進するにあたっては特に、これまでの「ふれあい型」の事業から「生活支援型」事業への発展を目指し、**『地域福祉型サービス』のプログラム化**を図ります。

２．「ボランティア情報センター」構想

従来の福祉分野を中心としていたボランティア活動も、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の台頭、有償活動やコミュニティビジネスの普及、市民活動の多様化などを背景に、機能や活動分野の多様化を求められるようになりました。

「都城市ボランティアセンター」を平成８年度に設置して以降、ボランティアコーディネーターの対応範囲が広がってきました。今後、全社協・全国ボランティア活動振興センターの「第二次ボランティア・市民活動推進５ヵ年プラン」（2001（平成１３）年８月）を受け、**『都城市ボランティア情報センター構想』（仮称）**により、市民活動の支援強化を目指します。

３．福祉教育の推進

学校教育における 2002（平成１４）年からの新教育課程の実施により、完全学校週５日制の導入、総合的な学習の時間実施、余裕教室の活用等、地域における福祉学習が広がっています。

従来のボランティアセンターによる対応だけでは十分でなかったことを省みて、福祉教育の本質を捉えなおし、子どもたちの自発的な福祉活動や体験学習活動を総合的に支援し、また、地域（＝ふるさと）を基盤とした福祉教育を推進します。

４．総合相談体制の確立　「相談機関プラットフォーム構想」注

福祉ニーズの複雑化に伴い、公的機関の相談窓口の専門分化や特定非営利活動法人による相談対応などがみられるようになりました。

各種分立した相談機関がゆるやかに連携し、複雑多様化する市民ニーズに即応できるよう**『相談機関プラットフォーム構想』**を構築し、総合相談体制を確立します。

５．都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化

市内の社会福祉施設等が有機的に連携し、その効果が地域に還元されるよう都城市社会福祉施設等連絡会（以下「施設等連絡会」という。）を組織し各種事業が行われています。

この会も平成１６年７月２８日には設立１０年を経過し、次のステップを迎えます。福祉専門職者の組織的活動として、施設等連絡会の充実強化を図ります。

あわせて、契約福祉制度下で福祉サービス利用者を支援するための地域福祉権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用促進、全国社会福祉協議会モデル事業**「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」**を踏まえた**『福祉後見サポートセンター構想』**の実現化を図ります。

６．専門職の養成

福祉専門職者の養成を施設等連絡会でも担いつつ、地域福祉を担うあらゆる人材を広く多く養成することは、福祉、医療、教育、地域等の各界からも求められています。

地域福祉の多様性に応じた、多様な人材育成に取り組みます。

７．情報化の推進

社会福祉法による措置から契約への転換は、契約当事者が適切に契約行為を行えるよう、情報に関する規定を新たに盛り込んでいます。

事業経営者による福祉サービスに関する情報提供（第７５条）、国・自治体による情報提供体制の整備（第７５条）、事業所の誇大広告の禁止（第７９条）、事業経営の透明性の確保（第２４条）、情報開示の義務化（第４４条）など多数です。

情報化は時代の流れであるとともに、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域福祉を推進する手段としても大きな力となります。

地域福祉に関するあらゆる情報を適切に管理し、わかりやすく伝える取り組みをすすめます。

注　**「相談機関プラットフォーム構想」とは**

プラットフォームとは本来、「駅などで、乗客が乗り降りする一段高くなった場所」（広辞苑）という意味です。

この概念をボランティアコーディネイト業務や福祉マネジメント業務にも応用しようと、三重県上野市社会福祉協議会で『住民参加型在宅福祉サービスプラットフォームシステム』というモデル事業が実践されました。これによって、広域であらゆる団体が「ゆるやかな連携」関係を構築するシステム化が図られるという研究がすすみました。

そこで、この概念や実践を福祉関係の相談事業に応用してみたらどうかというのが「相談機関プラットフォームシステム」（仮称）です。

参考資料：『福祉ＮＰＯと社協等地域の関係団体による連携・協働促進モデル事業報告書』
（三重県上野市社会福祉協議会）

参 考

『都城市地域福祉計画』の施策の体系図

［第1節］人が元気なみやこんじょ	1　思いやる心づくり	①　福祉教育の推進	23
		②　児童虐待への対応	24
	2　市民への意識の啓発	①　人権の尊重とノーマライゼーションの理念の普及	27
		②　サービス利用援助と権利擁護の推進	27
		③　男女共同参画の推進	27
		④　啓発と広報の推進	28
		⑤　情報化（ＩＴ化）の推進	28
	3　地域福祉を担う人材育成	①　ボランティア人材の養成	31
		②　民生委員・児童委員の資質の向上	31
		③　専門職の養成	32
［第2節］まちが元気なみやこんじょ	1　在宅サービスの充実	①　生活ニーズの早期発見	36
		②　サービスの種類の開発と拡大	37
		③　支援センターの機能の充実	38
		④　ケアマネジメントの普及確立	38
	2　居住型施設サービスの展開	①　家庭的なサービスの推進	39
		②　在宅生活への移行支援	39
		③　地域に開かれた施設機能の拡充	40
	3　ネットワークの推進及び拠点の整備	①　基幹型と地域型在宅介護支援センターとの連携	43
		②　関係機関の連携	43
		③　小地域ネットワークの推進及び確立	44
		④　子育てネットワークの推進	44
		⑤　地区福祉推進委員会の充実	45
		⑥　学校と地域との連携	45
	4　サービスの利用者支援	①　サービスの質の向上	47
		②　情報の提供と公開	47
		③　苦情対応システムの充実	48
		④　サービス（事業）評価の推進	48
		⑤　オンブズマン活動	48
	5　総合相談体制の確立	①　相談機能の向上	50
		②　相談機関の連携と協働	50
		③　相談体制の充実	51
	6　地域交流と地域おこし	①　自治公民館の活性化	53
		②　ボランティア活動の推進	53
		③　ボランティアセンターの機能の充実	54
		④　市民・企業・行政の協働体制の確立	54
		⑤　新たな市民活動の支援	54
［第3節］自然が元気なみやこんじょ	1　人と地域資源の開発	①　学校・施設設備等の有効活用	57
		②　人材の活用	58
		③　自己実現と就労の促進	58
	2　基金等の有効活用	①　すこやか福祉基金の活用	60
		②　共同募金の活用	60
		③　ボランティア基金等の活用	60
		④　寄付寄贈文化の醸成	61
	3　安心･安全な地域生活	①　緊急対応と危機管理	63
		②　防犯・交通安全の充実	64
		③　防災体制の充実	64
		④　バリアフリーの実現	64
	4　福祉と健康の技づくり	①　生活技術の獲得	66
		②　誰にでも使いやすい快適な道具と空間（ユニバーサルデザイン）	66
		③　スローフードの推進	66
		④　地域の伝統文化の醸成	67

※　表中右の数字は、「都城市地域福祉計画」（平成１５年５月、都城市）のページ数を表す

「市計画」に基づく地域福祉の取り組みについて（総括表）

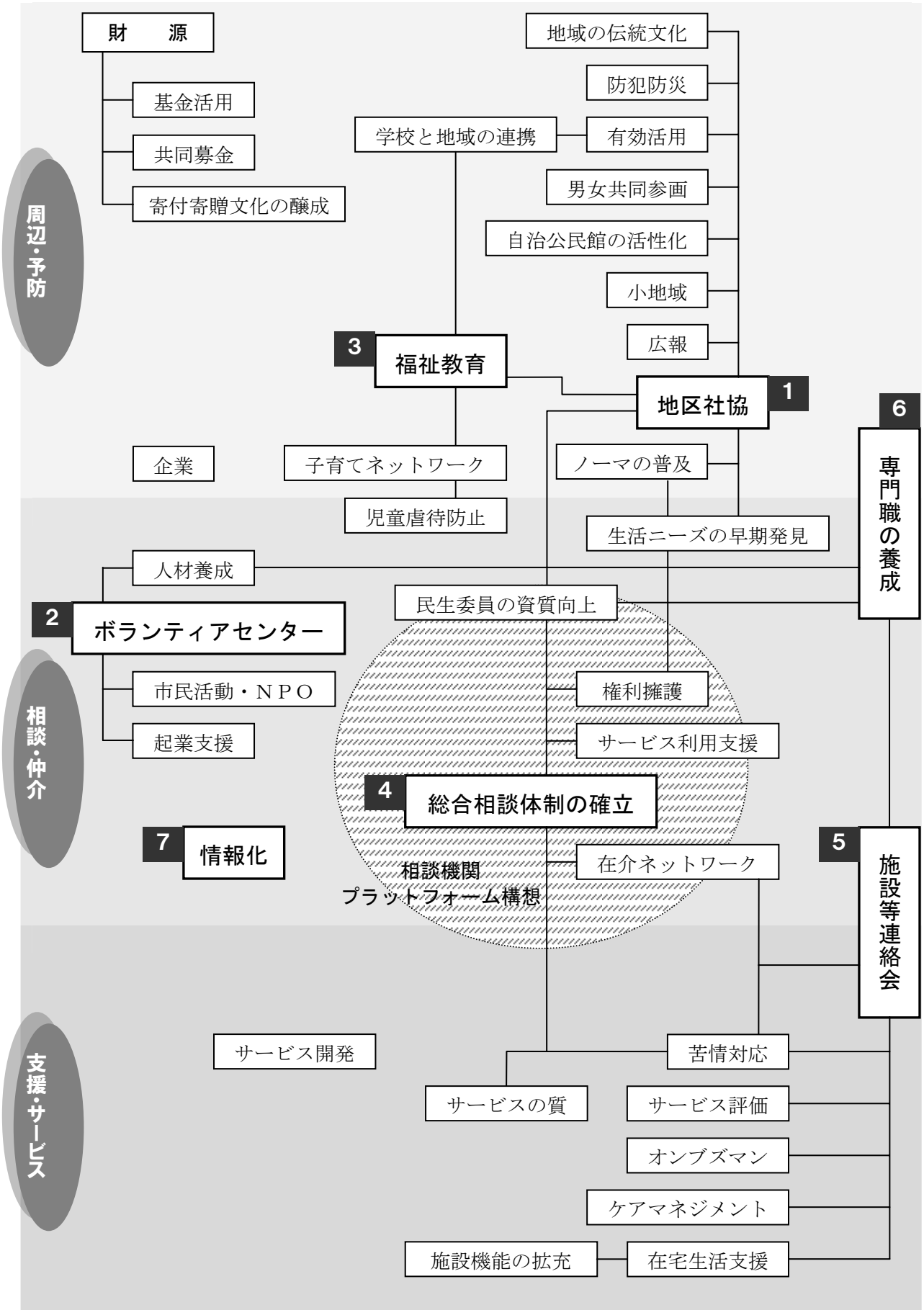

１．地区社協（事業面）

市計画では、地域福祉の理念を展開する場として中学校区を区域としています。市社協は、中学校区単位に地区社協を設置（予定を含む）し、身近な福祉を住民の手ですすめています。

今後は、この地区社協において各種事業を推進し、市民生活の支援を目指します。事業を推進するにあたっては特に、これまでの「ふれあい型」の事業から「生活支援型」事業への発展を目指し、**『地域福祉型サービス』のプログラム化**を図ります。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○学校と地域一体の福祉教育、ボランティア学習の推進（23）
○児童虐待に関する家庭教育学級の開催、子ども人権学習、広報・啓発（24）
○ノーマライゼーションの啓発、精神障害者・知的障害者に関する啓発（27）
○生活ニーズの早期発見（36）
○見守り、声かけ、福祉協力員（36）
○地区連絡会の組織化（43）
○子育てサロン（44）
○政策提言（48）
○地区相談の開設（51）
○自治公民館の活性化（53）
○学校、施設、設備等の有効活用（57）
○人材の発掘と活用（58）
○安全講習会、消費者被害の防止（63）、防災・交通安全の啓発（64）
○自主防災組織の組織化（64）
○防災マップの作成（64）
○生活技術の獲得（66）
○食生活改善（67）
○伝統文化の保存・継承（67）

≪社協の取り組み≫

○『地域福祉型サービス』のプログラム化

○市計画に沿った多様な事業の実施

〔児童関係〕　学校と地域一体の福祉教育、児童虐待に関する家庭教育学級の開催、子ども人権学習、子育てサロン

〔障害者関係〕　ノーマライゼーションの啓発、精神障害者・知的障害者に関する啓発

〔高齢者関係〕　見守り、声かけ、ボランティア学習の推進

〔生活・安全・環境〕　生活ニーズの早期発見、安全講習会、消費者被害の防止、防災・交通安全の啓発、自主防災組織の組織化、防災マップの作成、生活技術の獲得、食生活改善、伝統文化の保存・継承

〔組織活動〕　広報・啓発、福祉協力員、地区連絡会の組織化、政策提言、地区相談の開設、自治公民館の活性化、学校、施設、設備等の有効活用、人材の発掘と活用

※　地区社協の基盤整備については、「本計画第２章第１節『地区計画』支援計画」にも詳述

地域福祉型サービスのイメージ

地区社協の事業推進における「地域福祉型サービス」のイメージ

【地域福祉のサービスイメージ】

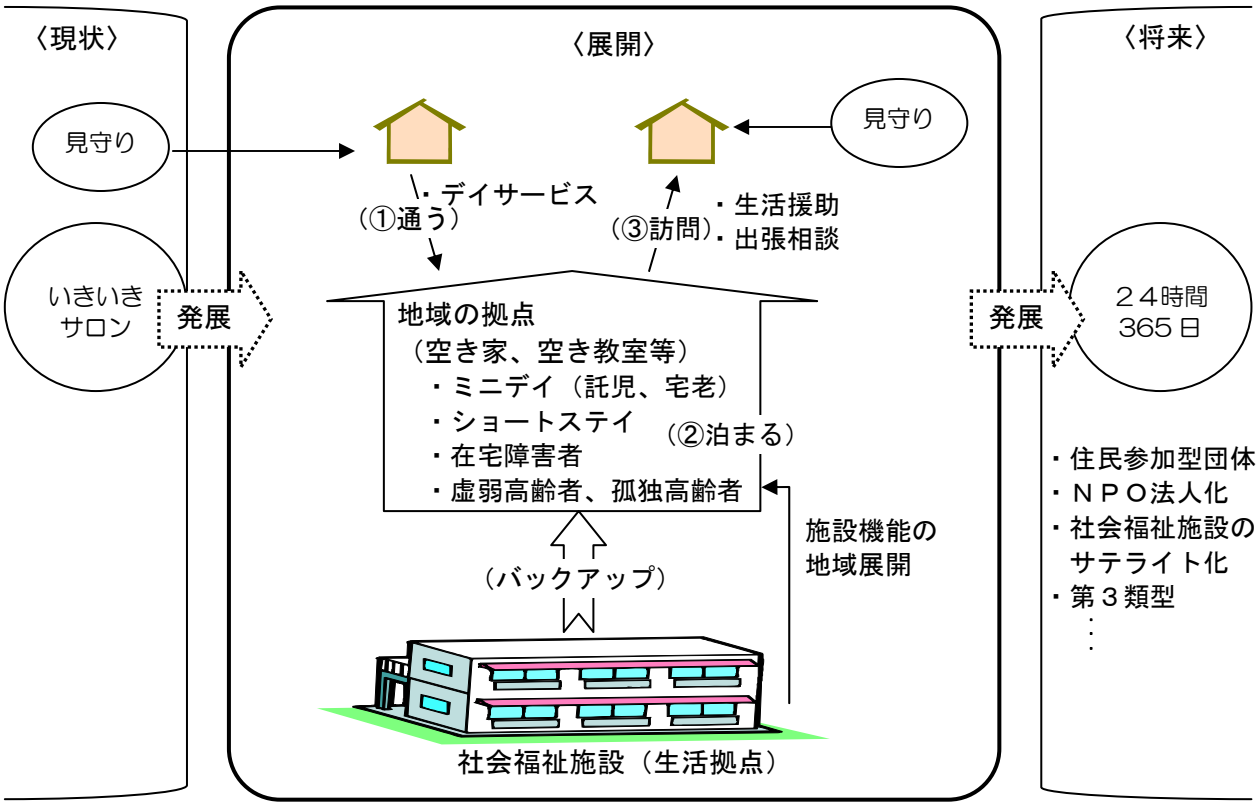

【地区社協におけるサービス提供のあり方】

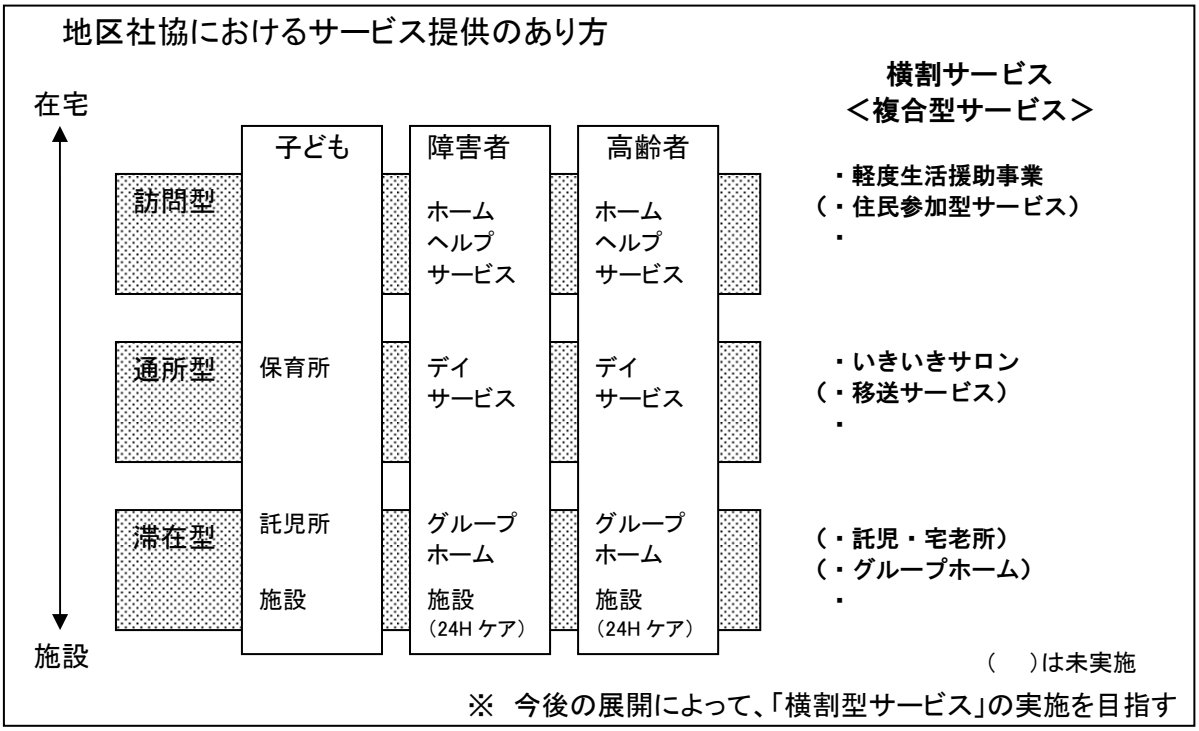

２.「ボランティア情報センター」構想

従来の福祉分野を中心としていたボランティア活動も、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の台頭、有償活動やコミュニティビジネスの普及、市民活動の多様化などを背景に、機能や活動分野の多様化を求められるようになりました。

「都城市ボランティアセンター」を平成８年度に設置して以降、ボランティアコーディネーターの対応範囲が広がってきました。今後、全社協・全国ボランティア活動振興センターの「第二次ボランティア・市民活動推進５ヵ年プラン」（2001（平成１３）年８月）を受け、**『都城市ボランティア情報センター構想』（仮称）**により、市民活動の支援強化を目指します。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○指導者の育成（31）
○登録制度（31）
○ボランティアリーダーの養成（32）（53）
○ボランティアアドバイザーの養成（54）
○活動プログラムの開発（53）
○利用しやすいセンターとしての機能の充実（54）
○市民活動の活性化（54）
○市民公益活動団体、非営利活動団体（ＮＰＯ）の支援（54）
○コミュニティビジネス、エコマネーの推奨（54）

≪社協の取り組み≫

○**『都城市ボランティア情報センター構想』（仮称）**の実施

平成１６年度　**「構想」**を検討するために、**検討委員会**を組織する
「構想」に基づき**「新センター計画案」**を策定

平成１７年度　検討委員会を**準備委員会**へ発展改組
新センター計画案に基づき、事業、予算、拠点等の調整確保

平成１８年度　新「都城市ボランティア情報センター」オープン

○ボランティア基金の活用

『都城市ボランティア情報センター構想』（仮称）

１．基本目標

１）多くの人々が、当たり前のように参加できる環境・機会をつくります
２）市民・行政・企業・教育との協働をすすめます
３）ボランティア・市民活動の発展のために、活動基盤を整備します

２．機　　能

１）情報ネットワーク：市民への情報提供、グループ活動情報、登録・活動検索
２）協働促進　　：協働プログラム、プラットフォームシステム、災害支援
３）開発業務　　：人材育成、プログラム開発
４）機会提供　　：ボランティア活動、交流
５）コーディネート　：相談、需給調整、つながりづくり

３．事業内容

１）市民の生涯福祉学習支援と市民推進者の養成
・児童生徒から成人までの体験・学習の支援
・市民起業者の支援　など
２）活動プログラムの開発
・生きがい、能力開発、サービス実施、まちづくり　など
３）ボランティアコーディネーターの拡充
・コーディネーターの養成（施設、学校、企業）　など
４）地域協働（プラットフォーム）
・団体支援、グループ支援
・災害ネットワーク　など
５）資金・人材の仲介
・特定非営利活動法人（ＮＰＯ）の支援　など
６）情報ネットワークの拡充
・ボランティアセンター情報ネットワークシステム　など

４．運営体制

１）市民による組織運営（運営委員会の設置）
２）ボランティアコーディネーターの複数配置
３）ボランティア事業の予算確保、予算づくり

５．拠点整備

１）市民が利用しやすい拠点の整備・確保
２）多様な事業、機能が発揮できるボランティアセンターの整備

６．構想の実現化に向けて（スケジュール）

平成１６年度　　**「構想」**を検討するために、**検討委員会**を組織する
「構想」に基づき**「新センター計画案」**を策定
平成１７年度　　検討委員会を**準備委員会**へ発展改組
新センター計画案に基づき、事業、予算、拠点等の調整確保
平成１８年度　　新「都城市ボランティア情報センター」オープン

３．福祉教育の推進

学校教育における 2002（平成１４）年からの新教育課程の実施により、完全学校週５日制の導入、総合的な学習の時間実施、余裕教室の活用等、地域における福祉学習が広がっています。

従来のボランティアセンターによる対応だけでは十分でなかったことを省みて、福祉教育の本質を捉えなおし、子どもたちの自発的な福祉活動や体験学習活動を総合的に支援し、また、地域（＝ふるさと）を基盤とした福祉教育を推進します。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○プログラム開発（23）
○２年間の福祉教育研究校指定（23）

≪社協の取り組み≫

○都城市社会福祉普及推進校連絡会の充実強化
○プログラム開発
○２年間の福祉教育研究校指定
○教育委員会との連携

４．総合相談体制の確立　「相談機関プラットフォーム構想」

福祉ニーズの複雑化に伴い、公的機関の相談窓口の専門分化や特定非営利活動法人による相談対応などがみられるようになりました。

各種分立した相談機関がゆるやかに連携し、複雑多様化する市民ニーズに即応できるよう**『相談機関プラットフォーム構想』**を構築し、総合相談体制を確立します。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○児童虐待への対応（24）
○地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用促進（27）
○福祉ニーズを迅速に把握し、総合的に解決に結びつけるしくみづくり（36）
○基幹型、地域型在宅介護支援センター間の情報の共有化（43）
○研修の充実、機関の専門性、機能の向上、情報交換（50）
○総合相談窓口機能（50）
○教育相談との連携（51）

≪社協の取り組み≫

○**『総合相談センター』**の設置
○**『相談機関プラットフォーム構想』**の構築

注　**「相談機関プラットフォーム構想」とは**

プラットフォームとは本来、「駅などで、乗客が乗り降りする一段高くなった場所」（広辞苑）という意味です。

この概念をボランティアコーディネイト業務や福祉マネジメント業務にも応用しようと、三重県上野市社会福祉協議会で『住民参加型在宅福祉サービスプラットフォームシステム』というモデル事業が実践されました。これによって、広域であらゆる団体が「ゆるやかな連携」関係を構築するシステム化が図られるという研究がすすみました。

そこで、この概念や実践を福祉関係の相談事業に応用してみたらどうかというのが「相談機関プラットフォームシステム」（仮称）です。

参考資料：『福祉ＮＰＯと社協等地域の関係団体による連携・協働促進モデル事業報告書』
（三重県上野市社会福祉協議会）

相談機関プラットフォーム構想

地域住民の複雑多様化するニーズに、適切に即対応できるよう、各種相談機関が連携できる仕組みをつくります。

◇組　織　「相談機関連絡会」（仮称）を組織化し、機関間のゆるやかなつながりをつくります。

◇内　容　定期的な会合や相談対応事例の共有化をはかり、相談対応のシステムを構築します。

◇特　徴

①即応性　連絡会の組織力によって、多様な課題にさまざまな分野の専門性を活かし、課題解決に即、対応します。

②柔軟性　加入機関のそれぞれの特性を活かし、一相談機関での対応の限界にも柔軟に対応します。

③互換性　種別や領域を越えて、相談機関が相互に機能を共有できるようにします。

【プラットフォーム（＝ゆるやかなつながり）のイメージ図】

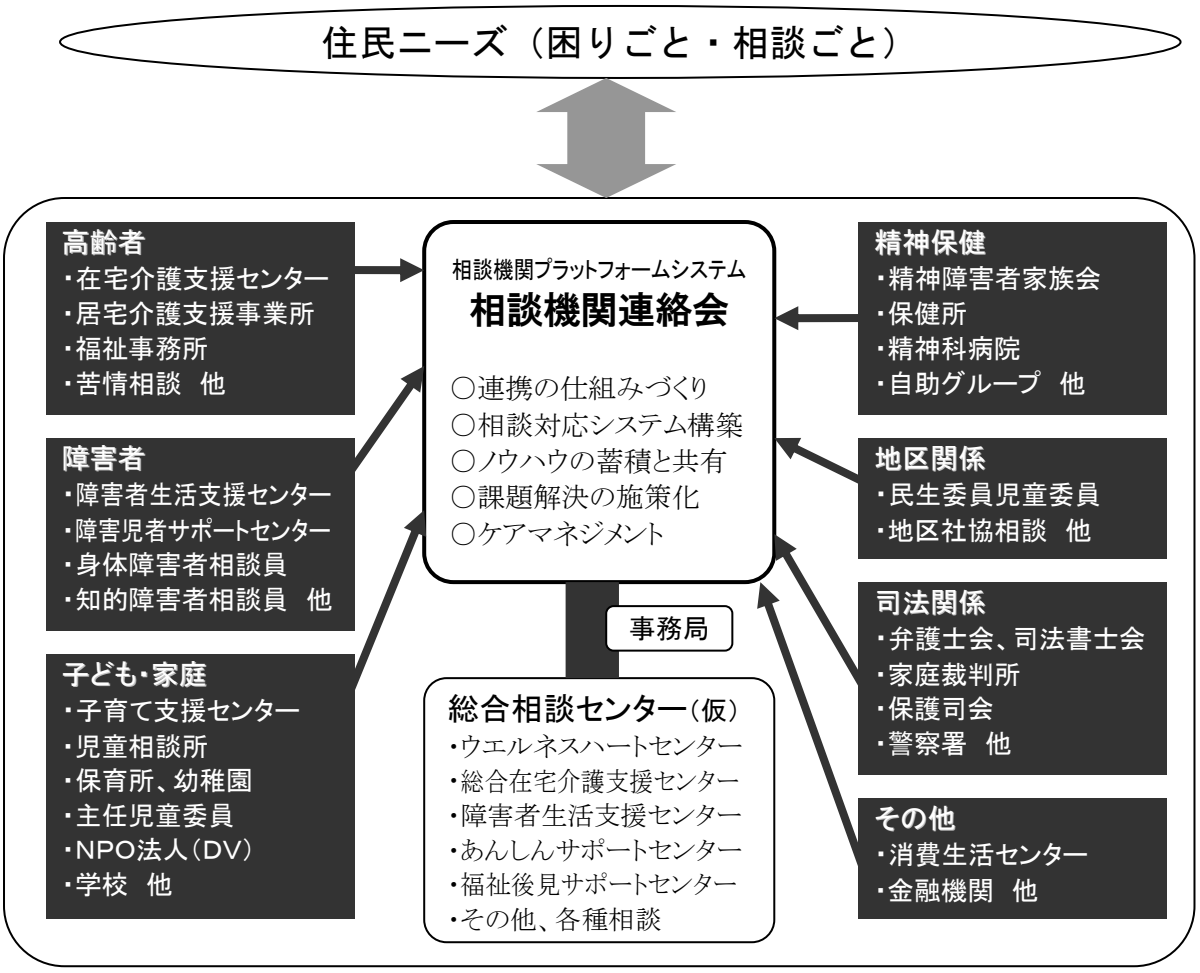

５．都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化

市内の社会福祉施設等が有機的に連携し、その効果が地域に還元されるよう都城市社会福祉施設等連絡会（以下「施設等連絡会」という。）を組織し各種事業が行われています。

この会も平成１６年７月２８日には設立１０年を経過し、次のステップを迎えます。福祉専門職者の組織的活動として、施設等連絡会の充実強化を図ります。

あわせて、契約福祉制度下で福祉サービス利用者を支援するための地域福祉権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用促進、全国社会福祉協議会モデル事業**「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」**を踏まえた**『福祉後見サポートセンター構想』**の実現化を図ります。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○家庭的な雰囲気のサービス提供（39）
○在宅生活への移行支援（39）
○施設の機能の開放（40）
○サービスの質の向上（47）
○事業所の情報提供、情報公開（47）
○苦情対応（48）
○第三者評価の導入（48）
○緊急時対応マニュアルの完備、危機管理体制の整備（63）

≪社協の取り組み≫

○都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化
- **設立１０周年事業**
- 中学校区ごとの連携協働事業の展開
- 施設専門職のマンパワー発掘、養成、実践
- **「施設専門職によるサービス相互評価事業」（仮称）**
- 社会福祉法規定に関する共同実践
  （サービス質向上、苦情処理、情報提供、リスクマネジメント等）

○**『福祉後見サポートセンター構想』**の実現化

福祉後見サポートセンター（仮称）構想について

１．新たな権利擁護システムの構築に向けて

（１）判断能力が低下している方の権利擁護

少子高齢社会における背景のなか、社会福祉サービス利用に伴うシステムが措置から契約を要するものへと移り変わり、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者においては契約締結を行う際に、判断能力の低下などによって支援を要する場合があることから、平成１１年度に地域福祉権利擁護事業が開始されました。

しかし、地域福祉権利擁護事業では特に、契約締結能力がある方を対象に支援を実施していますが、判断能力の低下や契約締結能力が低下した場合には新たな支援を要するために、次の支援策として成年後見制度の利用が必要となっています。

これは、財産の相続や管理、その運用について搾取や権利侵害を防ぐために家庭裁判所が選任する後見人等を付けることによって、地域で安心した生活を送ることができるものです。

（２）成年後見制度利用に伴う課題

地域福祉権利擁護事業契約者を含め、成年後見制度の必要性がある方が申立を行おうとした場合に、申立手続の方法がわからない、申立費用が負担できない、後見人候補者が確保できない、後見人への報酬負担ができないなどによって十分活用されていないのが実態です。

これは、福祉的な観点から法的な相談支援ができる機関が整備されていないことや制度そのものが地域社会へ周知されていないなどの問題が考えられるため、地域福祉権利擁護事業とあわせて権利擁護に伴う新たなシステムの確立が望まれるところです。

（３）全社協モデル事業

上記のようなことを背景に、全社協より「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業」の委託を受け、支援システムの確立に向けた「福祉後見サポートセンター構想」について推進委員会を設け検討したところです。

２．福祉後見サポートセンター（仮称）構想

（１）機能

福祉後見サポートセンターの機能としては、地域福祉権利擁護事業とあわせて成年後見制度を含めた総合的な相談支援を行うことです。

また、ウエルネスハートセンター・基幹型在宅介護支援センター・障害者生活支援センター・居宅介護支援事業所・地区社協などの社協が実施する各種相談事業とネットワークを形成し、施設等連絡会及び関係機関との連携のもとに事業をすすめることが十分な体制だと考えられます。

（２）性格

判断能力が不十分な状況にあり、自己決定や契約などの問題について支援を要する方々に対し、中立・公平な機関として、地域の社会福祉法人や社会福祉従事者、その他関連する団体と連携をはかり、対象者の権利擁護を図る機関として機能することに努めます。

とりわけ施設等連絡会においては、社会福祉法人の性格並びにその機能について地域社会との連携は不可欠であるため、地域社会を組織する機関のひとつとして後見人候補者及び新たな施設利用システムの構築に向けた役割が期待されます。

≪福祉後見サポートセンターイメージ図≫

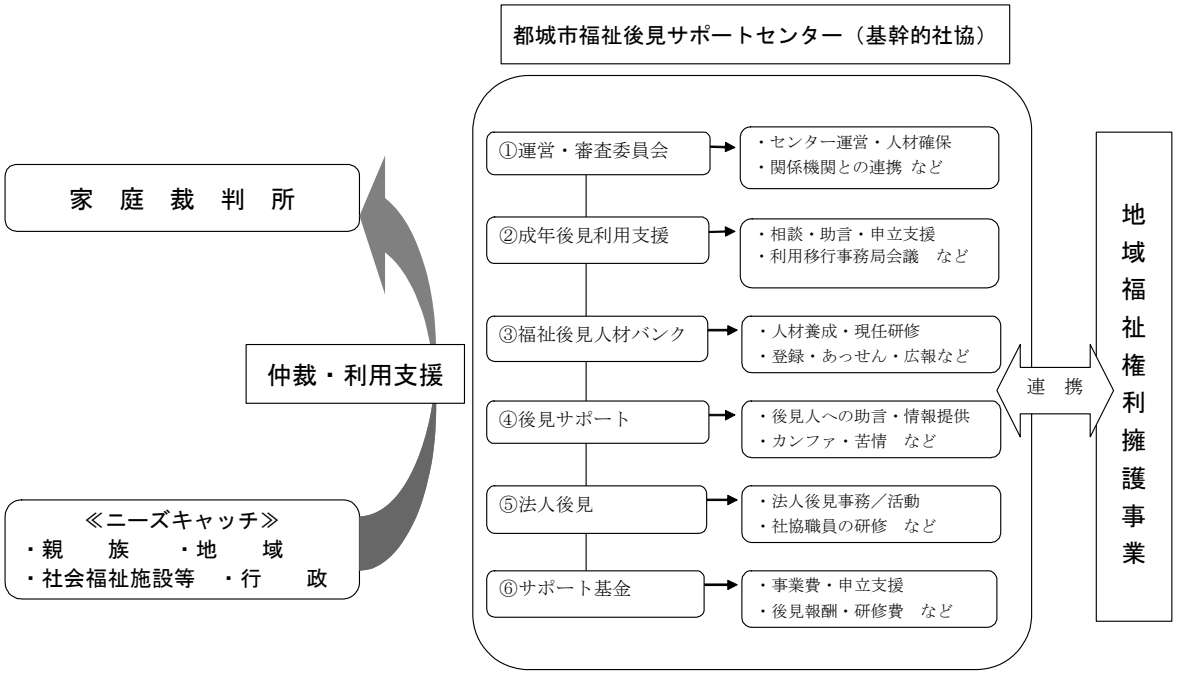

（３）体制

地域福祉権利擁護事業では、専門的に支援を展開する職員として「専門員」を配置しています。相談者の増加や契約締結件数の増加によって専門員の業務量が増大しているため、１名の専門員体制で成年後見制度利用支援まで担うことは困難です。そこで、新たに１名の成年後見制度利用支援担当者を配置することが望ましいと考えられます。

担当者は、成年後見制度に関する相談・利用支援を行うものとし、総合相談事業並びに各関係機関と連携をはかります。

（4）社協における位置づけ

現在、地域福祉権利擁護事業は総合相談事業のひとつとして位置づけ、相談係に配置しています。成年後見制度を扱う場合も相談機能のひとつとして位置づけ、総合的な相談体制をはかることが望ましいと考えられます。

（5）連携機関

権利擁護システムを確立するにあたり各関係機関や専門機関との連携は不可欠です。そこで司法専門家である弁護士会や司法書士会、また社会福祉専門職である社会福祉士会や介護福祉士会、精神保健福祉士会、施設等連絡会加入施設、行政機関、NPO 法人、その他地域福祉を推進する団体と連携し権利擁護システムの確立をはかります。

（6）対象者とエリア

地域福祉権利擁護事業との連携に伴い、対象者については権利擁護事業契約者をはじめ、成年後見制度の利用申立を必要としている方、被後見人・被保佐人・被補助人、もしくは後見活動を実施している後見人・保佐人・補助人などを対象とします。

また、担当エリアについては、同じく基幹的社協が実施する地域福祉権利擁護事業の１市５町を相談援助エリアとして実施します。

（7）後見人候補者等の確保及び育成

親族以外に第三者が後見人として活動しなければならない場合には、長年、社会福祉の現場で実践を積んできた福祉施設等の職員が適当な人材として考えられます。長く社会福祉に従事してきた専門職は、後見活動において福祉的な観点から支援していくことが期待されます。

養成した社会福祉専門職は、福祉後見サポートセンター内に設置する「福祉後見人材バンク」へ登録し後見人候補者となります。

≪人材育成・人材バンクイメージ図≫

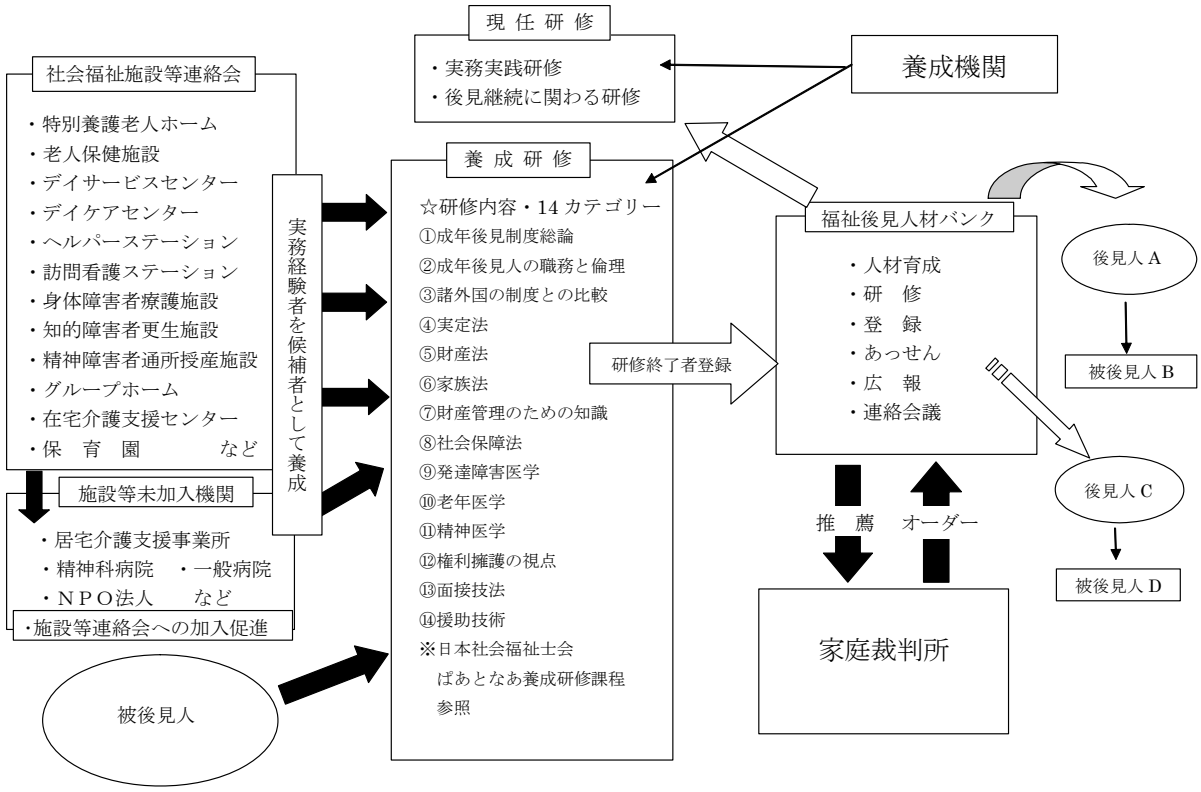

（８）後見活動の支援及び法人後見

社会福祉専門職が後見活動をする場合は、福祉後見サポートセンターとして後見活動の支援を行います。ケースカンファレンスの開催並びに具体的な後見活動に対する相談助言を行い対象者の利益を損なわない後見活動が実施できるように後見人等を支援します。

また、社会福祉法人の性格から法人後見の受任についても市社協並びにその他社会福祉施設が取組んでいくことが望まれます。公共性・中立性を保つことができる社会福祉法人が後見受任を展開していくための支援を行います。

≪後見活動の支援体制≫

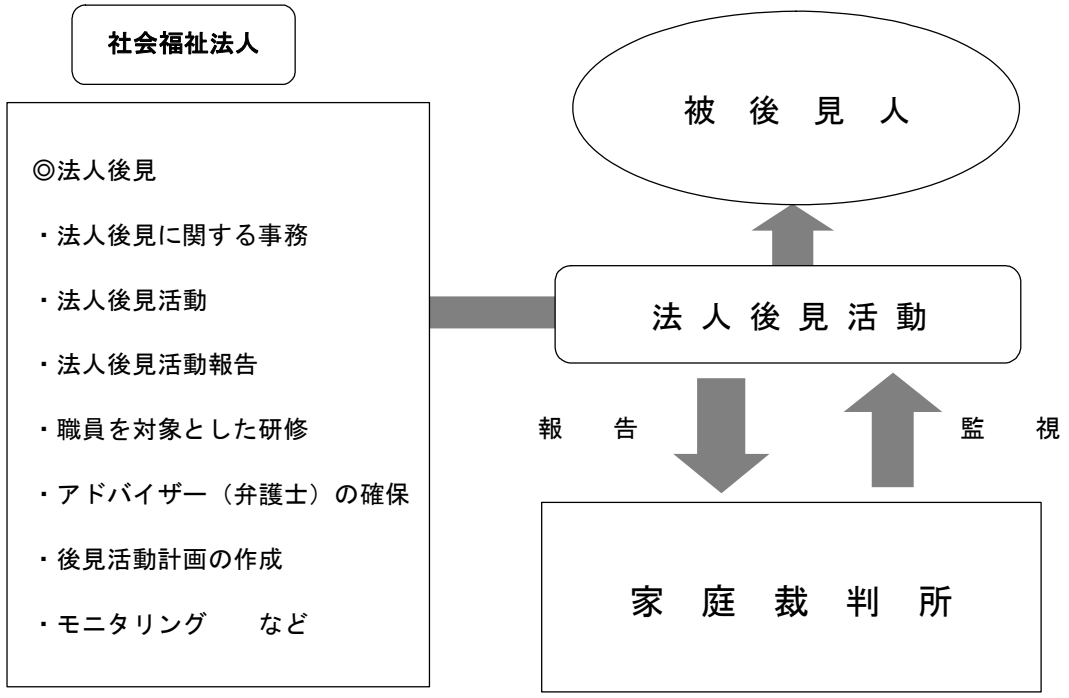

（９）基金の設置

成年後見制度については、申立や後見人報酬など経費が必要となります。これは被後見人が所有する財産を有効に活用し、被後見人のために不利益にならないよう権利を保障し財産管理と身上監護を実施していくこととなりますが、しかし、そのような特定の費用を負担することができない対象者への支援策として「福祉後見サポート基金」の設置を行い、必要な申立費用等を貸付け、利用支援を促していく方法が考えられます。

一件あたりの申立に伴う費用は、印紙代８百円、登記手数料４千円、鑑定費用５万～１５万円程度となっており、他法を優先してもなおかつ負担することができない場合に申立費用を貸付する支援を行います。

後見報酬に関しても同様に、他法を優先してもなお負担できない場合において基金より貸付けます。報酬額については、家庭裁判所が定める額となります。

また、基金を設置することによって、被後見人が亡くなられた場合の財産寄贈や権利擁護に関するものとして使用されることが適当と思われる寄付などについては、基金に繰り入れて有効活用します。

≪サポート基金イメージ図≫

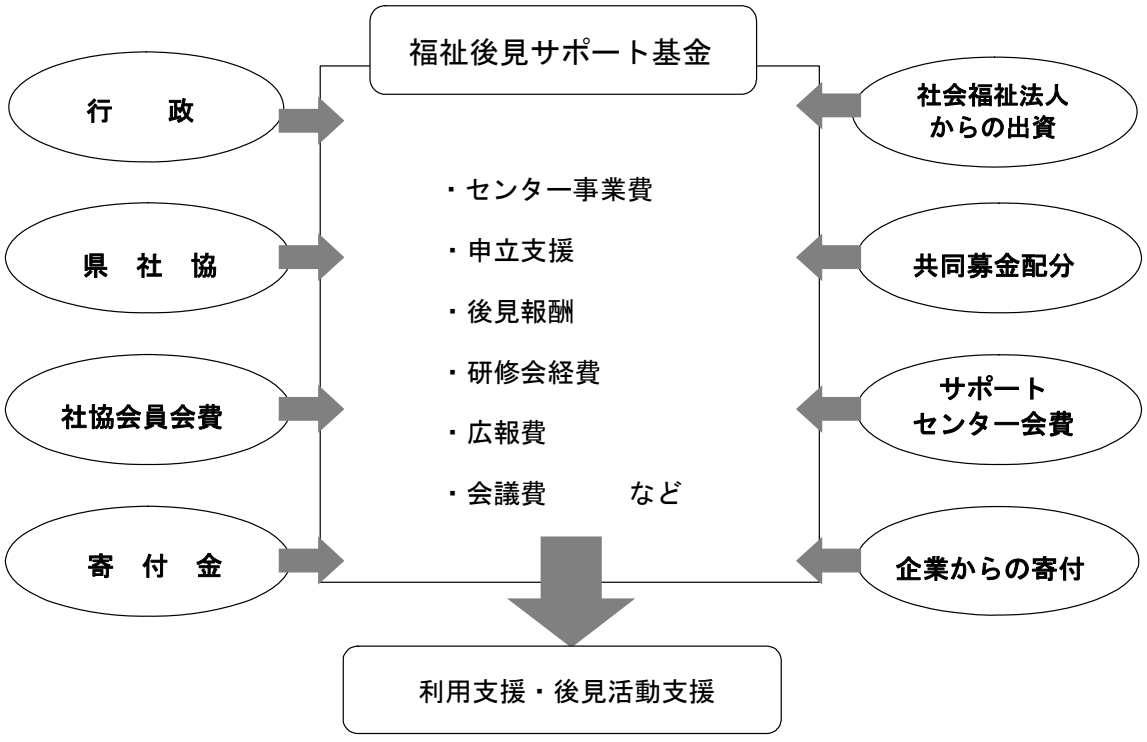

６．専門職の養成

福祉専門職者の養成を施設等連絡会でも担いつつ、地域福祉を担うあらゆる人材を広く多く養成することは、福祉、医療、教育、地域等の各界からも求められています。

地域福祉の多様性に応じた、多様な人材育成に取り組みます。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○民生委員児童委員の研修の充実（31）
○機関の内部研修の充実（32）
○資格取得の積極的な支援（32）
○職能団体との協働（32）
○ケアマネジメントの普及確立（38）

≪社協の取り組み≫

○**地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー）**注の養成
○専門職団体との連携
・医師会、歯科医師会、看護師・保健師等医療関係者との協働
「保健・医療・福祉ネットワーク会議」（仮称）
・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等専門職や職能団体との協働
ケアマネジメント手法の研究と実践
コミュニティソーシャルワーク手法の研究と実践
○民生委員児童委員の研修の充実
・系統的、体系的な研修の実施
○資源のストック（福祉人材バンク）
・**社会資源カード**の整備
・**人的資源カード**の整備
○地域福祉の支援者、担い手の養成
・地域福祉推進者の養成
・地域福祉実践者の養成

注　**「コミュニティソーシャルワーク」とは**

コミュニティソーシャルワークには、フェイス・トゥ・フェイスに基づき、個々人の悩みや苦しみに関しての相談（カウンセリング）や個々人が自立生活上必要なサービスは何かを評価（アセスメント）し、必要なサービスを提供する個別援助の部分とそれらの個別援助を可能ならしめる環境醸成やソーシャルサポートネットワークづくりとの部分があり、コミュニティソーシャルワークはそれらを統合的に展開する活動である。

（解説：日本地域福祉研究所）

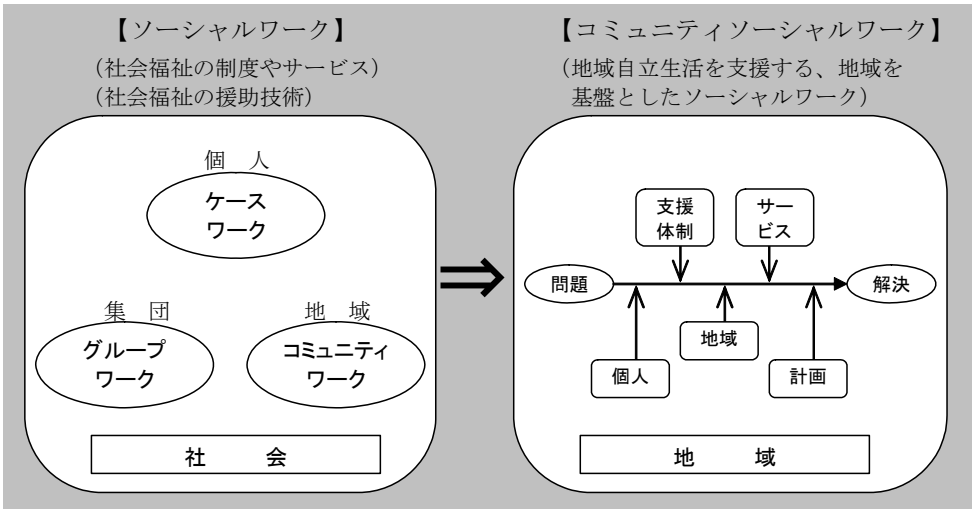

地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー）のあり方像

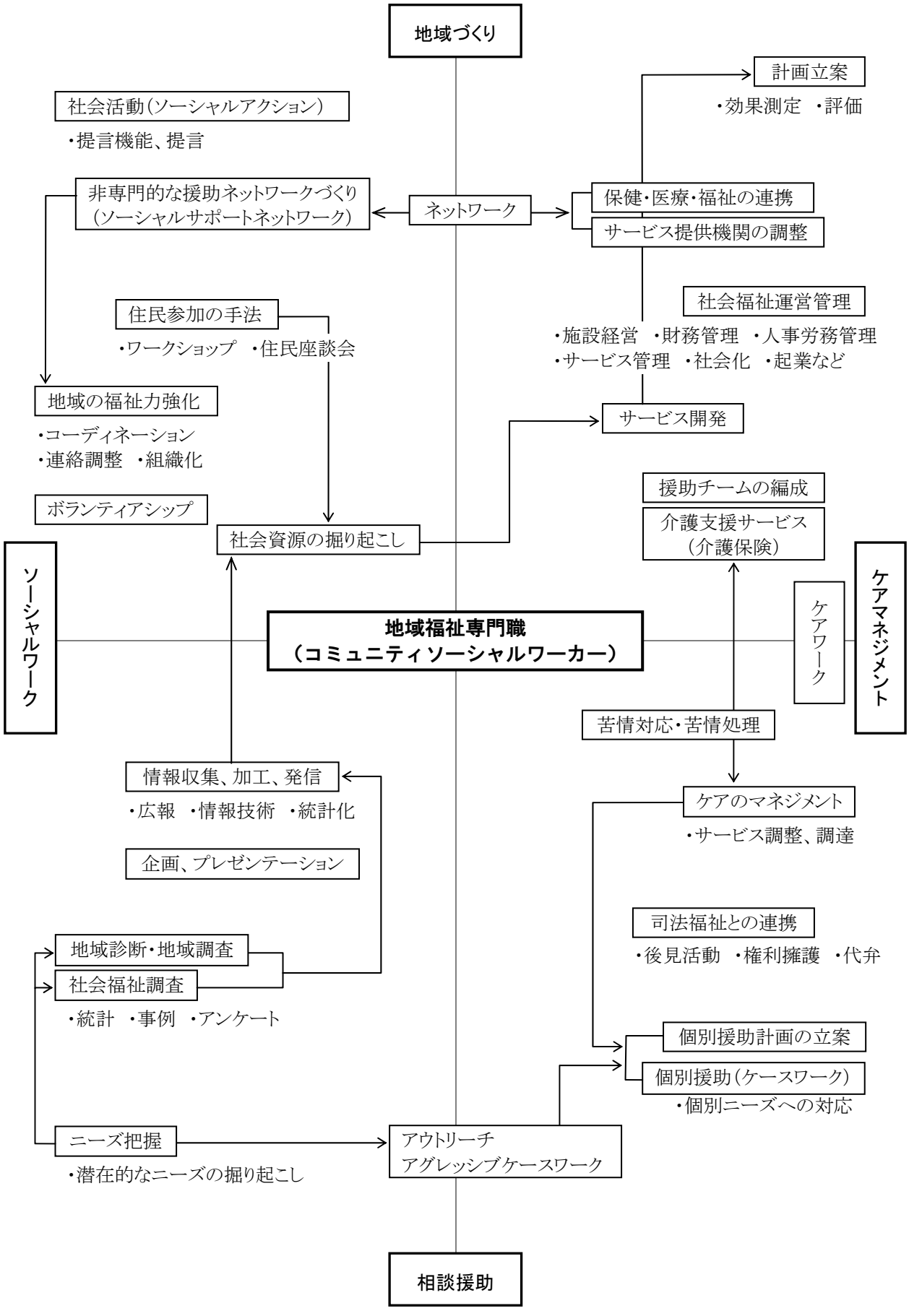

地区社協の設置と地域福祉専門職の配置について

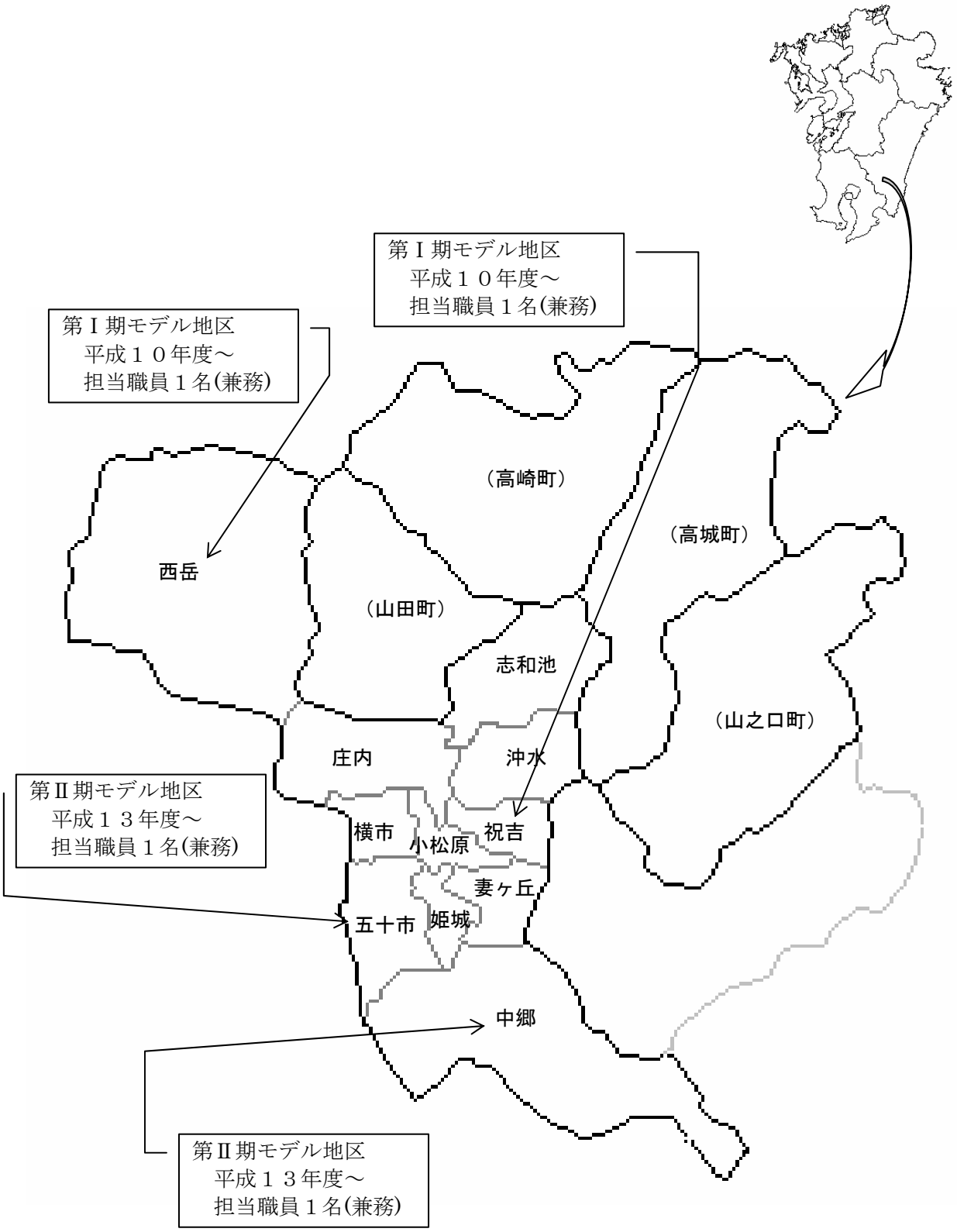

人材養成の指標

【専門職群Ⅰ～Ⅳ】

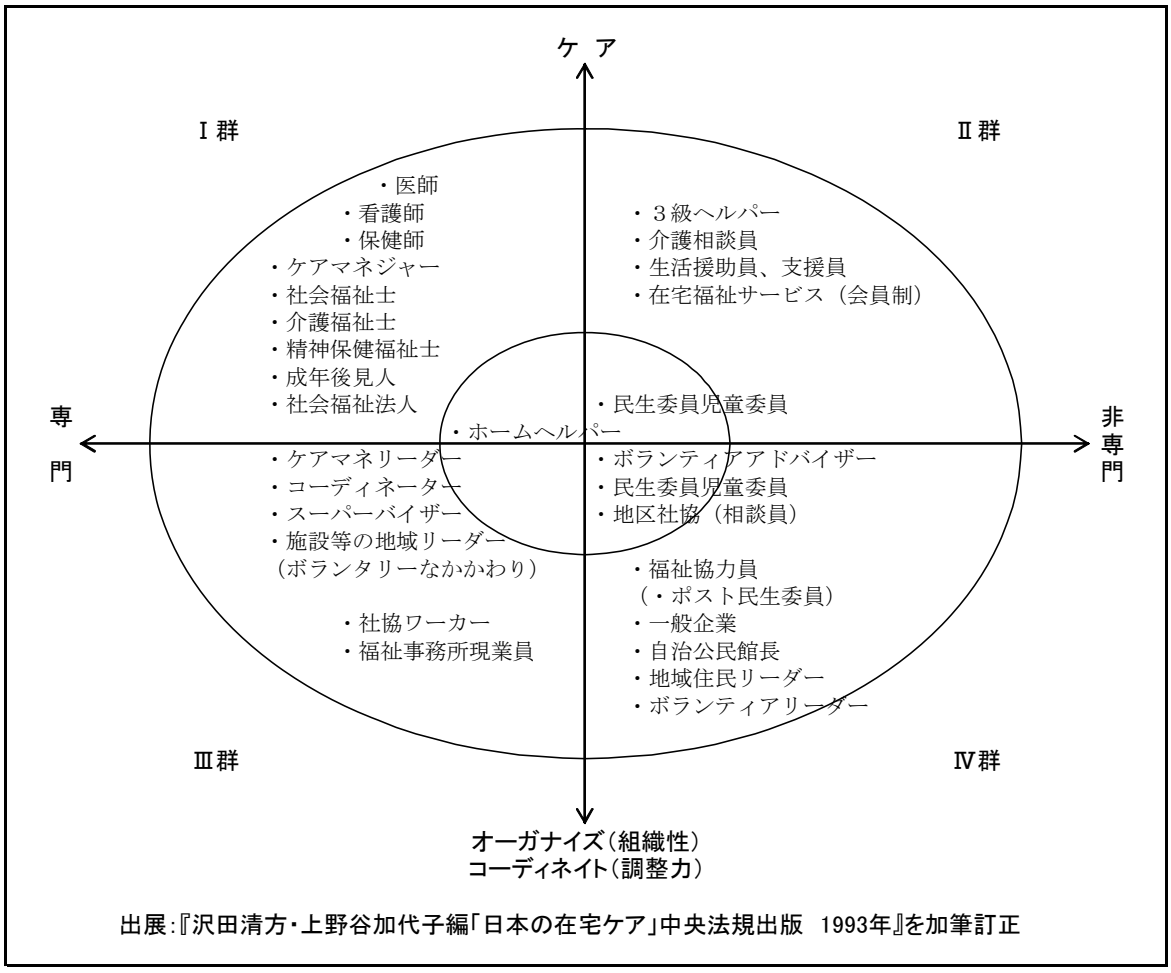

出展:『沢田清方・上野谷加代子編「日本の在宅ケア」中央法規出版　1993年』を加筆訂正

【人材養成のメニュー】

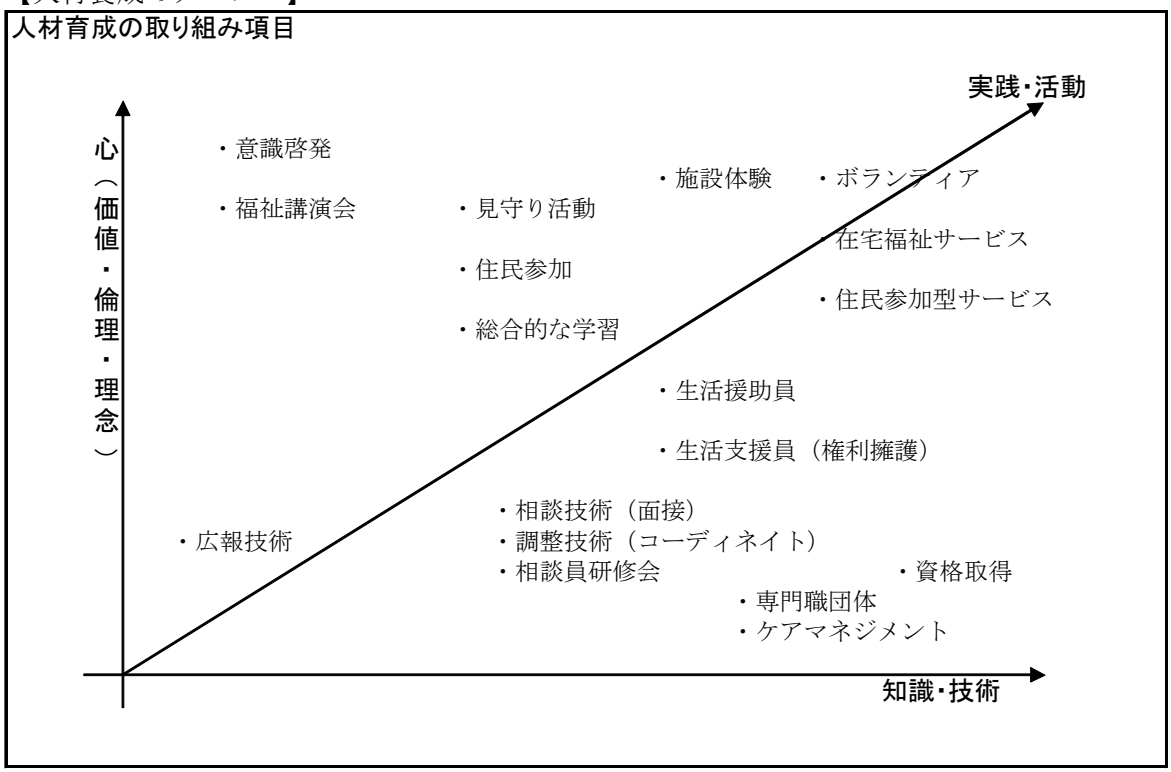

（例　示）

表面

分類コード　衣・食べる・住まい・楽しむ・遊ぶ・安心・安全

地区コード　01 － 11

都城市社会資源カード

機 関 名	

種　　別	医療機関　教育機関　病院　行政機関　社会福祉施設等 交通機関　文化施設　飲食店　遊び場　販売店 その他[　　]
分　　類	個　人　営　利　非営利　公　的
利用対象	子ども　親子　障害者　高齢者　母子父子 一般　その他[　　]
連 絡 先	〒　－　都城市　町 電話（　－　）　fax（　－　） 携帯電話　（　－　－　） フリーダイヤル（　－　－　） ホームページ URL　http:// メールアドレス
営業時間	平　日 日曜・祭日 年 末 年 始
定 休 日	
特　　徴 **（資源内容）** **(セールスポイント)**	
利用条件	
費　　用	□無料　□実費　□一部負担あり　□時価　□有料　　円
受付窓口 **（担当者名）**	

地図情報

裏面

利　用　履　歴

（例　示）

日　　時	利　用　者	内　　容 （依頼・相談・協力など）	先方対応者
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			
年　月　日 （　：　～　：　）			

都城市人的資源カード

（例　示）

「ふくしに役立てたい」私の特技カード

ふりがな 名　前		性　別	男　・　女
生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日	年　齢	歳

分　　類	衣・食・娯楽・手芸・編物・美術・工芸・珠算・書道・音楽・芸能・ 舞踊・文学・文芸・スポーツ・レクリエーション・語学・歴史・ 茶道・華道・医学・福祉施設・その他（　　）
内　　容	資格など（　　）
所属団体 役職など	
活動形態	□個人　□団体　□その他（　　）
連絡手段 （調整担当者）	□電話　□自宅　□職場　□携帯電話　□その他 （調整担当者　　）
対　　象	子ども　親子　障害者　高齢者　母子父子 一般　その他[　　]
連絡先	〒　－　都城市　町 電話（　－　）　fax（　－　） 携帯電話　（　－　－　） ホームページURL　http:// メールアドレス
活動時間	□指定なし　□指定あり（　　）
活動範囲	□範囲なし　□市内　□市外（どこまで　　）
特　　徴 （セールスポイント）	本人よりひと言!!
これまでの 活動内容	
費　　用	□無料　□実費　□一部負担あり　□有料　　円

ボランティアセンターへの登録　□登録している　□してもよい　□登録したくない

７．情報化の推進

社会福祉法による措置から契約への転換は、契約当事者が適切に契約行為を行えるよう、情報に関する規定を新たに盛り込んでいます。

事業経営者による福祉サービスに関する情報提供（第７５条）、国・自治体による情報提供体制の整備（第７５条）、事業所の誇大広告の禁止（第７９条）、事業経営の透明性の確保（第２４条）、情報開示の義務化（第４４条）など多数です。

情報化は時代の流れであるとともに、福祉サービス利用者の利益を保護し、地域福祉を推進する手段としても大きな力となります。

地域福祉に関するあらゆる情報を適切に管理し、わかりやすく伝える取り組みをすすめます。

＜市計画の主な施策＞　　（　）は「都城市地域福祉計画」のページ数を表す

○サービス利用のための啓発、広報（28）
○福祉サービス情報、ボランティア活動情報（28）
○福祉マップ（28）
○ホームページ開設と相互リンク化、福祉情報の共有化（28）
○障害者のＩＴの利用促進（28）
○わかりやすい情報伝達（47）

≪社協の取り組み≫

○地区社協における広報紙の定期的発行
○自治公民館報への働きかけ
○地区社協における情報管理
○総合在宅介護支援センターにおける高齢者情報の一元管理
　・高齢者実態把握台帳
　・在宅福祉サービスの利用情報　ほか
○**ボランティア需給調整システム**
○**相談支援システム**の開発（平成１８年度）
○福祉マップの作成
○**福祉情報データベース**の開発

実態把握から情報管理の流れ（イメージ）

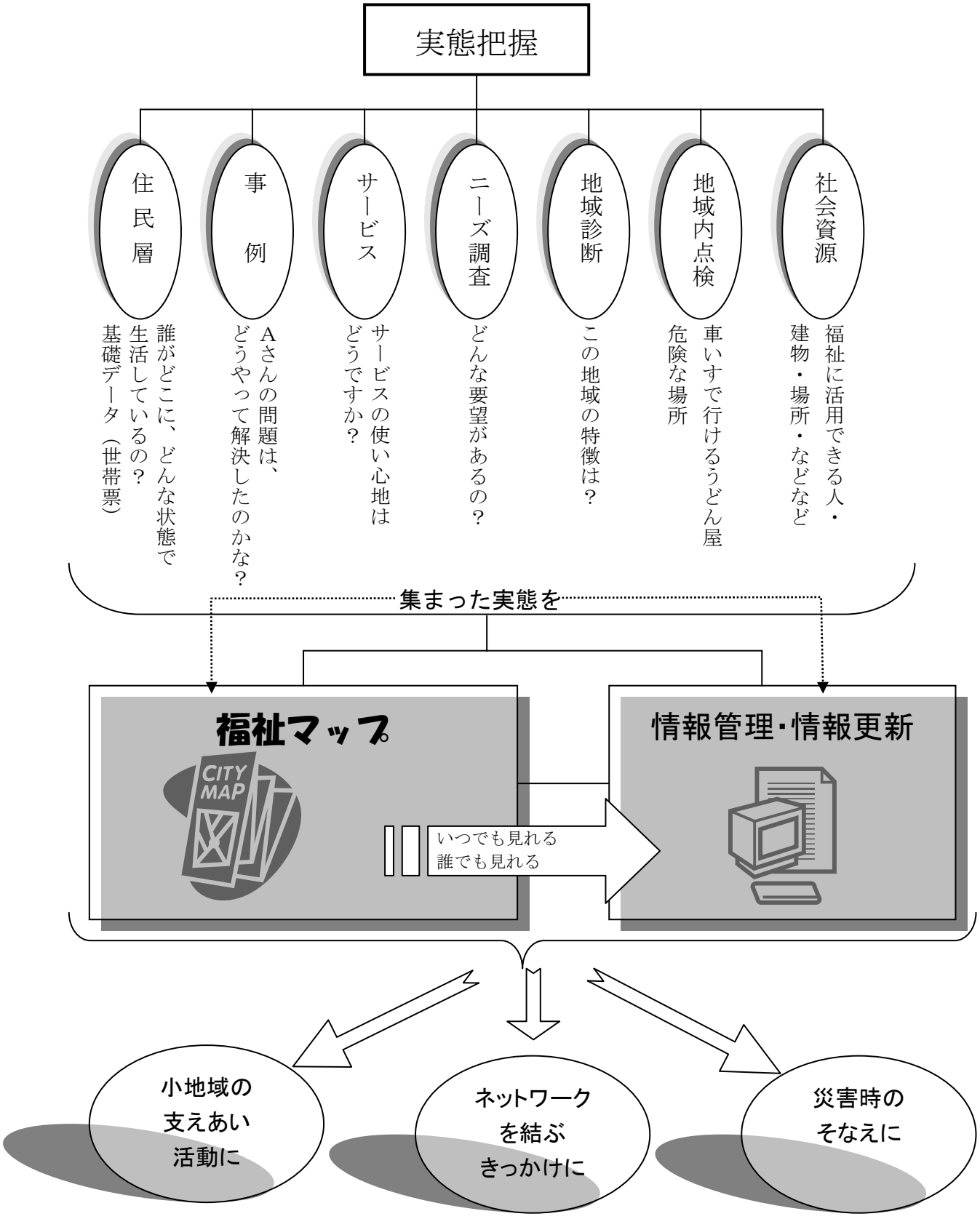

地域の情報配信状況

【自治公民館の館報の発行状況（平成 14 年度)】

地区名	世帯数	自治公民館数	発行頻度（館数）			配布率（%）			配布率(全体%)
			毎月	2～3ヶ月毎	発行なし	毎月	2～3ヶ月毎	発行なし	
姫　城	4,453	14	10	4	0	76.45	23.55	0.00	100.00
小松原	3,047	12	11	0	1	96.06	0.00	3.94	96.06
妻ヶ丘	5,526	16	9	0	7	60.71	0.00	39.29	60.71
祝　吉	4,594	18	15	0	3	87.50	0.00	12.50	87.50
五十市	4,761	23	13	0	10	79.71	0.00	20.29	79.71
横　市	2,869	17	10	0	7	71.91	0.00	28.09	71.91
沖　水	3,404	12	4	3	5	36.07	25.53	38.40	61.60
志和池	2,170	19	0	0	19	0.00	0.00	100.00	0.00
庄　内	2,388	10	1	4	5	13.15	38.19	48.66	51.34
西　岳	1,056	11	0	0	11	0.00	0.00	100.00	0.00
中　郷	2,867	18	0	4	14	0.00	22.99	77.01	22.99
計	37,135	170	73	15	82	56.84	9.39	33.77	66.23
			42.94	8.82	48.24				

【地区ごとの館報の配布状況（平成 14 年度)】

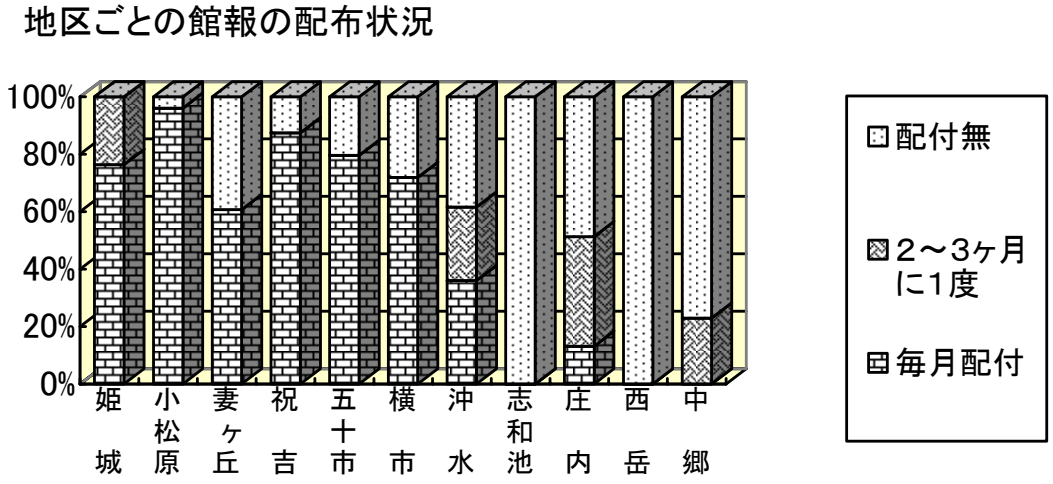

【館報の発行状況（平成 14 年度)】

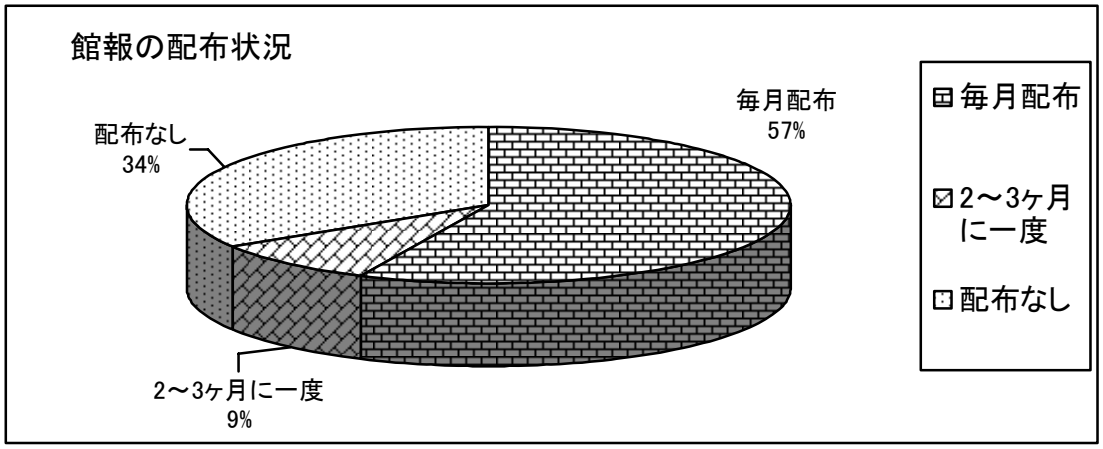

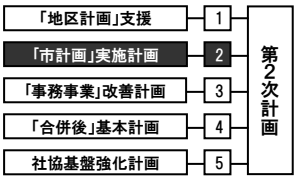

（3） 実施計画（平成16年度～20年度）

【「市地域福祉計画」を実現する実施計画】

No.	中項目	小 項 目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	地区社協	地域福祉型サービスの開発、実践	・プログラムの開発	**・生活支援型地域福祉サービスのモデル地区の指定１**	・生活支援型地域福祉サービスのモデル地区の指定２	**・生活支援型地域福祉サービスのプログラム化**	・生活支援型地域福祉サービス実施
		市計画に沿った多様な事業の実施 ［児童関係］	・モデル事業取り組みと地区指定	・地区社協児童セクションの検討	・地区社協**児童関係セクションの設置**	・推進活動	・推進活動
		［障害者関係］	・地区啓発活動１ ・研修会	・地区啓発活動２ ・研修会	・地区啓発活動３ ・研修会	・事業メニューの検討 ・地区社協**障害関係セクションの設置**	・事業メニューの実施
		［高齢者関係］	・専門機関と地区社協との検討	**・専門機能ネットワーク体制モデル地区指定**	・専門機能ネットワーク体制整備推進	・専門機能ネットワーク体制推進	・専門機能ネットワーク体制推進
		［生活・安全・環境］	・調査活動１	・調査活動２	・調査活動３ **・福祉マップ作成**	・調査活用推進 ・福祉マップ作成	・調査活用推進 ・福祉マップ作成
		［組織活動］	・市連協による**組織検討委員会の立ち上げ** ・福祉人材の養成	・福祉人材の養成	・地区社協組織検討セクション検討 ・各地区**人材バンク設置**	・地区社協**組織検討セクション設置** ・各地区人材バンク設置	・各地区人材バンクの活用

No.	中項目	小 項 目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
2	「ボランティア情報センター」構想	センター検討委員会の設置	**・組織化** ・規程の改正 ・実態把握	**・新センター計画案の策定** ・事業内容の検討 ・予算確保 ・拠点整備	**・「都城市ボランティア情報センター」オープン**	・運営委員会の組織化	
		登録制度の確立	・実態把握 ・行政、関係機関との連携	・登録者のデータ化	→	・領域別登録一覧の作成 ・ホームページ掲載	・管理・更新 →
		ボランティアアドバイザーの地域配置	・養成講座の継続実施	**・アドバイザー配置モデル地区の設定①**	・アドバイザー配置モデル地区の設定②	・アドバイザー配置モデル地区の設定③	・アドバイザー配置モデル地区の設定④
		ボランティア入門講座	・ニーズ調査 ・プログラム開発	講座実施 →	**・ニーズ別講座の実施（登録）**	・ニーズ別講座の実施（登録）	・ニーズ別講座の実施（登録）
3	福祉教育の推進	都城市社会福祉普及推進校連絡会の充実、強化	・教育委員会との連携強化（意見交換会）	・県指定校市内全校終了に伴う市指定校の今後についての検討会	・各地区社会福祉普及推進校連絡会に向けての準備委員会発足		**・各地区社会福祉普及推進校連絡会の発足**
		プログラム開発	・プログラム検討委員会の設置（学校、地域、施設）	**・人材の発掘（福祉教育サポーター）** ・地域住民ぐるみでの体験学習の実施	・各地区福祉教育サポーター名簿作成	・ボランティアアドバイザーによる各地区での調整機能の確立	・様々なニーズに対応できる体制の確立

No.	中項目	小 項 目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4	総合相談体制の確立	総合相談センターの設置	・相談窓口の整理	・総合相談センター設立準備	**・総合相談センターの設置**		
		相談機関プラットフォーム構想の構築	・連携の仕組みづくりについて調査研究	・相談対応システムの調査研究	・相談支援システム開発	**・相談機関連絡会**の設置	**・相談機関プラットフォームシステム**の構築
5	都城市社会福祉施設等連絡会の充実強化	組織の充実強化	・設立10周年事業 ・施設紹介ガイドブックの発行 ・グループホーム部会立上げ ・中学校区ごとの連携協働事業	・中学校区ごとの連携協働事業 **・地区版連絡会発足**	・地区版連絡会充実 **・施設専門職によるサービス相互評価事業**	・施設専門職によるサービス相互評価事業 ・社会福祉法規定に関する共同実践（サービス質向上、苦情処理、情報提供、リスクマネジメント等）	・社会福祉法規定に関する共同実践（サービス質向上、苦情処理、情報提供、リスクマネジメント等）
		施設等職員の人材育成・啓発	・地域リーダーの活性化 ・施設等専門職のマンパワー発掘、養成実践 ・人材登録	・地域リーダーの活性化 ・施設等専門職のマンパワー発掘、養成実践 ・人材登録	・施設等専門職のマンパワー発掘、養成実践 ・人材登録	**・福祉後見サポートセンターへの参画** ・ボランティア情報センターへの参画	・福祉後見サポートセンターへの参画 ・ボランティア情報センターへの参画
		福祉後見サポートセンター構想の実現化	・施設長・現場職員を対象とした研修 ・一般市民への啓発	・施設長・現場職員を対象とした研修 ・意見情報交換 ・一般市民への啓発	・人材養成講座の開催	・人材養成講座の開催 **・サポートセンターの設立**	・サポートセンターの充実

No.	中項目	小 項 目	具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
6	専門職の養成	地域福祉専門職の養成	・実践研究Ⅰ ・有資格者の育成確保	・実践研究Ⅱ ・有資格者の育成確保	・研究成果の発表Ⅰ	・研究成果の発表Ⅱ	
		専門職団体との連携					**・「保健･医療･福祉ネットワーク会議」**の設置
		民生委員児童委員の研修の充実	・事務局体制の確立	→	→	→	→
		資源のストック		**･社会資源カードの整備** **･人的資源カードの整備**	→	→	→
		地域福祉の支援者、担い手の養成	・地域福祉推進者の養成	→	・地域福祉実践者の育成	→	→
7	情報化の推進	広報紙の発行（地区社協）	・未発行地区（姫城・横市）での発行	・全地区での発行	・全地区での発行	・全地区での発行	・全地区での発行
		地区社協における情報管理	・パソコン導入	・パソコン導入	**・各地区社協の情報ネットワーク構築**	・各地区社協の情報ネットワーク構築	・各地区社協の情報ネットワーク構築
		在宅介護支援センター情報ネットワーク	・地域型在介の構成見直し（合併対応）	・基幹型在介の範囲の見直し（合併対応）	**・情報ネットワーク**の構築		
		ボランティア需給調整システム	・ボランティア需給調整システムの調査研究	→	→	**・システムの開発**	
		相談支援システム			**システムの開発**		
		福祉マップの作成	・マップ作成（出来る地区から）	**・マップ作成** **･完成**	・住民へのマップ配布	・随時、追加見直し	・随時、追加見直し
		福祉情報データベースの開発	**・ホームページ開設**	・ホームページ充実	・各種関係機関との相互リンク化	・各種関係機関との相互リンク化	・各種関係機関との相互リンク化

第3「社協事務事業」改善計画

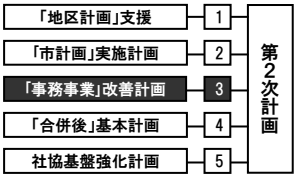

（1）総論

少子高齢化が進行し福祉が求められる社会環境になるにしたがって、社協の事業も拡大してきました。

しかし、スタッフと時間は無限ではありません。計画的な取り組みとともに、必要最小限の力で最大の効果をあげる内部努力や自覚が近年特に求められています。

そこで、日々の事業を推進するうえで、大小さまざまな事業も一度じっくりと見つめ直し、事業の課題をしっかりと把握することにしました。それを改善することが事業効果を上げ、サービスアップへとつながるようにです。

具体的には、**「事務事業アセスメント」**によって事業ごとの課題を把握し、そこから得た課題を年次別に並べ、事業の優先度・緊急度・重要度に応じて５年スパンで計画化することです。その経過は次のとおりです。

（2）各論

〔経過〕

事務事業アセスメントの**視点**

・内容に関する課題　　・満足度に関する課題
・効果に関する課題　　・労力・能力に関する課題
・将来性に関する課題

目的は、①事業の課題を明確にし、②課題解決の方法を検討し、③取り組み目標を決めて、④計画化し、⑤実行するために行うもの

これらの作業を[事業担当者]⇒[課内]⇒[課長係長会]の過程で行うことで、各事業が抱えている大小の課題を全体で共有することができました。

課長係長会での検討〔構成：事務局長、事務局次長、課長（３名）、係長（７名）〕

1　１５年２月１４日（金）　13:30～17:00
2　１５年２月１７日（月）　16:30～18:00
3　１５年２月２５日（火）　17:30～20:00
4　１５年３月１３日（木）　17:00～19:00
5　１５年８月２７日（水）　09:00～12:00
6　１５年９月１０日（金）　15:30～17:00

〔事務事業アセスメント表〕

事務事業アセスメント表

事業名	
事業概要	

この表は、既存事業の課題分析を行うためのものです。
各アセスメント項目をチェックすることによって、①事業の課題を明確にし、②課題解決の方法を検討し、
③取り組み目標を決めて、④計画化し、⑤実行する流れとなります。地域福祉活動計画を策定する作業のひとつです。
（社会福祉法人都城市社会福祉協議会）

内容に関する課題	サービス（事業）実施にあたり	計画性は	□計画的に実施	□無計画で実施	□突発的に実施
		実施頻度は	□適切である	□過剰に実施している	□不足している
		下準備が	□必要	□不要	
		制度が	□時代にマッチ	□古い	□わるい
		マニュアルが	□ある	□なし	□いらない
	かかった時間	時間のかけ方	□かけすぎ	□かけなすぎ	□適切
		かかる時間は	□予定どおり	□時間オーバー	□かからない
		時間帯は	□定時でよい	□フレックス対応	□突発的
	スペース（拠点）	拠点が	□必要である	□必要ない	
		拠点維持の	□費用がいる	□費用はいらない	
	かかった人数	職員が	□直接実施する	□計画するのみ	
		サービス従事者	□職員	□市民	
		市民が	□直接実施する	□参加する	
		内務と外務	□内務	□外務	
	市民参加度	市民が	□参加する	□不参加	
		市民の参加が	□不可欠	□必要ない	
		参加度は	□高い	□低い	□わからない
	進捗状況	進捗状況は	□予定より早い	□予定どおり	□予定より遅れている
		進まない理由	□予算がない	□人手がない	□協力が得られない
	「内容」で抽出された課題				

満足度に関する課題	サービスの品質	チェック体制	□システムがある	□システムはない	□必要なし
		品質は	□よい	□わるい	□わからない
		向上のために	□努力している	□努力していない	
	品質管理	品質管理は	□必要	□必要ない	
		品質管理は	□チェックしている	□チェックしていない	
	お客様満足度	リサーチ	□実施している	□実施していない	□必要ない
		調査方法	□ある	□なし	□必要ない
		満足度は	□高いと思う	□低いと思う	□わからない
	クレーム	苦情は	□常時ある	□たまにある	□なし
		苦情受付体制	□窓口がある	□窓口はない	□必要ない
		処理は	□すぐに対応する	□対応しない	□ほっとく
	サービス評価	評価を	□定期的に実施	□実施していない	□必要ない
		評価基準が	□ある	□なし	□必要ない
		評価者は	□職員	□当事者	□第三者
		評価の方法	□ある	□なし	□必要ない
	職員の自己実現	従事してみて	□やりがいがある	□やりがいがない	□何も思わない
		自己実現が	□図れる	□図れない	□何も思わない
		人間の成長が	□あった	□なかった	□何も思わない
	個人的成果	個人的成果が	□あった	□なかった	
		技術が	□身についた	□身につかない	
		資格が	□とれた	□とれない	□とるものがない
	「満足度」で抽出された課題				

効果に関する課題	影　響	社会的認知	□認知されている	□認知されていない	□その必要はない
		他団体への影響は	□ある	□なし	□わからない
		公益性が	□ある	□なし	□わからない
		社会的な価値	□価値がある	□価値はない	
	コ　ス　ト	費用が	□必要	□必要ない	
		費用対効果	□高い	□低い	□わからない
		費用が	□かかりすぎ	□かからない	□いらない
		人員コスト	□人数（　　人）	□人件費（　　円／月）×　月	

効果に関する課題	効　果	効果の出る時期は	□すぐに出る	□将来出る	□出ない
		効果の出方は	□目に見える	□数字で出る	□出ない
		効果は	□把握している	□把握していない	
	予算規模	予算規模	□（　　円）		
		執行額	□（　　円）		
	予算管理	予算管理が	□計画的に管理	□執行計画があまい	□場当たり的
		予算は	□十分である	□不足している	□もっとほしい
	「効果」で抽出された課題				

労力・能力に関する課題	スタッフの数	スタッフの数は	□足りている	□不足している	□必要ない
		足りていないのは	□人手	□能力	□努力
	負担度	負担を	□感じる	□感じない	
		何が負担か	□精神的負担	□肉体的負担	□能力的負担
		負担は	□大きい	□少ない	□ない
	能　力	能力が	□必要	□必要ない	
		能力の中味	□技術（　　）		
		能力の中味	□資格（　　）		
		能力の中味	□人間性（　　）		
	難易度（困難度）	専門性	□必要ない	□必要（　　）	
		難易度	□簡単	□難しい（　　）	
	判断基準	規程が	□ある	□ない	□必要ない
		判断基準が	□ある	□ない	□必要ない
		判断基準が	□かわらない	□その都度変わる	
	判断のレベル	判断は	□している	□していない	
		判断する時は	□トップ	□現場責任者	□担当職員
	創意工夫	創意工夫が	□必要	□必要ない	
		創意工夫を	□常に行っている	□行っていない	□必要ない
	資　料	資料が	□なし	□ある（　　）	
		資料は	□定型物	□その都度つくる	□ない
		資料は	□保存する必要がある	□破棄してもよい	□ない
	「労力・能力」で抽出された課題				

将来性に関する課題	計　画　性	計画性は	□なし	□ある（　　）	
		計画性は	□必要	□必要ない（理由　　）	
		規程に沿って	□実施している	□実態は違う	□実態にあわない
		計画性を	□持つべき	□持たなくてもよい（理由　　）	
	目　標	短期目標が	□なし	□ある（　　）	
		長期目標が	□なし	□ある（　　）	
		目標は	□必要	□必要ない（理由　　）	
	目標の共有化	目標の共有化が	□図られている	□図られていない	□必要ない
		目標の共有化を	□心がけている	□意識していない	□必要ない
	目標の妥当性	目標は	□妥当	□不適切（具体的に　　）	
		目標が	□高すぎる	□低すぎる	□目標はない
	達成手段	目標達成の手段が	□なし	□ある（　　）	
		達成のために	□努力している	□努力していない	
	（効）率	効率が	□よい	□わるい（具体的に　　）	
	運営方針	運営方針が	□ある	□ない	□必要ない
		運営方針が	□周知されている	□周知されていない	□必要ない
	業務改善	業務改善を	□常にしている	□たまにしている	□していない
		業務改善は	□必要	□必要ない（理由　　）	
	「将来性」で抽出された課題				

総合評価（優先順位の高い課題から記入する）

（3）実施計画（平成16年度～20年度）

【「事務事業アセスメント」から得た課題の改善計画】

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	福祉サービスに関する苦情解決事業	・周知されていない ・職員間の共通理解がない ・記録に残していない ・人が代わった時の対応にも留意する	・制度の PR（16） ・苦情内容の検証（16） ・パンフレット作成（16） ・事業担当者に文書配布（16） ・意見箱の設置（16） ・書式・処理簿を作る（16） **・苦情処理委員会の組織化（16）** ・マニュアル化（16）				
2	理事会・評議員会	・情報提供がされていない ・会議時間帯の問題 ・定番の審議で終わっている ・専決補正が多すぎる ・事業への参画が少ない （事業内容の理解）	１．実施体制 ・年５回～６回体制（16） ・視察、研修会等の実施（16） ・開催時間帯の工夫（16） ・理事と職員との情報交換会（17） ２．機能強化 ・専門的監事の確保（16） **・役員選出区分の（17）見直し** **・毎月（月１回）実施（19）**				
3	定款・諸規程	・法知識（専門知識）がない ・適切に改廃されていない ・職員が規程を理解していない	１．チェック体制の機能強化 **・専門職の位置づけ（16）** （必要に応じて連携が図れる体制） ・正副体制（17） ・研修（17）				
4	人事管理	・業務内容が明確でない ・適材適所がなされていない （適切な人事）	・業務内容の理解（研修参加）（16） ・雇用の問題（16） ・フレックス制度の検討（18）				
5	労務管理	・人的配置がアンバランス ・過剰残業が多い	・事務分掌の再点検 ・課内の業務遂行上の点検、評価 ・健康的で快適に仕事できる職場づくり ・フレックス制の検討（18）				
6	表彰	・表彰履歴・次期候補者の管理上の不十分 ・推薦ルートが限定的である ・推薦作業に時間を費やす（結果が弱い） ・選考、参加方法のあり方が欠けている	・受賞者へのねぎらい（通年） （社協だよりに受賞者紹介など） ・各組織との連携 （推薦及び参加者の協力） **・選考基準の見直し** ・推薦ルートの見直し				
7	財産管理	・合意づくり―今は大きく動かさない ・基金　⇒　益金はさほど望めない ・法人運営には７千万円位（人件費）を要する	・資産運用についての会議（年１回）（16） ・資産管理・運用責任者の設置（16） ・監事の選任（16） **・専門家（経営コンサルタント、税理士、会計士など）の配置（16）**				

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画 平成16年度 / 平成17年度 / 平成18年度 / 平成19年度 / 平成20年度
8	共同募金	・県共同募金会との連携不十分 ・共同募金の配分・歳末の配分について検討が不十分 ・募金を集めるのは支会の役割、配分するのは社協という関係が理解しにくい ・配分審査会の審査員の選定 ・目標額が実績に基いていない	**・専従担当職員の配置**（県共募とのつなぎを確実に行なう）（16） ・支会事務局の社協内での位置づけの明確化 ・県共同募金会と支会の関係整理 ・配分について内部協議（方向づけ） ・配分のネットでの情報公開に伴い受配団体へ具体的な事業展開への周知（16） ・募金運動展開のための関係機関との連携強化（17）
9	福祉バスの運行管理	・地域によって利用人員・回数にバラつきがある ・利用条件が周知されていない	・運行規定の見直し ・実績の集計・分析 ・利用人員の設定 ・他市の情報収集 ・内規の制定と周知
10	安全運転管理・車両管理	・給油時でも洗車する ・車両が汚すぎる ・職員間でのきまりが遵守されていない ・公用車の所有台数増加	・公用車の無事故・無違反の徹底（16） ・年間を通じて車両の稼働率を万全にする ・交通安全・マナーに関する計画的な勉強会 ・きまりの遵守、職員個々の意識付け ・安全運転管理者（副）の設置 ・リース車両と購入車両の比較検討（16） ・社協外への貸出(規程の見直し)→関係団体との調整（16）
11	駐車場管理	・市民会館との駐車場（西側）の共有化（イベント時の駐車場係の配置） ・1日の駐車台数の把握 ・職員駐車場の問題（別に借りるのか） ・固定利用団体の駐車場の問題（囲碁等） ・駐車する車を限定できない(市民駐車場化) ・1台あたりのスペースが狭い	・駐車場の有効活用（16～20） ・市民会館との連絡調整 ・西側駐車場の共有化 ・福祉センター及び会館の貸館の調整 ・固定利用団体の駐車場の確保依頼（16） **・職員駐車場の確保（18）** **・東側駐車場の全面舗装および枠線引き（18）** ・駐車場管理係の配置（19）
12	福祉会館	・建物が古いので、苦情に対する改善が難しい ・エレベーター未設置 ・備品交換等に対する予算がない ・２階に洋式トイレがない、障害者用トイレがない、などの不具合がある ・条例（規則）に基づいている ・解決できる問題とできない問題に関係なく苦情がある	・クレームの文書化（16～） ・行政財産であるため、そのつど所有者に現状と課題を文書化し提出する ・規定と実態の比較（16） ・行政への提言 ・福祉会館管理運営の移行（18） ・老人福祉センターへ管理運営を移行 ・管理者の設置（行政担当者）
13	社会福祉センター	・使用料に光熱費が含まれていない ・休日は閉館している ・運営委員会を開いていない ・判断基準が不明瞭	・事務システムの明確化 ・使用料の見直し（電気料等の請求のあり方） ・貸館規程の見直し ・貸館のマニュアル策定 ・必要に応じて休日の対応

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
14	善意銀行	・寄付金の有効活用についての検討が不十分 ・現在活用しているおむつなど担当が分かれているため現状を把握することが困難	・現事業での支出調査（16） ・善意寄付、収益使途を専門的に協議するプロジェクトの設置 ・寄付金の使途について明確化・情報開示 **・地域の福祉活動に還元活用（17）** ・11 地区社協での受付・地区への還元				
15	文書管理	・文書規程がない ・文書を保管する場所がない ・窓口臨時職員が対応している ・重要性、緊急性の判断で回っていない ・障害者支援センター、点字図書館は別に受け付けている（ダブっている）	**・文書規程の制定（16）** ・文書規程にそった管理・保存（16） ・文書受付事務の明確化 ・各文書担当へのつなぎ（重要性・緊急性の保持） ・保存方法の明確化 ・資料室の設置（17） ・保存場所の確保				
16	事業計画・事業報告	・計画立案のシステム・仕組み・ルールがない ・定型書式がない ・計画をチェックするシステムがない ・評価がない ・計画立案への市民参加度が少ない ・計画が市民によく知られていない ・担当者の業務が不明確	・先進地調査（16） ・事業計画立案と予算の連動（16） ・書式作成とルール化（17） ・単年度ごとに評価→計画→実行→評価の流れをつくる（18） ・計画立案のルール化（20 まで）				
17	地域福祉活動計画	・策定後の計画の評価、実施後の評価、効果測定などができていない（作りっぱなし） ・計画策定にかかる時間が作れない ・市民の参加や評価がない ・計画的にローリングできない。策定年度が決まっていない。（作らなくてもペナルティはない） ・作り方のノウハウを知らない（作業が決まっていない、不慣れ）	・計画に基づく単年度事業の立案（通年） ・事業の評価（通年） ・計画策定の手法学習（18） ・計画実施後の評価手法の研究（18） **・第三次計画　20 年度策定** **・第四次計画　25 年度策定** **・第五次計画　30 年度策定**				
18	研修	・職員のモチベーション・意欲に疑問がある ・研修効果は不明 ・その人の能力にあった研修テーマが必要(個人の到達課題) ・能力開発のノウハウがない ・研修内容・形態（ネタ、アイデア、時間帯、やり方、テーマ）に工夫を要する ・コスト意識（研修費用との兼ね合い）が薄い	・研修委員会の開催（通年） ・職員研修会の実施（通年） ・自己啓発の援助（通年） ・社会福祉士の計画的な資格取得（通年） **・資格取得の年次目標化** **（16）2　（17）2　（18）2　（19）2　（20）2** ・局内での業務研究（18） ・研究発表会の実施（18） ・専門分野ごとの研修と職員相互での共有化（18） ・研修効果測定指標の作成（18）				

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
19	社協会員会費	・メリットがない ・傾斜配分がされていない ・職員の負担、手出しもある ・規程どおりでない ・ネーミング	・規程の見直し（募集・配分・特典・取組み）（16） ・職員の取組みに対する意識啓発（16） **・２０周年記念事業（継続・高額会員への表彰等）（16）** ・ネーミングの募集（16） ・マスコットの募集（16） ・合併に伴う事業の見直し（16~17） ・特典の実施（17） **・社協法人化 30 周年記念式典等の実施（19～20）**				
20	福祉まつり	・実行委員が消極的になりがち ・新しい意見が反映されない ・プログラムがマンネリ化 ・繰越金が減少している ・フィードバックがない ・チェックができていない ・評価していない ・広報（PR）不足	**・２０回記念大会（16）** ・企画委員会の設置（16） ・参加団体の参加条件の徹底（16） ・アンケートの作成（16） ・一般の参画を得られるプログラムの開発（16） ・目玉プログラムの開発（17） ・市民主導の福祉まつり（18） ・収益プログラムの開発（18） ・1 日開催の検討（19） ・オリンピック開催の検討（19）				
21	広報	・専門・専従の体制ではない ・反響（評価）を得ていない ・記事の内容が古い（創造性に欠ける） ・発行回数について市の理解が得られていない	・発行回数･配布方法について市を含めて検討（16） ・ホームページでの広報（16） ・発行回数の増（新鮮な記事内容に）（17） ・発行費と発送費の調整・調達（17） ・専門知識・スタッフの確保（外部アドバイザー）（19） ・専従人員の確保（19） ・反響（評価）を得られるような創意工夫（20）				
22	情報化	・情報技術が未熟 ・ホームページ未開設 ・情報公開・情報開示に対応ＩＴ機器でしていない	・情報化推進委員会の開催（16） ・パソコン研修会の計画実施（16） **・ホームページの開設（16）** ・出先（地区社協等）とのオンライン化検討（16） ・相談事業関係基本台帳の開発（16） ・地域福祉関係の情報管理（17） ・相談支援システムの開発推進（18） **・福祉情報データベースの開発（19）** ・出先（地区社協等）とのオンライン化（20）				
23	たすけあい資金	・生活指導が必要な場合もあるができていない ・事務システムが悪い ・償還指導ができていない	・規程の見直し（決裁事務・申請様式等）（16） ・償還指導の実施（通年） ・現況調査（年齢･性別･借入理由等）（16） ・行政との連携強化（保護課･児童福祉課）（16） ・現物（米･金券等）支給との併用（16） ・相談窓口の一本化（総合相談との関連）（17）				
24	地域福祉企画・調査・研究	・地域福祉課全般にわたる評価等がなされずに、事業が進められている ・調査、研究がなされていない ・成果物がない ・仕事の内容が不明確	・リーダーの資質向上・自己啓発（通年） ・自主研修への積極的な取り組み（16~） ・「地域福祉」定期研修や協議の開催（16～） ・地区担当職員、地域福祉推進者の学習会や視察等（16） ・学会への発表（16~） ・地区役員による地域福祉計画の進行管理（16～） ・自立（組織・財源）した社協の構築（17～）				

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画 平成16年度 / 平成17年度 / 平成18年度 / 平成19年度 / 平成20年度
25	ボランティアセンター	・目標設定がなされていない ・運営に際して行政の関係部課との連携がない、支援がない ・アドバイザー未設置 ・職員１名対応で手一杯 ・センターとしての有効活用の検討 ・規程の改定が必要 ・ボランティアアドバイザーの設置 ・ニーズ把握を行い、ニーズに応じた活動メニューを開発する	**○検討委員会の設置**（運営目標の設定、財源確保についての検討等）（16） ・センターの中長期的な目標の設定（16～） ・センター運営の財源確保（16～） ・ボランティア対応のメニューづくり（16～） ・ボランティア登録制度の見直し（16） ・基金の有効活用 ・ボランティアアドバイザーの設置（養成研修の継続）（16～） ・行政の関係部課との意見交換会の実施（16～） ・商工会議所、青年会議所等との意見交換会の実施 ・NPO 団体との意見交換会の実施（17～） ・企業ボランティアの普及（17～） ・職員体制の充実（17～） ・運営委員会の設置（17～） ・NPO との連携の強化（17～）
26	社会福祉普及推進校連絡会	・メニュー不足（体験活動内容、受け皿） ・学校内での連携不足で体験学習が重複する ・地域内での機関連携が十分でない ・連絡会組織の見直し ・依頼内容の整理（ボランティアとの役割分担）	・市教育委員会との連携（16～） ・学校と関係機関との窓口の一本化（福祉教育担当者の役割の明確化）（16～） ・各地区「関係機関合同会議」の開催（通年継続） ・福祉教育担当者研修会の開催（通年継続） ・体験事業の見直し（16～） ・地域における児童生徒の支援体制の確立（16～） **・事務局体制の整備（人員確保）（18～）**
27	福祉教育	・地域住民を対象とした体験学習がない ・学校と地域が一体となった体験学習がない ・体験のみで終わっている ・ニーズに対応しきれない（体験学習での指導ボランティアの養成） ・企業との連携の強化	・地域住民対象の体験学習の実施（16～） ・行政との連携の強化（生涯学習課等）（16～） ・学校からの依頼に対して、それぞれの地域で対応できるような体制づくり（17～） ・社会人対象研修会の実施（16～） ・社会人ボランティア講座（仮称）の開催（17～） ・研修会受講者の登録制度（17～） **・体験学習インストラクター（仮称）の養成（16）** ・企業を対象とした研修の実施（17～） ・「共に学ぶ」プログラム作成（17～18） ・「お年寄りから学ぶ」「子どもから学ぶ」などプログラムの相互提供（17） ・「きらり人」等を活用し、地域の人材発掘（17）
28	在宅高齢者軽度生活援助事業	・地区の調整役が充分でない ・行政担当者も国県のマニュアルどうり ・サービスが充分市民に周知されていない ・予防効果が見えない ・制度に不具合が生じている ・利用料収入が未活用	・市民への周知と利用推進と成果、利用者の掘起しや援助員の募集を含んだ冊子の作成（16） ・地区での自主活動展開と気軽な利用（通年） ・体制強化（17~） ・地区毎の自主運営による事業展開（20） **・利用料収入の地区還元（通年）**

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画 平成16年度 / 平成17年度 / 平成18年度 / 平成19年度 / 平成20年度
29	地区福祉推進委員会・連協	・目標が明確に立っていない ・活動の妥当性をチェックする必要がある ・市社協主導が大きい ・効果を把握できるシステムや基準がない ・実態にあった事業改善がなされていない ・地区社協専任の地区の事務局体制が必要である ・構成員が兼務であるために、責任の所在が不明確である	**・全地区における地区社協の拠点確保（16）** **・全地区における地区社協事務局の開設（16）** ・住民福祉台帳、福祉マップの作成（16） ・組織体制（構成メンバー等）の見直し（16） ・福祉人材の掘り起こし、育成（通年） ・定期的・系統的・体系的な住民福祉学習会、地区社協事務局担当者の研修会の開催（通年） ・関係団体、機関等との合同懇談会（通年） ・住民会費の検討（通年） ・地区主導による地域福祉活動の展開（17） ・地域福祉センター的機能を持った組織づくり（18~20）
30	地区社協モデル事業	・モデルや実験をしていない ・モデル事業の検証・総括をしていない ・担当職員の負担が大きい	**「地区社協モデル事業」は平成１５年度で終了予定 次期計画については、本計画第２章第１節「『地区計画』支援計画」にて詳述した**
31	市地域ボランティア連絡協議会	・地区社協・地区福祉推進委員会との連携がない ・新しい人材が出てこない ・歴史があるが、活動が停滞している。ただし地域福祉の実行部隊ではある ・空白地区がある（組織率72.3%） ・連協に加盟していない単位がある ・自治公民館の組織に位置づけされていない（82館） ・活動に広がりがない ・会員が高齢化している	・理事研修、地区ごとのボランティア研修（15～） ・広報紙の発行（15～） ・地区社協・地区福祉推進委員会との連携（合同会議の開催）（16） ・先進地視察研修 ・人材育成・啓発事業 ・ボランティアリーダーの啓発 **・地区社協との一体化（17）**
32	高齢者等保健福祉推進事業（ふれあいいきいきサロン）	・全部の自治公民館に広がっていない ・地区社協・地区福祉推進委員会との連携がない ・活動が高齢分野に特化されている ・地域ボランティアの財源化となっている、他事業への活用がない ・情報が届いていない	・新しい活動の展開 ・ふれあい子育てサロン講座の開催（15~） ・高齢者も障害者も子どもも交えた総合的なサロン活動の展開（17～） ・予算の確保及び適正な助成金の配分 ・市内全自治公民館での開催実現（17～） ・地区社協・地区福祉推進委員会と地域ボランティアの一体化による事業の推進（17～） ・各自治公民館への周知 ・助成金配分方法の見直し ・食改善推進事業との連携
33	ボランティア協会	・事務局長はボランティアセンターが担っている ・事業については社協に頼る形で実施されている ・協会加入の促進 ・協会独自の事業の検討 ・情報伝達手段の検討 ・組織の見直し及び今後についての会員間での協議	・協会の目的の共有化（16） ・協会加入の呼びかけ（通年継続） ・会員協力体制の強化（主体的な参画）（16～） ・ボランティアまつりの協会による主体的な運営（17～） ・リサーチ（他市）活動（16～） ・事務局長ポストの会員からの選出（17） ・協会全体の見直し（事業・役員体制等）（16～）

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画 平成16年度 / 平成17年度 / 平成18年度 / 平成19年度 / 平成20年度
34	都城市社会福祉施設等連絡会	・施設等職員が業務に追われ、時間がとれない ・施設等相互の連携協働は一応の成果があったが、身近な地区内ではまだこれから ・アイデア不足、企画力不足 ・施設間、市民向けの情報が行き届いていない ・職員の気づきが足りない ・新規施設等からの人材発掘がなされていない ・事業参画者、役員、地域リーダーなどの人材が一部の施設等職員の限定されている ・連携の状況が、中学校区によって格差がある	・関係団体（地区福祉推進委員会・学校）との意見情報交換、協働事業への展開（14～） ・中学校区ごとの施設等会議、関係団体合同会議、連携協働事業の展開（14～） ・中学校区での関係団体との連携協働事業の展開（15） ・人材登録、地域事業での実践活動（15～） ・広報紙の発行（15～） ・施設等および関係団体、市民への情報発信（広報情報誌の定着）（15～） ・人材の発掘と養成、実践活動（16～） **・施設等マンパワーの発掘、養成、実践（16～）** ・中学校区ごとの人材養成講座（17～） ・中学校区での福祉マンパワーの組織化、活動支援（17） ・中学校区での地域福祉推進体制の確立（地区社協との一体化、地区版連絡会）（17～）
35	都城市民生委員児童委員協議会	・執行部の役割が不明確	・社協・民児協・行政で位置づけあり方を協議（16） ・市民児協役員体制の見直し（16） **・事務局体制の見直し** ・担当課に職員を配置し、事務局の充実を図る（16~17） ・民生委員のための相談窓口設置（16~17） ・資質の向上をめざした研修会（16~17） ・主任児童委員の研修会の充実強化（15～20）
36	総合在宅介護支援センター	・各情報の集約・分析・統計等の作成 ・ネットワークづくり ・地域ケア会議への期待が大きい（必要性、居宅の支援、ケアマネ質向上） ・専任職員（組織的な位置づけ） ・社協の立場で必要性の再確認	・地域ケア体制の構築（地域型を主体に）（15～） ・各地域在介の支援・指導、職員の資質向上（15～） ・情報収集とネットワークの構築（15～） ・サービス利用状況の情報把握（15～） ・情報管理（15～）
37	紙おむつ給付	・種類についての苦情がある（ニーズに対応しきっていない） ・地区対応の効果 ・年齢、対象等の基準がない ・事務的管理ができない	・職員体制の見直し（15～） ・ニーズの把握（15～） ・アンケート調査（15～） ・職員配置の検討（17）
38	福祉用具貸出事業	・用具の管理不備及び台帳等の未整備 ・用具の種類や台数が限られており、個別性に対応していない ・利用者のニーズ把握や頻度及び必要な情報収集などができていない ・機器について技術的な指導が必要 ・貸与年数がない	・福祉用具台帳の整備（15～） ・福祉用具の種類拡充（20） ・ニーズ把握（17） ・確保している福祉用具のチェックと種類の把握（15～） ・台帳の電子化（20） ・事業の見直し（20） ・専門知識や資格の取得（20） ・新規用具購入計画（20）

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
39	生活福祉資金貸付事業（受託事業）	・相談及び事務対応の拡充 ・関係者の研修体制確立 ・審査体制の見直し	・相談対応マニュアル作成（16） ・関係機関等への啓発（16） ・市民児協生活福祉資金部会との連携強化（16）				
40	地域福祉権利擁護事業	・業務量が増加し、勤務時間内での消化が難しい ・機能拡充により、利用ニーズが多様化している ・支援内容、事務が煩雑・困難になってきている	・局内職員の協力を得る（16） ・生活支援員の増員（16） ・国庫補助以外の財源確保（16） **・組織的対応（企画職員・専門員・生活支援員）（16）**				
41	ウエルネスハートセンター相談事業	・不良債権等の相談が増えてきている ・専門相談（司法書士など）化している	・専門機関・関係機関との連携（16） ・相談室の確保・整備（16） **・相談員の確保（16）** ・相談事業の見直し、体制の整備（16） ・行政との調整（16）				
42	指定居宅介護支援事業	・ケアマネジャーは業務量が多く、兼務体制では運営できない ・ニーズ増加に伴い管理面上、約３００名のケアプラン作成が適当である ・ケアマネジャーの移動手段として公用車不足 ・ケアマネジャーの資質向上 ・リサーチ、クレーム、評価のチェック体制の整備	**・ケアマネジャー補充** ・内部育成（16~17） ・体制強化（16~17） ・約３００名内のケアプランを維持（通年） ・車の補充（16~17） **・ケアマネジャーの資質向上（研修）** ・研修強化（16～17） ・資質向上（通年） ・アンケート等の様式作成・実施（16） ・チェック体制設置に対する担当者整備（16）				
43	指定訪問介護事業 指定障害者居宅支援事業	・ニーズ増加、重度化している中で人材不足 ・ヘルパーの定着化 ・サービス内容の明確化 ・リサーチ、クレーム、評価等のチェック体制の整備 ・事業に伴うソフト等、機器の整備 ・サービス提供責任者、ヘルパーの資質向上	**・ヘルパーの雇用管理の整備** ・雇用保険への加入（16） ・雇用管理の整備（18） ・サービス内容（適正事例）についての明確化を図るために市や県に提言（16） ・ヘルパー研修でサービス内容の明確化（16） ・アンケート等の様式作成・実施（16） ・チェック体制設置に対する担当者整備（16） ・事業に伴う機器の整備（16） ・サービス提供責任者、ヘルパーの研修強化（16） ・資質向上（通年）				
44	障害者生活支援事業	・職員専門性のスキルアップ ・勤務体制が非効率 ・スペースの確保 ・専門相談員の職種の充実 ・ピアカウンセラーの養成	・障害や病気に関する研修会の参加及び施設見学（通年） ・土日開館の見直し（17） **・共有事務所からの独立（20）** ・各種専門職の確保（20） ・カウンセラーの定期的な研修会の実施				

No.	事業名	課　題	課題改善のための具体的な実施計画				
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
45	ピアカウンセリング	・ピアカウンセラーの活用の拡大	・ピアカウンセリングサービスの PR（通年） ・多様な相談に応じることのできるカウンセラーの育成（通年）				
46	専門相談	・専門相談の利用が少ない ・障害者生活支援センター事業の理解	・社協広報紙による PR（16） ・相談事例を通しての研修（16）				
47	移送サービス	・実状に合わせた要綱の見直し ・ボランティアの目標の共有化を図る ・介助ボランティア、運転ボランティアの増員 ・安全運行のための操作マニュアルの確認	・移送の利用目的と時間の幅を広げる（18） ・研修会･交流会での意識の共有を図る ・ボランティア募集の PR ・マニュアルに添ったリフト車の操作方法と整備等の実施及び定期的研修				
48	指定身体障害者デイサービス事業	・リサーチ、クレーム、評価等のチエック体制の整備 ・事業者間で事業内容サービス内容に差がある	・アンケートの実施（16、17） ・様式の作成（16、17） ・担当者の配置（16、17） **・事業者間の情報交換と事業メニューの開発（16、17）**				
49	外出支援サービス事業・生きがい活動支援通所事業	・リサーチ、クレーム、評価等のチエック体制の整備 ・利用者が少ない	・アンケートの実施（16、17） ・様式の作成（16、17） ・担当者の配置（16、17） ・ＰＲ活動と事業メニューの開発（16、17）				
50	指定通所介護事業	・リサーチ、クレーム、評価等のチエック体制の整備 ・徘徊者対応	・アンケートの実施（16、17） ・様式の作成（16、17） ・担当者の配置（16、17） ・リスクマネジメント（16、17） **・リスクマネージャーの設置（16、17）** ・施設内環境の見直し（16、17）				
51	点字図書館	・変化の激しい情報環境に即座に対応しなければならない ・ニーズの多種多様化に伴い、業務･対応が拡大（英語点訳・情報処理点訳＝専門分化）	・Ｌ点字への対応（16） ・専門点訳学習会の開催（17） ・中途視覚障害者点字読書き指導体制の確立（17） **・デジタル録音図書製作体制の確立（19）** ・専門点訳ボランティアの確保（19）				

第4 「合併後」の社協基本計画

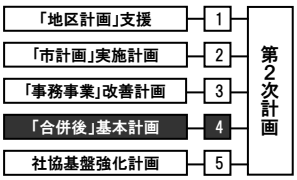

（1） 総論

平成１１年７月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）の一部施行、合併特例法改正（平成１７年３月までの時限立法）に伴い、全国的に市町村合併が進んでいます。

社会福祉協議会は、社会福祉法において「市区町村社会福祉協議会は、１または同一都道府県・指定都市内の２以上の市区町村の区域で必要な要件を満たして事業を実施すること」となっており、市町村が合併すれば好むと好まざるにかかわらずすみやかに社協法人も合併しなければならない立場にあります。

そこで、行政の合併が行なわれても、市社協として基本的に変わることのないスタンスを持つために**「法人合併に関する基本的な考え方」**をまとめ、しかるべき事態に対応したいと思います。

とりわけ、市計画に謳われている**「福祉区」と「地域福祉圏域」の考え方**について、今後の事業推進に関係の深いところについては、圏域設定の考え方も明確にしたところです。

法人合併に関する基本的な考え方

以下の事項は、法人合併がなされた場合でも変わらない市社協としての基本的な考え方であり、めざすべき社協のあり方として位置づけるものです。

１．社協の役割と基本方針

（１）社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

（２）この使命を達成するために、次の理念に基づいて事業を展開します。

①地域住民やあらゆる関係団体の参加と協働によって、市民参画型の福祉社会を実現します。

②誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できるよう自立支援に努め、利用者本位の福祉サービスを実現します。

③地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と、あらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備します。

④制度の谷間にある福祉課題や地域課題を常にとらえ、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦します。

（３）こうした理念を展開するために、次のような組織運営を行います。

①地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、情報公開や説明責任を果たします。

②事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

２．事業体制と事業内容

（１）事業体制

①民間団体としての主体的な経営を行い、地域に開かれた事業体制を確立し、地域住民から民間性をもった地域福祉をすすめる団体として信頼される組織づくりをめざします。

②そのために、事業の意志決定や事業執行について責任を負う理事会や役員体制の活性化を図るとともに、あわせて地域住民の様々な団体の参画や協力を得る仕組みをつくります。

③具体的には、「地域福祉圏域」を単位として地域福祉や社協事業を効果的に推進し、地域住民の参加の機会を保証します。地域福祉圏域を中心に事業推進することによって、合併後も既存の機能を継続し、住民へのサービス提供を低下

させないようにします。

④したがって、市社協を本部、地域福祉圏域である地区社協を支所と位置づけ、機能分担します。本所には統括機能に加え、全市的なセンター機能、中央団体事務機能等の基幹的機能を置き、支所は可能な限り“身近な福祉を住民の手で”担える体制を目指します。

（２）事業内容

①地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた地域福祉の取り組みを計画的、総合的に推進します。

②福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行います。

③また、必要に応じて介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供します。

④これら、安定的な運営ができるよう適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や調整を行います。

「地域福祉」の展開エリア　―福祉区と地域福祉圏域の考え方―

- ☞ 市町村合併が行われた場合、組織・人口・活動範囲等は当然、現在より大きくなります。
- ☞ しかし社協にとって、地域住民の生活に密着し、地域特性を活かしたきめ細かな地域福祉を進めるという命題が変わることはありません。
- ☞ 今後は、日常的な生活圏域である自治公民館を**「福祉区」**、地域福祉の推進体制が整った範囲としての中学校区（＝地区社協）を**「地域福祉圏域」**と位置づけ、地域福祉活動を推進していきます。
- ☞ 同時に、市町村合併があっても、中学校区を単位に進めることによって、サービスの低下や空洞化を招かないよう、広域化に対応します。

≪参考資料≫

○**「福祉区」**　日常的な生活圏域（小学校区・中学校区・町内会など）を単位に、公民館など住民の主体的な福祉活動や住民参加の取り組みをすすめるうえでの基礎となる社会資源がある区域

○**「地域福祉圏」**　一定の公的福祉サービス、住民の福祉活動への支援や福祉サービス利用者支援のためのボランティアセンターや相談窓口などの公的な社会資源が整備され、地域福祉の推進体制が整っている圏域。固定的なものではなく、地域性や福祉サービスの種類や支援体制の内容によって異なる。

『市区町村社協経営指針』（平成 15 年 3 月、全社協地域福祉推進委員会）より

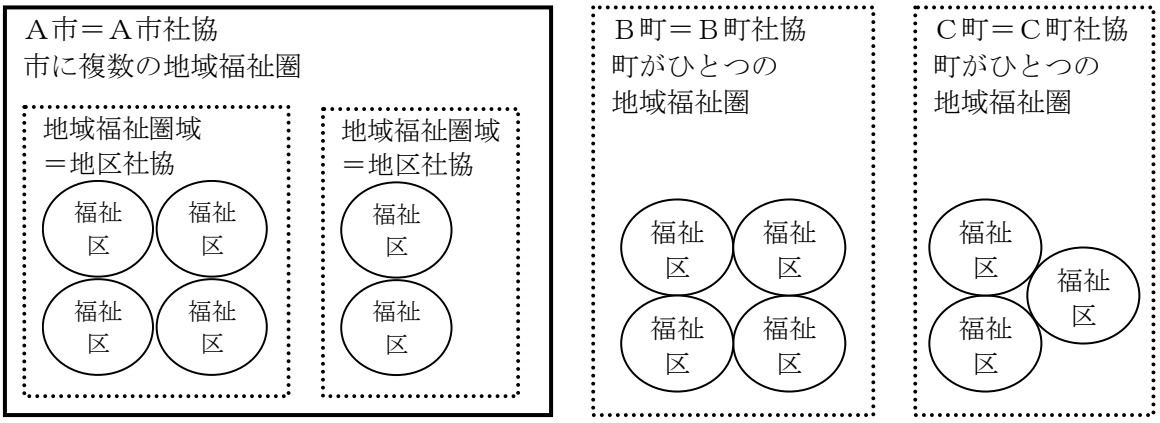

合 併 後

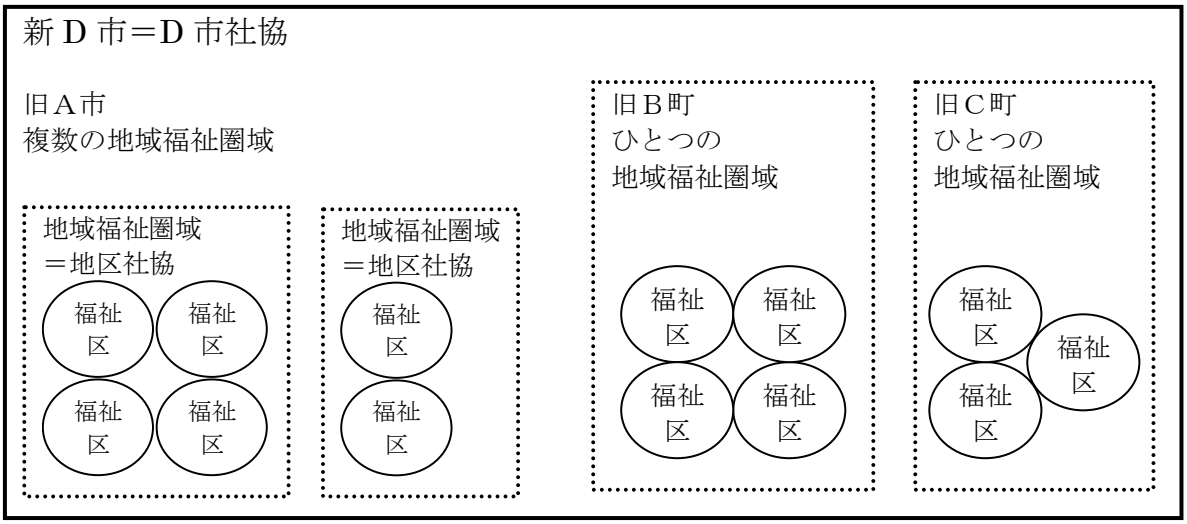

第5 社協基盤強化計画

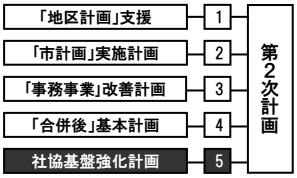

(1) 総論

平成１２年に社会福祉法が施行されました。

法は、措置から契約制度へと大転換し、個々人が尊厳をもって自立した生活が送れるよう社会福祉が機能することを定めています。そのための諸改革は、社会福祉事業の見直し、サービスの質と効率性の確保、地域福祉確立のための計画策定など多岐にわたっています。その結果、地域福祉がいっそう求められるようになりました。

法施行によって、社協においても大きな改革が迫られました。「社協法人定款」の全面改正、「地域福祉権利擁護事業」や「苦情解決事業」の追加、行政との協働による「地域福祉計画の策定」などがそうです。

しかし、法が施行された背景には、戦後社会福祉を根本から見直す基礎構造改革が根底にありました。この改革の理念に沿った“都城市社協の改革”は、まだ緒に就いたばかりです。今後も改正法の理念が具現化されるよう、次のような改革に取り組み社協基盤強化に努めます。

１．社会福祉法人としての役割の認識と実施

社会福祉法人は本来、民間の社会福祉事業経営者として持っている自主性・自立性を発揮することで、地域における様々な福祉需要にきめ細かく柔軟に対応する役割を持っています。なかでも社協は、一市区町村内に一つだけという規定で、地域福祉を推進する特別法人であると定められています。

今後は、あらためて本来の社会福祉法人の役割を見直し法人運営にあたります。あわせて、都城市に唯一の地域福祉法人であることを自覚し、地域の様々な福祉需要に対応できるよう、法人の経営基盤を強化します。

２．財政の安定化、効率化、健全化、透明化

経済低迷や行財政改革によって、これまでの社協財政を大きく見直すことが迫られています。行政による補助や共同募金等市民の寄託には、それらが如実に現れています。

今後は、福祉のまちづくりに必要な財政収支の見通しに沿って、健全な財政運営に努めます。とりわけ、行政による補助金減への対応、自主財源の安定確保、基金の有効活用、善意金品の使途の透明化、介護保険事業の安定経営は喫緊の課題として認識し、財政全般にわたり安定化、効率化、健全化、透明化に努めます。

３．事業執行の経営化

社会福祉法第２４条「経営の原則」に従い、社会福祉法人として、社会福祉協議会としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行い、提供する福祉サービスの質の向上に努めます。

そのために、地域住民が欲しているニーズをいちはやく察知し、求められるサービスを先駆的に開発し、経営理念をもって事業運営にあたります。

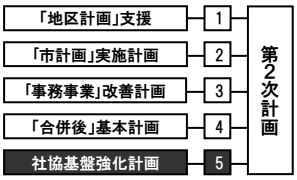

（2）各論

ふくしみらい２１都城における社協基盤強化の取り組みを踏まえ、第１次計画の未達成項目は今回の計画に引き継ぎ、かつ時代環境に応じた基盤強化策として、次のような事項に取り組みます。

１．組　織

大目標　「社会福祉法人としての役割認識」

社会福祉法人としての役割ならびに都城市に唯一の地域福祉法人であることを再認識し、経営の原則にしたがって、安定した組織運営を目指します。

≪主な内容≫

・社会福祉法人としての役割の再認識
・役員による法人経営（理事会の機能強化）
・スリムで効率的な組織体制
・職員の資質向上
・人事労務管理の体制整備
・団体事務（局）と社協の関係整理

２．財　政

大目標　「健全財政と効率化」

限られた財（人・物・金）を効率的に運用し、事業執行にあたります。

また、自主財源の安定確保や寄付金等の有効活用を通じて、各種事業の充実に努めます。

≪主な内容≫

・財政の効率化・透明化
・財政支出の見通し（シミュレーション）
・不足する財源の対応策（人件費）
・自主財源の安定確保
・寄付金の健全支出
・基金等の活用計画

３．事　業

大目標　「“必要”と“求め”に応じた欠かせない事業の展開」

変革の速い時代環境に応じて、必要とされるニーズをいちはやく把握し、ニーズにマッチした柔軟なサービスを提供できるよう努めます。

≪主な内容≫

・事業内容の精査、評価
・事業効果の測定
・事業実施の効率化

４．計画を実施するために

前記「組織」、「財政」、「事業」の基盤強化のための取り組みに実効性をもたせるため、この**「第5　社協基盤強化計画」**部分は、総務課（平成１６年３月末現在での担当課、法人合併後は法人本部）が担当し、毎年度実施計画を立案した上で取り組むものとします。

参 考

第１次計画で実施できたこと、実施できなかったこと

ふくしみらい２１都城（平成７～１２年度）における社協基盤強化の取り組み

中項目	小 項 目	実施できたこと	実施できなかったこと	備考
組織体制の強化	1.諸規程の整備 2.理事会・評議員会の機能強化 3.会長制の機能強化 4.組織機構の整備 5.職員の適正配置	・定款変更、規程集作成 ・課制施行、ヘルパー独立	・未整備の規程有 ・機能強化、年６回体制 ・常勤体制、執務室、三役会 ・管外人事交流	
職員処遇の改善	1.給与改善の推進 2.職階制度の改善 3.福利厚生の充実	・補助率アップ(70→80) ・SOWEL クラブ加入	・給与表是正 ・職階の統合化（嘱託廃止）	
職員資質の向上	1.職員研修の充実 2.調査研修の充実 3.資格所得の奨励	・職員研修 ・調査研究部門設置 ・職務手当、資格取得支援	・研修録刊行、短期派遣 ・海外派遣研修	
事務処理の合理化	1.事務機器整備充実 2.事務処理体制の整備	・局内 LAN ・各種ソフトの導入		
施設管理の適正化と効率的運営	1.施設設備の活用 2.施設管理体制の整備	・居室の転用 ・防災体制	・施設管理 ・入居団体連絡会	
自主財源の拡充と新規開発	1.基金制度の拡充 2.寄付金の拡充 3.会員制度の拡充 4.収益事業の開発		・運用収入減、基金活用 ・情報公開 ・制度の改善 ・収益事業の開発	
事業型社協の推進	1.在宅介護支援センターの受託 2.デイサービス施設の受託 3.小地域福祉活動の拠点確保	・基幹型在宅介護支援センターの受託	・デイサービス施設の受託 ・地区拠点確保	
共同募金、歳末たすけあい運動の推進	1.共同募金協力体制の強化 2.共同募金配分の改善	 ・配分委員会の設置	・支会事務局組織の位置づけ ・専従職員の配置	

基盤強化計画の具体的な取り組み事項

1．組　織

大目標　「社会福祉法人としての役割認識」

社会福祉法人としての役割の再認識

(1) 法人の経営理念の確立
(2) 法人の活動方針の確立

役員による法人経営（理事会の機能強化）

(1) 理事選出区分の見直し（公募制、出資制、株主制）
(2) 三役会の実施（正副会長、常務理事）
(3) 会長制の機能強化（勤務の常勤化、報酬見直し、執務室の整備）
(4) 担当理事制の導入（事業担当、経営管理担当）
(5) 定期的な役員研修

スリムで効率的な組織体制

(1) 職員の定数化
(2) 職階の統合化（常勤嘱託職員、非常勤嘱託職員、臨時職員、パートタイム職員）
(3) 組織の効率化・スリム化（業務バランスに応じた適正人事配置）

職員の資質向上

(1) 職員研修の充実（資格取得奨励、自己啓発の支援、研修録の刊行、海外派遣研修）
(2) 地域福祉専門職（コミュニティソーシャルワーカー）の養成
(3) 管外との多様な人事交流（行政、県社協、企業、短期派遣）
(4) 給与表の是正

人事労務管理の体制整備

(1) 採用計画、配置計画、人事方針
(2) 採用管理、雇用管理
(3) 配置転換、昇進・昇格・登用管理
(4) 休職・解雇・退職管理
(5) 賃金管理
(6) 労使管理（苦情処理制度）
(7) 労働時間の適正管理、超過勤務の適正管理
(8) 職能制、職員研修との連動
(9) 就業規則、給与規程の見直し
（人事考課）
（目標管理）

団体事務（局）と社協の関係整理

(1) 共同募金会支会との関係整理
(2) 都城市民生委員児童委員協議会との関係整理
(3) その他、民主団体事務局との関係について

２．財　政

大目標　「健全財政と効率化」

財政の効率化・透明化

(1) コスト縮減とコスト意識の徹底（職員の意識改革）
(2) 使用料等の見直し
(3) 建物維持管理費の節減
(4) コスト負担の実施（貸出事業）
(5) 外部委託の検討
(6) 積極的な情報公開
(7) 外部監査の導入
(8) 専門的監事の確保

財政支出の見通し（シミュレーション）

(1) 地域福祉財源の見通し
(2) 介護保険事業の見通し
(3) 人件費の見通し

不足する財源の対応策（人件費）

(1) 人件費の縮減と定員管理
(2) 行政との今後の補助のあり方に関する協議（合意形成）

自主財源の安定確保

(1) 社協会員会費の定着による自主財源の安定確保
(2) 収益事業の研究・実施

寄付金の健全支出

(1) 善意銀行の配分の明確化
(2) 寄付金の管理・配分に関する市民の関与（運営委員会）

基金等の活用計画

(1) 福祉基金の活用
　本計画における新規事業への有効活用
(2) ボランティア基金の活用
　ボランティア関係新規事業への有効活用
(3) 介護保険経営安定化基金の活用
　介護保険事業経営への設備投資
　地域福祉事業への還元

３．事　業

大目標　「“必要”と“求め”に応じた欠かせない事業の展開」

事業内容の精査、評価

(1) 効果測定の指標づくり
(2) 成果物の作成
(3) 事業成果の評価
(4) 事業優先度の峻別

事業効果の測定

(1) 研究事業の推進（研究の意識化、地域福祉実践の専門化、調査研究の視点形成）
(2) 学術会議への発表（研究成果、実践の理論化）
(3) 新規サービスの開拓（先駆的事業の開発）
(4) 利用者のサービス評価

事業実施の効率化

(1) 地域福祉事業の指標化
　・地域福祉事業の数値化、数値目標化
　・地域福祉事業の統計的な検討
　・到達目標の設定と事後評価
　・事業のコスト負担（適正な受益者負担の検討）
　・有料化の検討
　・事業終期の設定（目標づくりとステップアップ）
(2) 採算性の意識化
(3) コスト縮減とコスト意識の徹底
(4) 各種事務処理の簡素化

3 資料編

第1 都城市のたすけあいの歴史

明治 29 年(1896)　日本赤十字宮崎県支部

明治 10 年の西南戦争の惨状から、戦争による負傷者を救護することを目的とした博愛社が創設され、明治 20 年に日本赤十字社と改称され、万国赤十字社同盟に加入した。明治 29 年に制定された支部規則によって宮崎県支部が設置されたことが県内の赤十字活動のはじまりとなった。(都城支部の活動開始時期は不明)

明治 42 年(1909)　私立日州感化院

不良行為や不良化の恐れのある満 18 歳以下の少年の保護・教育を行う学校として私立日州感化院が攝護寺住職・佐々木芳照が中心となって開校された。大正 4 年に感化院施行細則が施行されたことにより宮崎県へ移管され、名称も宮崎県立慎修学校となった。(現県立みやざき学園)

大正 5 年(1916)　人事相談所と保護会

枝本清輝が日本組合派都城キリスト協会(のちの桜馬場教会)に赴任してから教会内に人事相談所を設け失業者の保護を行い、同時に法律や身の上相談に応じた。

また、摂護寺では寺内に出獄人の保護会を設けて職業指導と精神指導に努め、社会復帰をはかるうえにおいて必要な支援を行った。

大正 9 年(1920)　願蔵寺善隣館

願蔵寺住職・加藤清徹により隣保事業として善隣館が創設。工業部の創設にはじまり、昭和 2 年(1927)助葬部、同 5 年には託児部(ポッポ園)と失業者浮浪人保護部及び人事相談部を開き、その後も食料配給部・委託救護所・寄宿部と設置された。

大正 14 年(1925)　育英基金

市内に在住する「中等学校もしくはこれに準ずる学校」の生徒で学費を補給する制度として育英基金が創設された。

大正 15 年(1926)　都城市慈恵救済基金

都城市は窮民救済のために寄付金と一般会計の繰入金で都城市慈恵救済基金を設置し窮民救済規定を設ける。(都城市として窮民救済に歩みだした第一歩)

昭和 2 年(1927)　都城市聾話学院

富田保助により、ろうあ児が自活するための教育機関として都城市聾話学院を設立。昭和 10 年に宮崎県へ移管し、名称が宮崎県ろう学校となり、昭和 30 年宮崎県立都城ろう学校と改称される。

昭和 3 年(1928)　アソカ保育園

攝護寺北原説教所内に中原蓮正が日稼家庭の幼児を保護し援助を行ったアソカ保育園が開設された。これは県下初の保育施設であり、児童福祉法の制定施行に伴い、昭和 23 年に児童福祉施設として認可された。

昭和 3 年(1928)　　方面委員制度の創設

県方面委員制度が創設される。方面委員とは、現在の民生委員児童委員の前身であり、隣保相助けの精神のもと都城市においても県の規定に基づき、都城市内を 11 方面区に分け、各方面区に 1 名の方面委員を配置し知事から委嘱された。

昭和 6 年には各方面区に 1 名ずつの婦人方面委員が配置された。なお同年に、救護法が実施されたことによって方面委員は救護委員としても任命され、国家機関としても認められるようになり、昭和 11 年には 15 名に増員された。

昭和 5 年(1930)　　都城市社会事業協会

方面委員・市会議員・官公署幹部をはじめ、各種団体の幹部や市民の中堅者などをもって社会福祉事業の振興発展をはかるために都城市社会事業協会が創設された。

この会は、会員の会費・補助金・寄付金などを基に、直接窮民救助・生業資金貸付・医療救助を行った。同年 6 月には軽費診療所が設置され、事務所を市役所に置いて窮民のために無料診療券を発行した。

昭和 5 年(1930)　　農繁期託児所

6 月上旬から 7 月上旬の 15 日間を期間とした農繁期託児所が農家の児童・乳幼児を対象に上長飯と下長飯に設置された。昭和 9 年には一万城と宮丸も設けられ計 4 ヶ所整備された。（昭和 12 年度には沖水・五十市両村の合併によって地域が拡大されたため計 16 ヶ所設置された。）

昭和 5 年(1930)　　公益質屋

市民の福祉増進の一環で、生活資金・生業資金を貸付ける庶民金融機関としての公益質屋が発足。

昭和 7 年(1932)　　都城市窮民救済規定の改定

対象者を老幼・不具・病気その他の原因で生業を営むことのできない者で、救護法・軍事救護法その他の方法でも救済を受けられない者を救済することを定めた。

昭和 10 年(1935)　　攝護寺昭和寮

独り暮らしの高齢者や孤児・貧困家庭の子供・虐待を受ける児童・不良児童などを保護し、教育を行うことを目的とする施設として攝護寺昭和寮が開設された。

昭和 12 年(1937)　　大王授産施設

北諸県郡都城市家畜組合事務所および家畜市場跡を事業所として授産所が開設された。昭和 17 年に企業整備により閉鎖となったが、翌年昭和 18 年には都城市銃奉公会が借受け遺家族授産場としてミシン技術を教えていた。終戦後の昭和 21 年には銃奉公会を改組して都城市厚生援護会とし、授産場も厚生学園と改称され作業所を併設し竹細工の指導をはじめた。

昭和 27 年には福祉部が都城市社会福祉協議会と合併したため厚生学園は翌 28 年から大王授産施設と改称した。

昭和 17 年(1942)　　都城市盲人会

都城市盲人会が組織され、視覚障害者の福祉増進と相互扶助を行うことと、病院療養所等の傷病兵士の奉仕慰問を行った。

のちの昭和 32 年に、内容の充実をはかり名称を都城地区盲人福祉会と改め、昭和 41 年には都城地区視力障害者福祉会と改称された。

昭和 22 年(1947)　民生館

南鷹尾にある旧兵舎の一部を用いて民生館が設置された。母子寮・養老院・保育所の３つの部門があり、併設されて授産場も設置された。

昭和 22 年(1947)　都城市引揚者共同宿泊所

終戦後、引揚者の住む住宅がなく、巷にあふれる状態であったため鷹尾町の旧練兵場跡地に引揚者共同宿泊所を設けた。(市営住宅の整備や住宅事情が次第に緩和された昭和 37 年に解体となった)

昭和 23 年(1948)　民生委員

昭和 23 年 1 月制定の児童福祉法により市児童委員 70 名へ厚生大臣より民生委員が委嘱される。

主な仕事としては、担当区域内の児童及び妊産婦の実情の把握・問題を抱える児童の発見と報告・里親など保護受託者の調査・問題を抱える児童の家庭調査とその家庭や集団の指導など広い範囲にわたるものであった。

昭和 24 年(1949)　都城児童相談所

児童福祉サービスの中心機関である児童相談所が、都城・小林・日南・串間の４市と北諸県・西諸県・南那珂３郡が開所時の担当区域として開設された。

昭和 24 年(1949)　都城ろうあ者福祉会

言語・聴覚障害者の福祉の向上のため、都城市北諸県郡内の言語・聴覚障害者によって組織された。

昭和 25 年(1950)　共同募金

戦後の混乱期の生活を国民相互の助け合いを通じて救済することを目的とした募金活動である共同募金運動が都城市ではじまった。

昭和 26 年(1951)　福祉事務所

生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法が制定され、都城市においても三法を実施するために福祉事務所が設置された。

昭和 27 年(1952)　都城市社会福祉協議会

社会福祉法人都城市社会福祉協議会が発足。

翌年から大王授産施設を経営すると共に、戦死者遺族協助会・旧軍人留守家族連盟会・司法保護会・未亡人白梅会・身体障害者連盟会・一般婦人連絡協議会・青年連絡協議会などと協力して共同募金などに積極的な活動をはじめた。

昭和 27 年(1952)　傷痍軍人会

旧軍人の戦傷病者の福祉の増進を図るため傷痍軍人会が組織される。

昭和 28 年(1953)　農繁期託児所(季節保育所)の増設

従来から設置されてあった 4 ヶ所の農繁期託児所に続き、北早水・南早水・川東・神ノ山・上金田・下金田・太郎坊・高木・今町・都原・志比田の計 11 ヶ所が農繁期託児所として新たに開設され、翌年までに計 29 ヶ所、昭和 33 年度には計 42 ヶ所と農繁期保育対策として開設された。

昭和 28 年(1953)　都城市未亡人会(都城市母子福祉連絡協議会)

戦争未亡人（母子）世帯の婦人で組織された団体による活動は行われていたが、散発的な活動であった。都城市として対象者となる世帯の生活支援と指導を行うことを目的に組織作りをすすめ、都城市母子福祉連絡協議会が組織された。

昭和 29 年(1954)　あやめ原保育所

都城市社会福祉協議会により、あやめ原保育所が開設される。(後の昭和 34 年 4 月に市へ移管）同年、郡元保育所も開設。

昭和 29 年(1954)　県立高千穂学園

児童福祉法に基づいて、知的障害児の施設で児童を入所・保護するとともに、必要な教育を行う児童福祉施設として県立高千穂学園が開設された。

昭和 30 年(1955)　更生資金貸付制度

低所得の状態である世帯に対し、生業資金及び療養資金を貸付け、自立に向けた支援を行うことを目的とした更生資金の低金利融資制度が開始される。

昭和 30 年(1955)　神柱公園貸ボート事業

青少年の非行防止と健全育成対策として、憩いの場を提供することを目的として神柱池において貸ボート事業が開始され、都城市社会福祉協議会がその運営管理を行う。

昭和 32 年(1957)　歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう住民の参加や理解を得て福祉活動を展開することとした歳末たすけあい募金運動が都城市ではじまる。

昭和 32 年(1957)　引揚者の援護

昭和 32 年引揚者給付金等支給法が公布され、都城市においても終戦により生活の本拠であった外地からの引揚者、またはその遺族に給付金を支給するための事務を行った。

昭和 32 年(1957)　有隣園

社会福祉法人石井記念友愛社によって五十町狐塚に家庭的環境に恵まれない児童を保護・育成するために有隣園が開設された。

昭和 32 年(1957)　婦人相談員

要保護・支援が必要な女性の相談に応じ、必要な助言・指導を行う婦人相談員が福祉事務所へ配置される。

昭和 32 年(1957)　公立保育所の整備

天神保育所が開所され、翌 33 年には志和池保育所、34 年には姫城保育所が開所。市内の児童福祉施設が徐々に整備された。

昭和 33 年(1958)　都城市肢体不自由児父母の会

肢体不自由児の福祉の向上を図るために、その保護者によって組織され、療育相談や肢体不自由児問題の啓発等を行った。

昭和 34 年(1959)　社会福祉協議会解散

社会福祉法人都城市社会福祉協議会が解散し任意団体となる。同年運営していた大王授産所も廃止となる。

昭和 35 年(1960)　心配ごと相談所

市民の経済問題・社会的問題など、心配ごとに関して解決をはかるために助言を行い、市民生活の向上と安定に努めるため心配ごと相談所が都城市社会福祉協議会において開設される。

昭和 35 年(1960)　都城市手をつなぐ親の会

知的障害児の福祉の向上をはかるため父兄により組織された。教育施設の整備や教育のあり方の研究など意欲的な活動を展開した。

昭和 35 年(1960)　たすけあい資金貸付事業

低所得階層に無利子で生活つなぎ資金として貸付け、自立更生を図ることを目的とした、たすけあい資金貸付事業が開始される。

昭和 37 年(1962)　地区青少年育成協議会

青少年非行等の問題が増加するに伴い、地域において健全育成を目指すため、志和池地区に青年協議会が発足した。昭和 43 年までに各中学校区（計 12 ヶ所）に地区青年協議会が組織されることとなった。

昭和 38 年(1963)　都城市老人クラブ

65 歳以上の高齢者による自主的な組織で、教養講座やレクリエーションなど社会活動に参加できることを目的とした老人クラブが発足する。

昭和 38 年(1963)　きりしま学園

児童福祉法に基づく知的障害児施設で、知的障害児の義務教育及び職業能力を育成するため、宮崎県社会福祉事業団により、きりしま学園が開校。

昭和 39 年(1964)　老人家庭奉仕事業

身体上・精神上の障害により、日常生活に支障のある高齢者の家庭において日常生活の支援を行うことを目的とした家庭奉仕事業が 1 月に開始される。同年 4 月には都城市社会福祉協議会へ委託し事業の推進・展開をはかる。

昭和 39 年(1964)　都城市肢体障害者福祉協会

身体障害者を援助し、生活の安定に必要な福祉の向上をはかるために、昭和 39 年都城市肢体障害者福祉協会が発足した。

昭和 39 年(1964)　善意銀行

「善意の橋わたし」の活動をはじめて、金銭・物品・技術・労力の 4 つの口座を設け、預託金品を用いて社会福祉活動に貢献するために善意銀行が設立される。

昭和 40 年(1965)　家庭児童相談室

社会変動に伴う家庭生活の変化が児童療育にも大きく影響してきたため、専門的な相談指導の実施をはかることを目的に福祉事務所に家庭児童相談室が設置される。

昭和 40 年(1965)　児童館

児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設である児童館が安久町に開設され、昭和 53 年までに計 8 ヶ所整備される。

昭和 42 年(1967)　中郷村社協合併

都城市と中郷村の合併により都城市社会福祉協議会と中郷村社会福祉協議会が合併する。

昭和 42 年(1967)　都城市言語障害児育成会

障害児を持つ親である木村時義氏が同じ悩みを抱える方々と協力し、都城市内に言語治療教室を開設することを目標に都城市言語障害者育成会を組織した。

昭和 42 年(1967)　身体障害者家庭奉仕事業

身体の障害により、日常生活を営むことが困難な方を対象に、日常生活の支援（家事・身体介護）を行い生活の自立をはかることを目的とした身体障害者家庭奉仕事業が開始された。

昭和 42 年(1967)　都城市ろうあ者福祉協会

都城市内の聴覚障害者・言語障害者は、市郡を合一した支部を結成し宮崎県ろうあ者協会に属していたが、昭和 42 年に独立した都城支部を組織した。

昭和 42 年(1967)　都城市身体障害者(児)福祉団体連絡協議会

都城市内には障害者団体がそれぞれ活動を展開していたが、互いの交流や活動に伴う連絡調整を行うために、都城市身体障害者（児）福祉団体連絡協議会を昭和 42 年に発足した。

昭和 44 年(1969)　総合福祉会館

青少年から高齢者までが安心して生活でき、働くことができる郷土づくりを目指すことが課題となってきた時代となり、市民の福祉の増進及び地域文化向上の拠点として、生活・健康等の各種相談、教養、レクリエーション及び研修・各種集会・機能回復訓練などが行える総合福祉会館が開設された。

昭和 45 年(1970)　母子世帯生活つなぎ資金貸付制度

母子世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進をはかるため、母子世帯に臨時的な緊急軽費の貸付を行う母子世帯生活つなぎ資金貸付制度を開始された。

昭和 49 年(1974)　老人福祉電話設置事業

ひとり暮らしの高齢者を対象に、福祉電話を設置することによって、安否確認及び社会的孤立感を解消することを目的に老人福祉電話設置事業が開始された。

昭和 49 年(1974)　身体障害者福祉電話設置事業

外出困難な重度の身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保すると同時に、福祉の向上をはかることを目的とした身体障害者福祉電話設置事業が開始された。

昭和 49 年(1974)　特別養護老人ホーム

人口の流出及び核家族化が進むなかで、都城市においても、ひとりぐらしの高齢者・ねたきり高齢者が年々増加してきた。介護を必要とする情勢に対応していくために、養護老人ホームの他に特別養護老人ホーム白寿園が開園される。

昭和 50 年(1975)　重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進をはかるため、保険診療分の自己負担額について、都城市が単独で助成を行う重度心身障害者医療費助成事業が開始された。

昭和 50 年(1975)　世帯更生資金利子補給事業

低所得の状態である世帯が、世帯更生資金を借受け、納付期限内に償還した場合に、その利子を補給する制度として開始された。

昭和 52 年(1977)　社会福祉協議会会員会費

社会福祉を推進するにあたり、都城市社会福祉協議会の活動に賛同していただける会員の募集を始める。

昭和 53 年(1978)　都城市社会福祉協議会

社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき、社会福祉を目的とする事業に関する調査・総合企画・連絡調整並びに社会福祉に関する普及宣伝活動を行うことを目的とする法人として、都城市社会福祉協議会が社会福祉法人認可を受ける。

昭和 53 年(1978)　児童センター

児童館の機能と、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、技能の習得、体力の増進をはかることを目的とした児童センターが神柱公園内に開設される。

昭和 53 年(1978)　母子家庭医療費助成制度

母子家庭の医療費の一部を助成することにより、母子家庭の健康増進と福祉の向上をはかる目的として市単独事業で母子家庭医療費助成制度を実施される。

昭和 53 年(1978)　ねたきり老人短期保護事業

ねたきり高齢者を介護している家族が疾病などの理由により在宅での介護を行うことが困難となった場合、高齢者を一時的（7 日間を限度）に特別養護老人ホームにおいて短期入所を行い、高齢者及びその家族の福祉の向上をはかることを目的とした、ねたきり老人短期保護事業（現短期入所生活介護）が特別養護老人ホーム中郷園で開始される。

昭和 54 年(1979)　身体障害者福祉バス運営管理事業

身体障害者の社会参加を促進するために、各種講習会・更生相談事業・スポーツ大会・レクリエーション大会などに参加するため身体障害者福祉バス運営管理事業が開始し、その運営管理を都城市社会福祉協議会へ委託される。

昭和 54 年(1979)　福祉活動専門員

地域住民がその地域問題の解決に向けて、主体的な意志と参加により行動することを支援し展開をはかるワーカーとして都城市社会福祉協議会へ福祉活動専門員が配置される。

昭和 54 年(1979)　友愛訪問事業

ひとりぐらしの高齢者の孤立感の解消ならびに、安否確認を行うことを目的とした友愛訪問事業がヤクルト配達員の協力を得て開始される。

昭和 56 年(1981)　都城市高齢者住宅整備資金貸付事業

介護が必要な高齢者世帯に対し、専用居室や浴室などの改造をおこなうための資金を貸付ける事業として都城市高齢者住宅整備資金貸付事業が始まる。（平成 5 年に事業終了）

昭和 57 年(1982)　デイサービス事業

在宅で生活する虚弱高齢者等を対象に、通所により入浴サービス、食事サービス、日常動作訓練及び送迎サービスを行い、高齢者の自主生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上をはかるとともに、その家族の身体的・精神的な介護軽減をはかることを目的に特別養護老人ホーム豊望園に併設されたデイサービスセンターで開始される。

昭和 57 年(1982)　心身障害児通園事業

心身に障害のある幼児の早期発見、早期療育のため、通園による療育・訓練保育事業が、ひかり園で開始される。

昭和 57 年(1982)　地区福祉推進委員会

住民が主体となり、相互に協力し、自分たちの住む地域福祉の増進をはかることによって、より良いまちづくりに向けた取組みを展開する地区福祉推進委員会が各地区に設置された。

昭和 58 年(1983)　地域ボランティア発掘指導育成事業

都城市全域にボランティア活動を推進していくため、活動の中心的な人材を発掘・育成することを目的とした地域ボランティア発掘指導育成事業が展開された。

昭和 59 年(1984)　総合社会福祉センター落成

社会福祉が地域福祉、在宅福祉サービスへと移り変わり、ボランティアの育成や地域組織化を取組むなかで、活動の拠点を望む声が高まり、市民の声にこたえ、生活・健康等の各種相談・教育・レクリエーション及び研修・集会・機能回復訓練等に活用できる場として提供するほか、ボランティア活動をはじめ総合的な社会福祉の拠点として総合社会福祉センターが開設された。

昭和 60 年(1985)　社会奉仕活動センター

地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに、組織的な社会奉仕活動育成援助などを行い、社会福祉の増進に資することを目的に社会奉仕活動センターが開設される。

昭和 61 年(1986)　第 1 回都城市福祉まつり開催

総合社会福祉センターの開設に伴い、福祉に関する情報を提供するとともに、福祉団体と市民との交流をはかることを目的とした第 1 回都城市福祉まつりが開催された。

昭和 62 年(1987)　点字図書館開館

視覚障害者情報提供施設として、点字刊行物、聴覚障害者用の録音物その他各種情報が記録されたものを無料又は低額な料金で視覚障害者へ提供する施設として点字図書館が開館。

平成元年(1989)　ウエルネス都城

「豊な自然と人間性、そして先進的都市機能に育まれた活力ある都市づくり」を目指して「人が元気」「まちが元気」「自然が元気」のスローガンのもと『ウエルネス都城』を都市像として掲げ、市民主導によるまちづくりを展開することになる。

平成 2 年(1990)　在宅介護支援センター

在宅で生活される高齢者またはその家族を対象に、介護に関する総合的な相談を受け、ニーズにあった保健・福祉サービスが総合的に受けられるように市町村及び関係機関などとの連絡調整を行う機関として在宅介護支援センターが設置される。

平成 4 年(1992)　志和池福祉センター

在宅で生活される身体障害者の社会参加を促進し、また、家族等の介護負担の軽減をはかることを目的に、日常生活において必要な介護（食事・入浴・移送サービス）や訓練を受けることができる在宅障害者デイサービス事業が志和池福祉センターで開始され、あわせて、地域の高齢者との交流をはかることにより地域福祉を充実する拠点施設として都城市社会福祉協議会へ委託し運営が開始される。

平成 5 年(1993)　ねたきり老人等在宅歯科診療事業

ねたきり高齢者等で治療が必要であるにもかかわらず、通院が困難な方を対象に歯科医師が訪問し歯科治療を行う在宅歯科診療事業が開始される。

平成 5 年(1993)　　ふれあいのまちづくり事業

ひとりぐらしの高齢者や障害者など要援護者への生活支援を住民参加で総合的に取組んでいく新しい国庫補助事業「ふれあいのまちづくり事業」を厚生省より都城市社会福祉協議会が指定を受けた。①総合相談事業及びサービスコーディネート、②食事サービスや移送サービスなど住民参加による日常の生活支援活動、③小地域福祉ネットワークによる見守り活動、④ふれあいいきいきサロン活動、⑤住民参加型在宅福祉サービス団体の活動支援など、幅広くこれからの新しい社協活動のあり方を目指して取組んだ。

平成 5 年(1993)　　ウエルネスハートセンター

ふれあいのまちづくり事業の一環で、住民のあらゆる生活・福祉問題を受けとめ、問題解決につなげる総合相談機関としてウエルネスハートセンターが開設される。(従来の心配ごと相談を発展改組)

平成 5 年(1993)　　都城市社会福祉施設等連絡会

都城市内の社会福祉施設や県立養護・ろう学校、医療機関、行政機関などが相互に連携をはかり、それぞれの地域において福祉活動をいっそう高めることを目的として都城市社会福祉施設等連絡会が結成される。

平成 6 年(1994)　　高齢者住宅改造助成事業

要援護高齢者の世帯について、その住宅を当該高齢者の生活に適するように改造するために要する費用を助成することにより、自立生活の維持・促進及び介護者の負担軽減をはかるため高齢者住宅整備資金貸付事業にかわって高齢者住宅改造助成事業が開始される。

平成 7 年(1995)　　地域リーダー養成塾開講

所属する施設分野に限らず、児童福祉から高齢者・障害者まで福祉全般にわたる総合的な知識を備え、地域や各施設の中心となり、福祉の諸問題のコーディネート力や諸事業の企画力を有する人材を育成することを目的に地域リーダー養成塾が開講された。

平成 8 年(1996)　　都城市ボランティアセンター

都城市社会福祉協議会単独のセンターとして、ボランティアに関する相談、活動希望者の登録、需給調整などを行い、また、安心して活動を展開していくためのボランティア活動保険加入など、ボランティアに関する総合的な窓口として開設される。

平成 9 年(1997)　　社会福祉普及推進校連絡会結成

社会福祉普及推進校は、昭和 52 年度より小中学校および高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、おもいやりとやさしさを養い、社会奉仕の実践力を身につけることを目的として実施され県社協が学校を指定するものである。指定期間は 3 ヵ年であるが、県社協指定終了後、市社協が共同募金の配分金を受けて引続き指定し、31 の学校をもって社会福祉普及推進校連絡会が設立された。

平成 10 年(1998)　　24 時間ホームヘルプサービス開始

高齢社会の到来により、介護ニーズも複雑化し、家族の介護負担も重くなってきた。そのような社会情勢のなか、一人ひとりのニーズに即した社会福祉サービス事業のあり方が期待されるようになり、都城市社会福祉協議会において 24 時間対応可能としたホームヘルプサービスが開始される。

平成 10 年(1998)　　第 1 期地区社協モデル指定(祝吉・西岳)

「身近な福祉を住民の手で」を理念とした福祉コミュニティづくりとして祝吉地区と西岳地区において「地区社協モデル事業」を開始した。

平成 10 年(1998)　障害者生活支援センター事業

在宅で生活する障害者やその家族の地域における生活を支援するために、相談、各種サービスに関する情報提供、介護に関する助言、福祉サービス利用援助などを支援するセンターとして都城市障害者生活支援センターが都城市社会福祉協議会に開設される。

平成 11 年(1999)　地域福祉権利擁護事業

判断能力の十分でない人が、福祉サービスを選択し利用できるよう福祉サービス事業者との契約手続や利用料の支払い等の援助をすることで、地域で生活が続けられるよう、福祉サービスを適切に利用する権利を擁護することを目的に地域福祉権利擁護事業が開始される。

平成 11 年(1999)　重度身体障害者等移動支援事業開始

在宅で生活する重度身体障害者（児）及び概ね 65 歳以上の要援護高齢者の社会参加促進をはかるため、車椅子でも乗降可能な車両を用いて、重度身体障害者等移動支援事業が開始される。運転手にはボランティアを募集して住民参加型の福祉サービスとして実施された。

平成 12 年(2000)　介護保険スタート

高齢化による介護問題を社会問題としてとらえ、介護は社会全体で解決していかなければならない社会保障の枠組として介護保険制度がスタートする。

平成 12 年(2000)　基幹型在宅介護支援センター運営事業開始

都城市における高齢者のニーズに効率的・効果的に対応していくために、保健・医療・福祉・介護の各分野の調整・連携をはかり、総合的な地域ケア体制を確立することを目的とし、また、従来より設置されてあった地域型の在宅介護支援センターを統括する機関として基幹型在宅介護支援センターが社会福祉協議会へ設置される。

平成 12 年(2000)　地域福祉計画に関する調査研究モデル事業

ウエルネス運動と都城市社会福祉協議会の活動が高く評価され、全国社会福祉協議会の地域福祉計画策定モデル事業を社会福祉協議会が受託し都城市との連携により都城市の地域福祉推進の展開について取り組んだ。

平成 12 年(2000)　高齢者軽度生活援助事業

介護保険に該当しないが日常生活に援助を要する高齢者に対し、介護予防のため日常生活の援助を行う高齢者軽度生活援助事業が都城市より都城市社会福祉協議会へ委託され開始される。援助を行う生活援助員は、地域の住民より募集してその援助を展開している。

平成 12 年(2000)　生きがい活動支援通所事業

介護保険に該当しない高齢者に対し、要介護状態への進行を防止するため、生きがい活動支援通所事業が都城市内 9 ヶ所のデイサービスセンターで開始される。(現在 10 ヶ所のデイサービスセンターで実施)

平成 12 年(2000)　身体障害者介護等支援サービス試行的事業

障害者の在宅生活の向上をはかるために、公的・私的の在宅サービスや社会参加といった様々な需要を持っている在宅の障害者の生活を支援するため、その人にとって適切なサービスを調整する介護等支援サービスの試行的事業を都城市社会福祉協議会が都城市より受託し平成 12 年 10 月より平成 13 年 3 月まで実施した。

平成 13 年(2001)　第 2 期地区社協モデル事業(五十市・中郷)

第 2 期地区社協モデル事業として五十市地区・中郷地区を指定した。

平成 15 年(2003)　　都城市地域福祉計画

一人ひとりが住み慣れた地域において、地域福祉の推進をはかるために、住民自らが参加し地域社会の構築に向けた計画である地域福祉計画が策定された。地域に根ざした計画を策定するため、本計画と 11 地区ごとの地区計画が住民参画により策定された。

平成 15 年(2003)　　地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携に関する研究モデル事業

平成 11 年に開始された地域福祉権利擁護事業は、判断能力が低下しているものの、契約締結能力がある方を対象に福祉サービス利用支援を展開してきたが、判断能力の低下に伴い契約締結能力が逸脱した契約者や年金が搾取されている問題、訪問販売などが断れず繰り返し被害にあっている痴呆性高齢者・知的障害者・精神障害者などの権利を擁護するシステムとする成年後見制度の利用に関する研究モデル事業について全社協より指定を受ける。

出典

『都城市史』（都城市） 1970(昭和 45)年 3 月 31 日
『都城北諸県社会福祉史』（瀬戸山計佐儀編著） 1969(昭和 46)年 9 月 15 日
『市政のあゆみ』第 1 集　昭和 29 年度～昭和 33 年度 （都城市） 1960(昭和 35)年 5 月
『市政のあゆみ』第 2 集　昭和 34 年度～昭和 38 年度 （都城市） 1965(昭和 40)年 5 月
『市政のあゆみ』第 3 集　昭和 39 年度～昭和 43 年度 （都城市） 1970(昭和 45)年 5 月
『市政のあゆみ』第 4 集　昭和 44 年度～昭和 53 年度 （都城市） 1980(昭和 55)年 3 月 31 日
『市政のあゆみ』第 5 集　昭和 54 年度～昭和 58 年度 （都城市） 1985(昭和 60)年 3 月
『市政のあゆみ』第 6 集　昭和 59 年度～昭和 63 年度 （都城市） 1990(平成 2)年 3 月
『市政のあゆみ』第 7 集　平成元年度～平成 5 年度 （都城市） 1995(平成 7)年 3 月
『市政のあゆみ』第 8 集　平成 6 年度～平成 10 年度 （都城市） 2000(平成 12)年 3 月

第2 都城市の福祉基礎データ

○数字は年度を表す。⑭は平成１４年度、⑥は６年度、④は４年度。

区　　分	平成15年	平成10年	平成5年	備考
人口(住民基本台帳)	132,550	133,367	130,845	
0歳から14歳人口(年少人口)	20,744	22,657	24,929	
内訳　男性	10,543	11,548	12,595	
女性	10,201	11,109	12,334	
少子化率	15.6	17.0	19.0	
15歳から64歳人口(生産年齢人口)	82,422	84,904	84,459	
内訳　男性	39,929	41,634	40,487	
女性	42,493	43,270	43,972	
65歳以上人口(老年人口)	29,384	25,806	21,445	
内訳　男性	11,754	10,300	8,448	
女性	17,630	15,506	12,997	
高齢化率	22.2	19.3	16.4	
世帯数	52,918	51,366	47,208	
世帯当り人員数	2.5	2.6	2.8	
人口移動				
(1)出生	1,304	1,317	1,375	
(2)死亡	1,315	1,106	1,059	
(3)転入	6,874	6,389	7,338	
(4)転出	6,621	6,584	7,272	
一人暮らし高齢者(65歳以上)	3,239	2,831	2,246	
高齢者夫婦世帯(65歳以上)	244	319	362	

区　　分	平成15年	平成10年	平成5年	備考
生活保護受給世帯(各月合計)	⑭ 7,623	6,425	7,274	
生活保護受給人数(各月合計)	⑭ 9,935	8,211	10,115	
生活保護費	⑭1,539,536,917	1,410,462,349	1,188,873,229	
身体障害者手帳保持者数	6,585	5,854	5,358	
身体障害者更正援護施設入所者数	61	58	53	
療育手帳保持者数	771	737		
知的障害者施設入所者数	190	140	99	
精神保健福祉手帳保持者数	202	93	------	
精神障害者施設入所者数(都城保健所管内)	⑭ 1,396	1,391	1,176	
医療施設数		251	229	
医療関係従事者数	⑭ 3,482	3,637	④ 2,960	2年に一度
公立保育所数	3	12	13	
公立保育児童数	412	453	492	
公立保育所従事者数	87	105	88	
法人立保育園数	39	38	38	
法人立保育園園児数	2,747	2,714	2,619	
法人立保育園従事者数	694	561	461	
幼稚園数	14	14	14	
幼稚園園児数	1,321	1,605	1,802	
幼稚園教員数	87	91	92	
小学校生徒数	8,548	9,258	10,642	
小学校数	23	23	23	
小学校教員数	448	459	492	
中学校生徒数	4,492	5,236	5,732	
中学校数	12	12	12	
中学校教員数	309	306	320	
高等学校生徒数	5,514	6,256	6,773	
高等学校数	7	7	7	
高等学校教員数	395	411	400	
児童遊園数	8	8	8	
主な障害者援護事業				
(1)特別障害者手当受給者数	249	278	290	
(2)障害児福祉手当受給者数	87	85	83	
(3)障害基礎年金受給者数	205	194	235	
(4)生活福祉資金(貸付累計件数)	⑭ 236	200	174	
(5)敬老特別乗車券支給額	⑭80,601,000	61,880,000	49,882,000	

区　　分	平成15年	平成10年	平成5年	備考
主な在宅福祉サービス				
(1)訪問介護(ホームヘルパー)利用者数(延)	⑭ 15,591	672	270	
(2)訪問介護(ホームヘルパー)事業所数	24	4	2	
(3)通所介護(デイサービス)利用者数(延)	⑭ 80,484	48,368	16,963	
(4)通所介護(デイサービス)事業所数	22	7	3	
(5)紙おむつ給付利用者数(高齢者)	⑭ 1,642	-----	-----	
(6)紙おむつ給付利用者数(障害者)	⑭ 54	-----	-----	
(7)緊急通報システム利用者数	357	340	326	
医療・給付				
(1)老人医療平均受給者数	1,736	1,665	1,661	
(2)重度心身障害者医療受給件数	⑭ 34,543	19,620		
(3)乳幼児医療受給件数	⑭ 90,511	21,875	334	
(4)母子・父子家庭医療受給件数	⑭ 14,994	5,000	1,732	
介護保険				
(1)第1号被保険者数	29,456			
(2)要介護(要支援)認定者数	5,131			
(3)居宅介護等サービス受給者数	3,274			
(4)施設介護サービス受給者数	897			
内訳　①介護老人福祉施設	317			
②介護老人保健施設	279			
③介護療養型医療施設	301			
児童手当対象児童数(年間累計)	⑭ 81,566	34,382	⑥ 36,356	
児童扶養手当受給者数	1,519	1,245	1,130	
ボランティア人口(協会加入)	2,151	2,382	-----	
ボランティア団体数(協会加入)	14	16	-----	
公民館加入世帯数	36,019	36,613	-----	
公民館加入率	68.1%	71.3%	-----	
自治公民館数	170	170	-----	
民生委員児童委員数	234	233	225	
内訳　男	108	121	-----	
女	126	112	-----	
高齢者クラブ加入人数	6,407	8,439		
高齢者クラブ数	110	140	153	

第3 策定体制

第２次都城市地域福祉活動計画策定要綱

平成１５年９月９日　制定

（主旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の第２次都城市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定める。

（組織）

第２条　計画を策定するために、策定委員会を設置する。

２　策定委員会の委員は、社協理事をもって構成し、社協会長が委嘱する。

３　策定委員会に助言者をおく。

４　助言者は、知識経験者のなかから、社協会長が委嘱する。

（所掌事項）

第３条　策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）計画の調査研究に関すること。

（２）計画の立案に関すること。

（３）その他、計画の策定に関すること。

（委員の任期）

第４条　策定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から作業終了時までとする。

（役員）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

２　委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（事務局）

第７条　策定委員会の事務局は、社協総務課企画係に置く。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、社協会長が定める。

附　則

１　この要綱は、公表の日から施行する。

２　この要綱は、計画の施行の日にその効力を失う。

会議の結果（議事録要約）

■第１回策定委員会

１　日時：平成１５年９月９日（火）１１：００～１２：００

２　議事

（１）佐々木社協会長による委嘱状交付

（２）委員長・副委員長選出

　　委員長：佐々木文雄、副委員長：中村清春、下徳省吾

（３）経過説明（事務局）

（４）協議

　①計画の骨子（案）について

　②今後の予定について

　③その他

①計画の骨子（案）について

（事務局説明）

○当日資料４頁～５頁に基づいて、計画の骨子を５本とすることについて説明。

　①「地区計画」支援計画

　②「市地域福祉計画」の実施計画

　③「社協内部課題」解決のための計画

　④「合併後」の社協基本計画

　⑤社協基盤強化計画

（各委員の意見）

○一次計画書を配布してほしい。

○合併後の社協のあり方を検討するのは、課題が大きいようだ。

○５つの骨子があるが、最大の課題は財源に尽きるようだ。

○１１地区の活動については格差がある。それぞれの取り組み状況を具体的に資料で提供してほしい。

○骨子の①と②を徹底して議論したい。

②今後の予定について

③その他

（事務局長より）

○社協の活動計画と合併の関係について説明。

○１６年度末というタイムリミットで社協法人の合併作業は避けられないと考えている。１５～１６年度は合併作業に忙殺され、１７年度新市社協スタートという予定である。

○したがって、社協活動計画を作るといっても、今回の時期を逃すとどんなに早くても１７～１８年度になりかねない。

■第２回策定委員会

１　日時：平成１５年１０月２２日（水）１３：４０～１５：３０

２　議事

（１）第１回策定委員会の内容確認

（２）協議

①第１次計画の評価について

②「地区計画」支援計画について

③「社協事務事業」改善計画について

④その他

①第１次計画の評価について

（各委員の意見）

○第１次計画の対象は誰であり地域の高齢者は読む機会があったか。

○カタカナ語が多く、誰もが理解しやすい工夫をしてほしい。

○地域の座談会やいきいきサロンの実施回数を聞かせてほしい。

②「地区計画」支援計画について

（立山委員からの説明）

○地区社協と地区の現状と課題について

（各委員の意見）

○１６年度の７地区の地区社協指定について説明を聞きたい。

○机、イス、電話等の備品整備の現状はどうなっているのか。

○国の合同庁舎建設に伴う物品整理で出る備品を活用すればいい。

○共同募金配分金の各地区からの申請の状況はどうか。

○一人暮らしの支援といきいきサロンの在り方について。

○一般の住民の意識向上を具体的にどう進めるかが課題である。

○住民が増え地域での課題も増える中でネットワークが必要であるが、地区社協を利用できない方への配慮についても大切である。

○地区社協の人員増と予算確保の問題をもっと具体的に表してもらいたい。

○自治公民館の班の組織や隣近所の在り方を考えてもらいたい。

③「社協事務事業」改善計画について

（各委員の意見）

○№５（労務管理）　残業は本当に多い。

○№６（表彰）　受賞者は大変喜ばれる。

○№１９（社協会員会費）　日赤募金のようにやってはどうだろうか。

○№２９・３１（地区福祉推進委員会・地区社協）　一体的に考えてもらいたい。

（事務局長より）

○住民の目線で作った地区計画はこれが初めてであり、こうした時代の変化の中で分かりやすい活動計画をつくっていただきたい。

○会費の問題は協力する側が協力しやすいものにしていきたい。

○共同募金は地域福祉がスローガンになっており、スローガンに合わない配分について再考するようにいわれているが配慮していきたい。

○地区の地域福祉計画を定着化させるための財源の確保も課題であるが、中でも一番大切なのは住民の意識向上である。

〇一人暮らしへの配慮については地区の課題として位置づける必要がある。
〇合併により、すべての事業を見直しする作業が入ってくる。
　理事会についても随時開催しなければならなくなる。
　場合によっては毎月開催することも予想されるため、協力を仰ぎたい。

■第３回策定委員会

１　日時：平成１５年１１月２７日（木）１３：３０～１５：３０

２　議事

（１）協議

①「市地域福祉計画」の実施計画について

②社協基盤強化計画について

③その他

①「市地域福祉計画」の実施計画について

（各委員の意見）

○各論がいろいろ出ているが、総合的にどのような取り組みになるのかがよく理解できない。

○新たな取り組みがなされても途切れる場合がある。継続性が保てるよう検討してほしい。

○保健所でも相談事業に取り組んでいるが、そのような現存する機関も相談機関プラットフォームに参入するのか。

○各種相談機関も典型的なタテ型で、横につながる機能がない。

○あまりにも組織を作りすぎると屋上屋を重ねるようだ。相談機関連絡会より総合的な機関の設置がいいのではないか。

○「地域福祉型サービス」をめざすという点で、ふれあい型から生活支援型への移行は、すぐには難しい。現状でも手いっぱいである。

○この計画は、現状で満足していてはいけない、今よりもっと改善していきたいという内容なのか。

○それぞれみんな精一杯やっている。しかし、どうしても谷間（隘路）ができてしまう。地域住民の連携がなければ救われない実態が現実にまだ起こっている。

○横の連携のない現在の地域性の中で、資源としての自分たちの専門分野がどのように生かせるのか考えていきたい。

○福祉後見サポートセンターは専門的な分野だが、後見制度の費用の問題や現実に年金搾取の問題などが起こっていることを考えると、早めの対応をお願いしたい。

○民生委員児童委員は過重負担を負っていると思う。行政として民生委員児童委員を支援する手立ては考えられないか。

②社協基盤強化計画について

（各委員の意見）

○合併が前提としての計画なのか。

○財政的には初めから減という方向で考えたほうがよいのではないか。

○福祉の需要は間違いなく増えるのに反してコストは減っていく。行政に泣きついても補助金はない。社協の独自財源といっても将来にわたっての保障まではとても望めない。経済性を追及できない地域福祉という分野に関しては、行政にコスト負担の支援を仰がないと難しい。

○給付事業は止めた。いつまでも施しだけではもたない。

○共同募金の配分も適正化を考えなければいけないのではないか。

○役員による法人経営も是非やっていただきたい。

■第４回策定委員会

１　日時：平成１６年１月２６日（月）１３：３０～１５：３０

２　議事

（１）協議

①第２次計画原案の全体協議（内容、名称、その他）

②助言者による助言

③その他

①第２次計画原案の全体協議（内容、名称、その他）

（各委員の意見）

○地区社協の今後の体制（専任制や職員による地区担当制）、共同募金専従担当職員の配置についての見通しはどうか。

○地区社協により住民と密接に関係し、かなり浸透してきた。地区公民館で福祉をもっと考えたらどうか。

○合併が具体化したらボランティア情報センターや地区社協はどのように調整していくのか。

○人の問題、補助の見通し、財政基盤の弱さは否めない。住民会費をもっとＰＲしたらどうか。尻込みしたような感もある。

○地域福祉計画の実施計画にあるボランティア情報センター構想を詳しく説明してほしい。

○地域ボランティア連絡協議会とボランティア協会との連携もボランティア情報センター構想に入っているか。

○合併になった場合、合併した町との計画のすり合わせができるのか。

○事務局体制がしっかりしていないと組織を生かした実践はできない。

○住民の関心が足りない、欠けている。意識改革が重要なポイントである。

○計画に重点計画と緊急計画も入れてメリハリをつけるべき。地区社協が緊急計画として考えられる。それにはコミュニティソーシャルワーカーという専門職は必要になる、という流れではないか。

（横山委員より）

○地区社協の体制については、１６年度にいっせいに整備する考えをもっている。「地域福祉計画特別支援事業」を新規事業として計上した。

○地区公民館の職員の活用については具体化していない。現実的には事務局がしっかりすることだ。

（事務局長より）

○公立公民館は長らく地域コミュニティの拠点であるので、福祉コミュニティの拠点になることがオーソドックスだと思う。その方向性が確認できれば行政とも協議したい。まず中学校区、それから小学校区を考えていけばよい。

○ボランティアセンターを充実するとすれば思い切って基金を活用したらどうかと考えている。

○社協会員会費については今年度、検討委員会を設置し答申を受けている。合併の議論のテーマにもなるもので、考えていきたい。

②助言者による助言

○長い歴史の中で民間が人々の暮らしを守ってきた。先輩たちの工夫や闘いから学ぶことは大切である。

○ふくしみらい２１は個別の課題に対して誰がどこでどんなことをするのか明

記した計画だった。
○都城市は１１地区を中核圏域として１７０の自治公民館で細やかに地域福祉をすすめていく、この考え方で徹底した方がよい。
○福祉区においてもボランティアに関する相談をするなど、地域に根ざした活動を考えた方がよい。
○ボランティア情報センターの活動はもっと幅広く捉えること、時期は１９年では遅い、むしろ機能的に早く動かしておくべきだ。
○コミュニティソーシャルワーカーを明確に表すことによって、有給の福祉専門職、地域に足を置きながら地域を見通す館長など、それぞれのかかわり方が見えてくる。
○コミュニティソーシャルワーカーの養成と配置について。
○各種相談窓口の連携。
○施設等連絡会との連携。
○カタカナが多い。
○松江市は公民館職員、地区社協会長、地域福祉推進職員（市単）、社会教育関係の４人が地区社協のお世話をしている。
○公民館のあり方として福祉を前面に出したほうが政策的にもよい。
○行政計画とあまり離れない形でつくられている。
（事務局より）
○名称については活動計画ではなく支援計画はどうか。

第２次都城市地域福祉活動計画策定委員会　名簿

【委員】

No	委員会役職名	氏　　名	理事会役職名	選　　出　　区　　分
1	委 員 長	佐々木　文　雄	会　　長	都城地区保護司会会長（摂護寺）
2	副委員長	中　村　清　春	副 会 長	宮崎県共同募金会都城市支会会長（株式会社中村）
3	副委員長	下　徳　省　吾	副 会 長	市民生委員児童委員協議会会長
4	委　　員	中　島　康　雄	常務理事	市社会福祉協議会事務局長
5	委　　員	横　山　成　保	理　　事	市福祉事務所所長（市健康福祉部長）
6	委　　員	亀　元　義　男	理　　事	市自治公民館連絡協議会会長
7	委　　員	江　口　安　也	理　　事	市社会福祉施設等連絡会会長（みどり園）
8	委　　員	中　山　郁　男	理　　事	都城市北諸県郡医師会（中山産婦人科医院）
9	委　　員	杉　本　隆　史	理　　事	宮崎県都城保健所所長
10	委　　員	立　山　静　夫	理　　事	都城ボランティア協会会長
11	委　　員	髙　野　純　男	理　　事	市障害者団体連絡協議会事務局長
12	委　　員	關　　紀　洋	理　　事	市社会福祉普及推進校連絡会会長（県立都城西高等学校）
13	委　　員	東　元　正　人	理　　事	都城商工会議所専務理事
14	委　　員	髙　木　美値子	理　　事	相愛保育園園長
15	委　　員	有　満　忠　信	理　　事	市議会文教厚生委員
16	助 言 者	上野谷　加代子		桃山学院大学社会学部教授

【事務局】

No		氏　　名	所　　属	職　名
1		大　田　正　和	都城市社会福祉協議会	事務局次長
2		秋　田　正　子	総務課	課　　長
3		大　田　勝　信	総務課企画係	係　　長
4		星　村　太　一	総務課企画係	主　　事
5		田　村　真一郎	総務課企画係	主　　事
6		西　　いく子	地域福祉課	課　　長
7		櫻　田　賢　治	地域福祉係	主　　事
8		森　山　慎　悟	地域福祉係	主　　事
9		川　﨑　博　志	ボランティアセンター	主　　事

第２次都城市地域福祉活動計画

みんなで創る地域福祉

〒885－0077
宮崎県都城市松元町4街区17号
TEL　0986(25)2123
FAX　0986(25)2103